

第四章 十五年戦争のなかの

町づくり

第一節 窮乏する財政

85 大蔵省預金局宛真鶴町財政切抜策ニ対スル御回答

一九三三年五月十七日

昭和八年五月十七日起案 昭和同年同月同日施行

大蔵省預金部

事務官 入江 昂殿

神奈川県足柄下郡

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赴

客月御出張ノ節御下問ニ接シ候条々御回答遅延ノ段ハ幾重ニモ御寛恕奉願上候、別紙取揃へ御高覧ニ奉供候

真鶴町財政切抜策ニ対スル御回答

真鶴町外二ヶ村組合長

松本 赴

真鶴町ノ重ナル歳入ヲ検スルニ昭和八年度ニ於テ

五三、二六五円——財産ヨリ生スル収入

八、三六九——手数料及使用料

六、一八九——義務教育費国庫下渡金

三、四〇〇——雑収入

一一、一八六——町税

合計 八三、四〇九円

ニシテ是レヲ歳出經常部金四万参千貳百円ニ比スレバ殆ンド倍額ノ歳入超過ニ有之候 而シテ經常部歳出ハ十年一日ノ如ク殆ンド増減無之候 今後モ人口増加ニ伴フ就学児童数増加ノ為メ小学校費ノ増額ヲ予想サル、外他ニ甚タシキ増額ヲ来ス見込ナシ左レバ此ノ歳入超過額ハ臨時部ノ事業完成後ハ凡テ公債償還ニ振向ケラルベキモノ有之候

真鶴漁港修築事業ハ昭和八年度ニ於テ完成スルヲ以テ真鶴町ハ将来他ニ何等計画スベキ事業ヲ有セズ実ニ漁港修築ハ本町空前絶後ノ事業ニシテ之レヲ実現セザレバ真鶴町ハ発展セズトノ信念ヲ以テ計画セラレタルモノニ有之

候 真鶴町ハ如何ナル艱苦ヲ忍ビテモ之レヲ成就セザルベカラズ若シ其ノ反対ニ漁港修築ヲナサズ歳入超過ノ故ヲ以テ町税ヲ徴収セザルノ安易道ヲ採リタリト仮定セバ古来天恵ニ慣レテ遊惰ノ風アル真鶴町民ハ更ニ一層奢侈靡ノ習ヲ増シテ醉生夢死ノ状ニ陥リ衰亡ノ道ヲ辿ルベキハ火ヲ看ルヨリ明カナルモノニテ有之候

真鶴町ハ向上発展ノ大飛躍ヲナス為メニハ如何ナル艱苦ヲモ忍バザルベカラズ戦ツテ勝ツノ精神ヲ以テ漁港修築ノ事業ニ着手シタルモノニ有之候

現在ノ町財政ハ甚ダ苦シ然レ共是レガ為メニ中途ニシテ挫折スベカラズ岩ヲモ透ス桑ノ弓ノ情熟ト不撓不屈ノ精神ヲ有スルモノニ候

漁港修築完成後ハ町営魚市場ノ開始アリ埋立地ノ売却アリ将来ノ財源トシテ此二者ハ頗ル有望ニシテ今後数年ヲ経ズシテ真鶴町財政ノ基礎ハ確立スベキモノト存候得共今日其ノ為メニ多言ヲ費スヲ潔シトセザルモノニ候 何トナレバ、斯ル事ハ反対ノ立言モ容易ナル故ニテ候 財政切抜策ハ他ナシ 切抜クル外他ニ途ナキ事ヲ大悟徹

底シテ進ムノ信念アルノミニテ候 真鶴町ハ難船セシムル能ハズ 細心ノ注意ト不断ノ努力ヲ以テ怒濤ト戦ヒ暗礁ヲ避ケ巧ミニ水先案内ヲナシテ安全ナル港ニ向進スル外他ニ途ナシト存候

真鶴町ノ理事者ハ失敗セバ討死セントスル如キ卑怯ナル覚悟ヲ毛頭モ有セズ候

機ニ臨ミ変ニ応ジテ必ズ勝ツノ信念ヲ以テ現ニ水先案内ヲ致居候此ノ信念ハ万策尽クルモ決シテ討死ヲセズ 必ズ敵ヲ降服セズンバ止マザルノ精神ニ有之候

要スルニ方策ニアラズ必ズ切抜ケザレバ止マザルノ信念アルノミニ有之候

(真鶴町役場蔵)

大蔵省預金部宛に、真鶴町における財政再建策を提示したものである。しかしながら、本史料が示すように精神面の強調をして財政難に対処するほかに、年を経ることに財政状況が悪化していくのは史料が示すところである。

昭和九年度真鶴町歳入出予算ノ件

一九三四年三月二十四日

九地第一、五二五号

昭和九年三月二十四日

内務部 長 園

足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合長殿

昭和九年度真鶴町歳入出予算ノ件

本月十九日付九真発第一五三号ヲ以テ標記ノ件報告相成候処從來ノ実績ニ徴スルニ歳入予算ノ内不確定ノ財源又ハ見積過大等ノ原因ニ依リ之レカ収入ニ欠陥ヲ生スルコト多ク而モ歳出ノ整理節約不徹底ニシテ年度末ニ至リ多額ノ翌年度歳入繰上充用ヲ行ハサル可カラサル現況ニ有之町将来ノ為甚タ遺憾ニ候条此ノ際特ニ左記事項留意ノ上年度内収支ノ均衡ヲ得ルハ勿論累年後年ニ貽スコト無キヲ期セラルベク候

追テ歳出臨時部第三款公債費利子中住宅建築資金（借入金元金一一、二七〇円分）利子一二八円四七計上ナキ

モノト認ムルヲ以テ機ヲ見テ追加相成度

記

一、漁業権貸付料 数年間ノ収入実績ヲ調査シ出来得

ル限リ歳出ノ節約ヲ行フコト

二、水道使用料 從來ノ如ク多額ノ滞納ヲ残スコトナ

キ様注意シ確實ニ予定ノ収入ヲ得シムルコト

三、市場経済繰入金 本件ハ極メテ不確實ナル収入ト

認ムルヲ以テ歳出ニ於テ当分同額以上ノ整理ヲ為スコ

ト

四、土地売却代 從來ノ実績ニ徴シ現実ニ売却予定ナ

キ限リ或ハ売却困難ナランカト認メラル、ヲ以テ歳出

ニ於テ当分同額以上ノ整理ヲ為スコト

五、町税及町税外諸収入滞納金ノ収入予定ナキモ出来得

ル限リ徴収整理セシメ歳入ノ増加ヲ計ルコト

六、歳出ノ内人件費、義務負担等特殊ノ歳出ヲ除ク外極

力整理節約ヲ実行シ常ニ歳計剰余金ヲ存スルコトニ努

ムルコト

七、補助費ニ付テハ各種団体ノ成績ヲ考慮シ補助額ガ事

業費以上ニ亘ラサルコトニ注意ノコト

八、各種事業費ニ付テハ之レカ財源確定後ニ非サレバ事業ニ着手セサルコト

(真鶴町役場蔵)

本史料は、真鶴町外二ヶ町村組合が、歳入予算を過大に見込み、そのために年度末に収入に欠陥を生ずることが多く、それゆゑ次年度歳入繰り上げ充用する例が多いとして、具体的項目について歳入出予算の整理をするよう、神奈川県内務部長から指示を受けたものである。しかし、こうした状況はなかなか改善されず、一九三九年(昭和十四)五月にも昭和十三年度歳入欠陥補填のため、昭和十四年度歳入から二万円の繰り上げ充用を行っている。

87 歳入欠陥原因ト借入前後ノ財政

一九三六年四月二十日

十一真発第一四五号

預金部資金借入申込書

一、資金年度及資金名 昭和十一年度公共団体普通事業

資金

一、金 額 金貳拾九万円也

一、資金ノ用途 高利債(歳入欠陥補填)借換

一、償還方法 年賦

一、期 限 五年据置昭和四十一年三月迄ニ償還

一、資金ヲ必要トスル時期 昭和十一年五月

右ニ依リ預金部資金借用致度此段及申込候也

昭和十一年三月二十五日

神奈川県足柄下郡

借入申込者 真鶴町外二ヶ町村組合長 西尾盡吉

内務大臣 潮 恵之 輔宛

大蔵大臣 馬場 鏐一 宛

歳入欠陥原因ト借入前後ノ財政

真鶴町ハ昭和九年度ニ於テ金二十九万円ノ歳入欠陥債ヲ起シ内務、大蔵両大臣ノ許可ヲ受ケ日本勧業銀行及神奈川県農工銀行ヨリ借入レ欠陥額(一時借入金等)ノ補填ヲナシ今日ニ及ビタルモ其額ノ莫大ナルト高利ナル為公債費ハ依然減額ヲ見ズ歳出予算総額ノ二分之一以上ヲ占

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

ムル状態ニアリ、此ノ際努メテ歳入ノ自然増収ヲ計ル一方歳出ノ整理緊縮ヲ断行シ幾分ナリ共財政ニ余祐ヲ生ズル様計画シ実行シツ、アリ

惟フニ本件ノ如キハ之レガ整理ノ上ニ最モ適切ナル方法ニシテ目下ノ急務ナリト信ズ幸ニシテ借換ヲ容認サル、ヲ得バ財政経理ノ円滑ヲ期シ基礎ヲ強固ニスルヲ得ベク左ニ歳入欠陥ヲ生ジタル原因及本資金借入ヲ絶対必要トスル理由ヲ掲記ス

一、歳入欠陥ヲ生ジタル原因

二十九万円ノ歳入欠陥債ノ事実ハ総テ左ノ事業費ニ起因セルモノナリ

一、昭和四年度ヨリ昭和七年度迄四ヶ年継続事業トシテ県営真鶴漁港修築ヲ計画シ県ハ財政困難ノ為総工費三十八万八千五百円ノ内農林省ノ補助十七万円ノ外ハ地元真鶴町ガ寄附スルコト、ナレリ

真鶴町ハ当時四ヶ所ノ町有漁場ノ賃貸料年額約八万円アリ賃貸契約期間等ノ更正ニ依リ充分其ノ負担ニ堪エ得ラルベキ自信ヲ有シ後年ニ至リ埋立完成後ノ

住宅地三千余坪ノ売却代金町営魚市場開設後ノ純益繰入等ノ収入ヲモ充当シ県ノ指示ニ従ッテ地元負担ヲ承諾シタリシナリ

然ルニ昭和五年頃ヨリ財界不況ニ伴ッテ漁獲物ノ価格低下シ漁業界亦不振ニ陥リタル為予期セル漁場賃貸料モ幾分減額ノ止ムナキニ至リ之ニ代ルベキ埋立工事著シク遅延シ従ッテ魚市場ノ開設ノ運びニ至ラズ地元負担ノ財源益困難トナレリ左レド漁港修築ノ好機ヲ逸スルコトナク飽迄之レヲ断行スル事ニ決シ毎年度負担額ハ一時借入金又ハ一年債ヲ以テ支弁シタリ

然レ共前記財源ヨリノ収入乏シク一時借入金並一年債ヲ以テ支出シタル寄附金二十一万八千五百円ハ歳入欠陥ノ止ムナキニ至レリ

二、昭和八年度ニ於テ埋立地先ニ開設スベキ魚市場営繕費一万七千五百円ニ対スル財源トシテ予定シタルモノ、中僅カニ国庫補助金五千八百八十円ノ収入アリタルノミニシテ他ハ前述ノ通収入不足ノ為一万一

千六百二十円ノ欠陥ヲ生ジ是又止ムヲ得ズ一時借入金ヲ以テ充當シタルモノナリ

三、右ノ外ハ昭和五年度以降同八年度ニ至ル四ヶ年間に亘リ船溜場築造、捨石防波堤、南北船曳揚場、港内浚渫、各線道路新設改修等各種土木事業費ノ県費補助、町債以外ノ不足額ニ充當シタル財源ヨリ生ジタル欠陥ニシテ、一面ヨリ見レバ此ノ如キ数多ノ事業施行ニ際シ何レモ不確実ナル財源ヲ以テ充當シタルノ感アルモ右ハ決シテ無謀ナル計画ニ非ズ一ニ埋立事業繰延ト之ニ伴フ魚市場開設遅延ニヨルモノニシテ漁場賃貸料ノ如キ最悪ノ場合ト雖モ裕ニ經常費ニ充當シ得ル数字ヲ示シ居ルモ修築費寄附当初計画シタル如ク經常費ニ充當スベキ右財源以外ノ収入予定通無キ為勢ヒ賃貸料ハ經常費ニ充テ事業費ハ悉ク一時借入金ヲ以テナシ翌年度ヨリ繰上ゲテ毎年繰返ス中斯様ニ莫大ナル欠陥ヲ生ズルニ至リシナリ此ノ歳入欠陥ノ起債申請ニ対シ県ハ勿論本省ニ於テモカ、ル欠陥ノ原因ニ付慎重審議セラレ事情止ムヲ

得ザルモノトシ殊ニ町財政窮迫ノ折柄速カニ許可相成リタル所以ナリ

二、借入前後ニ於ケル財政状況

昭和十一年度歳出予算総額十萬九千九百五十一円ノ中公債費五萬五千三百七十七円ニシテ、公債費利子三萬二千三十五円ノ中歳入欠陥補填債利子一萬六千七百円ニテ何レモ二分之一以上ヲ占メ茲三年間公債費ハ頓ニ膨張シ財政的ニ最モ困難ヲ来スベク、其ノ財源ニ於テモ土地売却代ノ如キ売却予定以上ヲ見込マザレバナラヌ状態ニテ如斯ハ廳テ歳入欠陥ノ因トナルベク本資金ノ借入ニヨラザレバ目下他ニ方法無之借入後ニ於ケル公債費ハ利率年四分二厘トシテ一萬二千百八十円ナルニヨリ差額四千五百二十円ヲ生ジ尚昭和十三年度ニ於テ水道費償元金八萬六千四百円ノ償還終了ニヨリ之レガ年賦金一萬一千九十二円十錢ノ輕減ヲ見ルニ至リ前記差額四千五百二十円トノ合計一萬五千六百十二円ヲ生ミ出スコトヲ得テ昭和十一年度歳入ノ中土地売却代ヲ自然增收トシテ予

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

算中ヨリ除クモ他ノ確實ナル財源ヲ以テ支弁出来得
ベク将来益財政上多幸タルベク、本資金ノ借入如何
ハ本町ノ興廃ニ大ナル影響アリトシ憂慮ニ堪エザル
処ナリ

歳入欠陥（事業費ニヨル）補填額内訳表
総額金貳拾九万円也

内 訳 金 額	備 考
二一八、五〇〇円	自昭和五年度至昭和九年度宮真鶴漁港修築費 寄附金
一五、〇二〇	昭和八年度町営魚市場営繕費二〇、九〇〇円ニ 対スル国庫補助（五、八八〇円）以外ノ不足額
五七、六六四	自昭和二年度至昭和九年度間土木事業費（港湾、 小学校）不足額合計
九、三六四	昭和五年度町村道丸山線外道路改修工事費
二、六一〇	震災後旧施設費支出額八、四七〇円ニ対スル県 補助金五、八六〇円以外ノ不足額
四、八四〇	小学校震災復旧（校舍及石垣）費
二、二四〇	水害復旧町内道路工事費
一五、七〇〇	昭和三年度施工水道布設費ノ中国庫補助見込額 トシテ計上シタル分
二二、九一〇	小学校（資金借入後設計変更ニヨル分）追加工 事費昭和二年度
計二九一、一八四	差額一、一八四円ハ一般歳入ニヨリ補填ス

（真鶴町役場蔵）

本史料は、一九三六年（昭和十一）三月二十五日付で預金部
に高利債借換資金借入れ申込みを真鶴町外二ヶ村組合がなし
たのに対し、「当該資金原因其他借換を必要とする理由を具
体的に詳記せよ」との県からの指示であらためて提出したも
のである。昭和初期から昭和十一年にかけての真鶴町の財政
状況の変化が具体的に整理されており、貴重である。

88 歳入欠陥補填のための起債方法問い合わせ

一九四〇年三月一日

拝啓

益々御清適之段奉賀候 陳者貴町に於ては歳入欠陥補填
の為に起債を為したる趣に候処参考に致度候間御多用中
御迷惑ながら右起債に付別記事項御洩し相願度右御依頼
申上候 敬具

昭和十五年三月一日

盛岡市役所

財務課長 佐川盛造[㊤]

真鶴町長殿

記

- 一 歳入欠陥ヲ生シタル初年度及其ノ事情
- 二 本起債ノ為ニ基本財産積立金等ハ全部歳計ニ運用シ或ハ財産ヲ売却シテ歳入欠陥ニ充當シ残額ニ付起債ヲ為シタル義ナリヤ
- 三 然リトセハ運用各処分シタル財産ノ種類数量等承リ度
- 四 過年度未納金アリタリトセハ其ノ総額ノ何程ヲ歳入欠陥補填ト為シタル義ナリヤ
- 五 許可申請月日 許可月日
- 六 借入先及償還期間
- 七 其他参考トナルヘキ事項

(真鶴町役場蔵)

しばしば当局に歳入欠陥補填のための起債をなしていた真鶴町は、盛岡市からその方法について問い合わせを受けるほどであったのであろうか。真鶴町がなした歳入欠陥補填のための起債が全国的に知られた結果か、あるいは真鶴町と盛岡

市役所との間に何らかの個別の関係があつてこうした問い合わせがなされたのかは定かでない。いづれにしても歳入欠陥補填のための起債を、真鶴町が昭和初年からしばしば行つていた史料は今日でも多数残されている。

89 制限外課税並ニ賦課率ニ関スル条例ノ儀ニ付許可稟請
一九四三年三月二十五日

一八真発第五一号

制限外課税並ニ賦課率ニ関スル条例ノ儀ニ付許可稟請

足柄下郡 真鶴町

地租附加税 家屋税附加税 営業税附加税ノ制限外課税並ニ之ニ伴フ賦課率ニ関スル条例設定ノ儀三月二十四日本町会ニ於テ別紙通議決致候ニ付御許可相成度左記関係書類相添ヘ此段及稟請候也

昭和十八年三月二十五日

足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂

神奈川県知事 近藤壤太郎殿

議案第六号

昭和十八年度国税附加税附加率ニ関スル条例設定ノ件
昭和十八年度国税附加税ノ賦課率ニ関スル条例左ノ通設定スルモノトス

昭和十八年三月二十四日提出

『同日原案可決』

真鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂

昭和十八年度真鶴町国税附加税賦課率ニ関スル条例
昭和十八年度真鶴町国税附加税ノ賦課率ハ昭和十七年条例第二十号真鶴町税賦課徴収条例第四条ノ規定ニ拘ラズ
左ノ賦課率ニヨリ之ヲ徴収ス

記

一、地租附加税 本税ノ百分ノ四百

一、家屋税附加税 本税ノ百分ノ四百

一、営業税附加税 本税ノ百分ノ四百

右 謄本也

足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂

(真鶴町役場蔵)

一九四〇年（昭和十五）の税制改革によって所得税附加税と戸数割が廃止され、地方税収入には大きな変化があらわれた。市町村についてみると、地租・家屋税・営業税等に対する附加税と国・都道府県からの配付税が収入の中心をなすようになる。一九四〇年（昭和十五）の税制改革が四つの目標を掲げ、その一つに「収入の増加を図るとともに弾力性ある税制を樹立すること」をあげたが、元来財政基盤の弱い市町村では、本史料のような過大な制限外課税の実施という形で具体化されていったのである。これも戦時体制強化のためにとられた政策で、中央の戦時体制の強化がこうした形でストレートに地方におよんでいる証左として採録した。なお本史料とまったく同じ条例が同年同月同日岩村議会にも提出され同日原案可決がなされている。

第二節 漁港修築と時局匡救事業

90 真鶴漁港修築速成陳情書 一九二七年六月十五日

真鶴漁港修築速成陳情書

真鶴港ハ豆相岸ノ中枢ニ位シ直接鉄道ト連絡ノ便アリ吾等漁業者ハ勿論航海者ニトリテ唯一ノ要港ナルニ拘ハラズ在来何等ノ施設ナク年々歳々其ノ深度ヲ減ジ荒廃ニ赴キツ、アルヲ以テ同港ニ出入スルハ危険渺ナカラズ多大ノ不便ヲ感ジ来リシガ今回神奈川県庁ガ之レヲ漁港トシテ修築ノ計ヲ立テラレシ事ヲ聴キ吾等ハ双手ヲ挙ゲテ欣喜措ク所ヲ知ラズ然ル上ハ是レニ対シ国庫補助ノ速ニ下附セラレ一日モ早く真鶴漁港ノ完成センコトヲ期待シ茲ニ吾等一同連署ノ上陳情候也

昭和貳年六月拾五日

神奈川県足柄下郡真鶴村八百拾番地

真鶴村漁業組合長

理事 青木友三郎

神奈川県足柄下郡福浦村百貳拾五番地

福浦村漁業組合長

理事 露木真作

吉浜村漁業組合長

理事 神保鶴吉

門川漁業組合長

理事 杉本清三郎

静岡県田方郡熱海町伊豆山

伊豆山漁業組合長

理事 岩本昴吉

静岡県田方郡熱海町熱海

熱海町漁業組合長

理事 藤間為次郎

同県同郡多賀村上多賀

上多賀浦漁業組合長

理事 山田要之助

同県同郡同村下多賀

下多賀浦漁業組合長

理事 西島正平

同県同郡網代町

網代湊漁業組合長

理事 山本梅吉

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

静岡県田方郡宇佐美村

宇佐美漁業組合長

理事 渡辺鉄蔵

静岡県伊東町

新井浜漁業組合長

理事 鈴木米三郎

同県同町玖須美漁業組合長

理事 大沼広吉

静岡県田方郡伊東町

湯川浜漁業組合長

理事 鈴木金蔵

静岡県田方郡伊東町松原

松原漁業組合長

理事 中村弥五四郎

静岡県田方郡小室村

川奈浦漁業組合長

理事 上原信次

同県同郡対島村

富戸浦漁業組合長代理

監事 石井喜作

足柄下郡岩村漁業組合

組合長 中島音吉

足柄下郡片浦村根府川漁業組合

組合長 矢子金次郎

足柄下郡小田原漁業組合

組合長 大木勘十郎

同郡片浦江ノ浦漁業組合

組合長 太田伊之助

足柄下郡酒匂村山王一色漁業組合

組合長 杉山伝次郎

同郡小八幡村漁業組合

組合長 内田源太郎

同郡前川漁業組合

組合長 大曾根善七

中郡吾妻村二宮漁業組合

組合長 内山亀吉

中郡吾妻村山山西漁業組合

組合長 西山久二郎

足柄下郡小田原古新宿漁業組合

組合長 湯川岩太郎

足柄下郡米神漁業組合

組合長 松本利吉

足柄下郡石橋漁業組合

理事 矢郷弥市

農林大臣 山本悌二郎殿

(真鶴町役場蔵)

一九二七年(昭和二)五月、真鶴村(この年の十月一日に真鶴町となる)は築港委員会を設立し、真鶴漁港修築のために中央での予算獲得活動に本腰を入れることとなった。本史料は、こうした真鶴漁港修築予算獲得運動の初期の段階で、真鶴周辺の漁業組合の同意を取りつけ、農林大臣に築港の速成を陳情したものである。

91 真鶴漁港修築申請書 一九二七年六月二十一日

式真発第四参八号

真鶴漁港修築申請書

真鶴漁港修築ハ県下ニ於ケル急務ノ一事業ト被存候ニ付之レヲ県営トシテ御実施被下度別紙関係書類相添此段及申請候也

昭和二年六月式拾壹日

足柄下郡真鶴村外二ヶ村組合長 松本 起
神奈川県知事 池田 宏殿

神奈川県足柄下郡真鶴港碇泊船舶状況調

(一)本港碇泊ノ各種船舶毎一日最大繫留数ハ大小型発動機漁船約四十三隻無動力小型漁船(船揚場へ曳揚グルモノヲ含ム)二百隻及石材運搬船四十隻余ニシテ静穏ノ日ハ辛フジテ繫留シ得ルモ一朝風浪ノ襲来スルヤ殆ンド碇泊ノ個所ナク從ツテ天候險惡ノ兆候現ハル、ヤ各船共勿惶トシテ静岡県田方郡網代港其他へ避難セザルベカラズ然ルニ此際出港ノ機ヲ失スル等ノ場合ハ生命ヲ賭シテ冒險的ニ逃レ出ヅル場合尠カラズ豆相沿岸ニ於ケル漁業者ハ勿論港内不案内ノ他府県漁業者ノ生命財産ガ常ニ脅威セラル、ノミナラズ屢々犠牲者ヲ出スヲ想ヘバ築港ノ一日モ速カナラム事ヲ痛感セザルヲ得ズ況ンヤ豆相沿岸ニ於テハ地形上本港ノ如ク修築ノ経費僅少ニシテ完全ナル良港トナルベキモノ他ニ類ナキニ於テオヤ、本港ノ修築ハ実ニ豆相沿岸ニ航行スル船舶ノ最大福音タラザルベカラズ

(二)漁場及漁獲物取引並ニ運搬状況其他調

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

イ、漁場

本港ニ集散スル漁船ノ所属漁場ハ主トシテ漁獲物ノ過半ヲ占ムル本村並ニ岩村有ノ定置漁業鰯大謀及豆相沿岸一体ノ漁業者ニシテ漁獲物ハ主トシテ鰯、鮪、鰻、鰱、鰻、鰻等ナリ

ロ、漁獲物ノ取引

漁獲物ハ陸揚其他処理ノ設備不完全ナルヲ以テ大部分ハ漁獲ノ都度沖合ニテ十五屯乃至二十屯級ノ発動機船ニ積ミ取り小田原魚市場及東京横浜等へ輸送シ其一部ハ本村魚商組合ニテ取扱ヒ貨物自動車ノ便ニ依リ真鶴駅ヲ経テ東京横浜及静岡県熱海方面其他へ供給ス

貯氷庫

本村現在貯氷庫

所在地	収容能力	所有者	備考
真鶴村城口	一〇〇屯	豆相漁業株式会社	
真鶴村宿	一五〇	日東製氷真鶴販売所	

真鶴港最近ノ状況並漁獲物集散状況

本港ニ出入スル船舶ハ勿論他府県ノ発動機船及櫓櫓漁船

ノ外石材其他物資ノ運搬ニ従事スル大型発動機船ニシテ普通ノ時化ニハ之等ノ船舶ハ本港ヲ唯一ノ避難港トシテ避難シ来ルモ一朝大時化ノ襲来ニ際シテハ港口並ニ港内ノ浅クナリタルトニ依リ更ニ亦他ノ安全地帯へ避難セザルベカラザルニ至ル從テ此間幾多ノ危険ノ伴フハ又当然ナリトス、而シテ本港ヲ根拠トシテ各漁業ニ従事スル漁船ノ漁獲高一ケ年金五拾五万円余其他諸種ノ関係上本港ニテ取扱フ海産物ヲ合算スレバ金百五拾五万円ヲ突破ス

一ケ年間漁獲物総額

一、計金五拾五万円也

種類	数量	価格
鰯	五、四、千貫	三八、〇〇〇円
太鰯	一〇、〇	二〇、〇〇〇
鰯	一〇、〇	一〇、〇〇〇
鰯	二五、	五〇、〇〇〇
鰯	一三一、	二六四、二〇〇
鰯	三五、	一、八〇〇
鰯	四〇、	一、六〇〇

計	鮑 (其 他)	貝 (類)	柔 (魚)	秋 (魚)	刀 (魚)	魷 (魚)	鰵 (魚)	鱈 (魚)
三 三 四 ・ 八 五	四 ・ 七	・ 二 〇	一 ・ 一	五 五 ・	・ 五 〇	・ 六 〇	九 ・	二 三 ・
	二 一 ・ 五 〇 〇	三 〇 〇	三 ・ 五 〇 〇	八 三 ・ 〇 〇 〇	一 ・ 〇 〇 〇	二 ・ 五 〇 〇	二 七 ・ 〇 〇 〇	三 四 ・ 五 〇 〇

前第二項ノ号ノ記載ノ如ク一ヶ年総漁獲高五拾五万円ノ外発動機船ヲ利用シ海運ニヨリ東京、横浜及小田原魚市場等ハ輸送スルモノ約六十七万貫此額約六拾五万円又鉄道便ニヨリ東京、横浜、静岡県熱海其他各方面ニ輸送スルモノ約叁拾参万貫此金額約叁拾五万円ナリトス而シテ他地方ノ輸送船舶ニシテ本港經由ノモノニ對シテハ船舶ノ出入状況ニ依リ其ノ概略ヲ末尾ニ記載ス

築港完成時ニ於ケル海事上ノ価値

本港ハ從來ヨリ豆相沿岸ニ於ケル漁業者ハ勿論他府県ノ漁業者ニシテ豆相沿岸若クハ近海ニ於テ漁業ニ従事スル者並ニ石材其他物資ノ近海運搬業者トシテ食料油水ノ供給上又一面避難港トシテ樞要ノ位置ヲ占メ往昔ヨリ沿岸ニ於ケル良港トシテ斯業者間ニ喧伝セラレ而モ十数年前迄帆船時代ニ於テハ其ノ名ニ背カザル良港ナリシナランモ機械船ノ時代ヲ劃シテ以來吃水ノ深度ヲ増シ一面港内水深ハ泥土ノ為メ年々其ノ深度ヲ減ジ從而港口ヨリ港内ニ亘リ波浪ノ高サニ變化ヲ來シ而モ船舶ノ出入頻繁ヲ加ヘ從而現在ノ儘ニテハ第一項所述ノ如ク全然天候ニ左右セラレ一旦避難シタル船舶ハ更ニ他港ヘ避難スルノ止ムナキニ至ル等全海業者ノ危険ヲ防止シ福利ヲ増進スルノ目途ナク玆ニ築港ノ喫緊事タル所以存スルナリ

翻而築港完成ノ曉ヲ考察スルニ現在平時ニ於テ港内約五千坪ヲ使用スルニ過ギザル本港ハ優ニ貳万坪余ニ拡張スルヲ以テ其船舶ノ収容整理能力ニ於テ五十屯乃至八十屯ノ大型機械船約百隻五十屯以下小型機械船約二百五十隻

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

合	以外 漁船 補助機 開付帆 船	船		船種
		力動無	付力動	
計	計	計	計	屯数
		長サ二〇尺乃至三〇尺	五屯以下 五屯以上 十五屯以上	吃水
二一八三	四〇 四〇 五尺 十二尺	二〇〇 二〇〇 二尺一三	四三 二七 三	ル一日ニ於ケル最多碇船数
	三五〇	一〇	二五〇 二〇〇 二〇坪	ル一隻に要スル碇船面積
	一四、〇〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇 五〇〇 六八〇坪	総碇船面積
				用現在積使
				積船時化時ニ碇
				碇船面積 足ヲ生ズル時化時ニ不
		揚場ニ引上グ		場所

碇船船数

普通櫓權漁船約四百隻ヲ収容整理シ得ベク又貨物ノ積卸物資ノ補充給水油ノ便漁獲物ノ処理又一面天候險惡ノ際他港ヘ避難ノ必要ナク港内ニテ船舶ノ破損其他ノ危險ヲ除キ又従来沿岸ノ漁業者ハ本港不完全ノタメ天候ノ如何ニ依リ出漁中途ニシテ入港ノ止ムナキ場合多カリシガ築港完成後ハ終日就業シ得ルヲ以テ是等漁業者ノ生産ヲ保

護シ全ク斯業者ノ安全地帯トシテ完避ヲ期シ得ベク本村ハ勿論延イテハ国家經濟上斯業ノ發展ニ及ボシ影響又甚大ナリトス

漁港修築工事竣工後工作物維持方法

竣工後ハ地元町村ニ移管シ総テノ維持管理ハ地元町村ニ於テ施行スル予定ナリ

本港ニ出入スル鯉漁船府県別表

県名	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		大正十五年	
	船数	入港数	船数	入港数	船数	入港数	船数	入港数	船数	入港数
神奈川県	二一	四二	一八	三六	一七	三四	二〇	四〇	二二	四四
千葉県	四三	八六	七二	七二	九	一八	二二	二二	四五	九〇
静岡県	一九	二三八	二六	二六	三	六	七	二四	二	二八
愛知県	九	一八	四	四	一	一	三	一五	三〇	三〇
和歌山県	二六	五二	二二	四四	二	二	二	二八	三五	三五
兵庫県	四	八	二	二	一	一	一	二	六	六
大阪府	二	四	一	一	一	一	一	一	九	九
広島県	一	二	一	一	一	一	一	一	三	三
宮城県	三	六	一	一	一	一	一	一	一	一
青森県	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一

本港ヲ根拠トセル鯖漁船府県別表

県名	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		大正十五年	
	船数	入港数	船数	入港数	船数	入港数	船数	入港数	船数	入港数
神奈川県	二六	三六四	二五	三二五	二〇	二四〇	二五	二五〇	二九	四三五
静岡県	一〇	一四〇	一〇	一三〇	八	九八	二	二〇	一五	二二五
和歌山県	一〇	一三〇	〇	〇	七	八四	七	七〇	八	一二〇
千葉県	一五	二一〇	一五	一九五	一〇	一二〇	二	二〇	一三	一九五

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

真鶴村ニ搬入スル漁船ノ種類及大サ

[illegible]

計	鳥貝類		藻類		其他	
	六六、〇〇〇	二、一〇〇	一六三、八五〇	六五〇	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
一、〇二二、〇〇〇	一、五一七、〇〇〇	一、〇〇〇	六五、四〇〇	一、〇〇〇	七、五〇〇	一七、〇〇〇
總計	一、〇二九、〇〇〇	一七、〇〇〇	一、五五二、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇

漁船出入調 大正十五年 昭和元年度

種別	出		入		備考
	無動力	動力付	無動力	動力付	
五噸又ハ五十石未満 五噸又ハ五十石以上	八七、五〇〇隻 一	二、六〇〇隻 一、七〇〇隻	八七、五〇〇隻 一	二、六〇〇隻 一、七〇〇隻	
二十屯又ハ二百石未満 二十屯又ハ二百石以上					

漁船以外ノ船舶出入調 大正十五年 昭和元年度

種別	出		入		備考
	補助機関付帆船	計	補助機関付帆船	計	
一、四四〇隻	五七、六〇〇屯	一、四四〇隻	五七、六〇〇屯		

備考 二十噸以上ノ船舶ノ出入数減少ノ傾向ヲ示セルハ伊東国府津間ノ定期汽船ノ廃止セラレ本港ニ出入セザルニ
因ル

第4章。十五年戦争のなかの町づくり

遭難漁船統計

天候異変アルトキハ概ネ速カニ網代港ニ避難シ小漁船ハ陸上ニ引揚ゲルヲ以テ数年来遭難ヲ見ズ近年ハ殊ニ暴風雨少シ大正十二年以前ノ統計不明ナリ

漁船需用品ノ供給及修理等ノ諸機関

漁船需要品（主トシテ石油及其他諸器具）ハ概ネ之ヲ東京横浜ノ地ヨリ船便（石材等ヲ搬出帰港ノ際）ヲ以テ大量搬入貯蔵各漁船ニ供給シ其他ノ一般需用品ハ地元ヨリ生産供給ス船体ノ修理等ハ大部分本港海岸ニ於テ之ヲ行フ然レトモ機関等ハ適當ノ修理工場目下ノ処ナシ築港完成ノ曉多数漁船ノ出入ヲ見ルトキハ自然諸工場ノ設置ヲ見ルコト、思考セラル

輸出入統計

輸 出（生産品）

主要輸出品	金 額	備 考
漁獲物	四五〇、〇〇〇 円	
石材	二三〇、〇〇〇	
蜜柑	一一、〇〇〇	

輸 入

主要輸出入	金 額	備 考
石油	三五、〇〇〇 円	
薪炭	一四〇、〇〇〇	
日用品	一五、〇〇〇	
	五〇、〇〇〇	

戸口統計

年別	科目	戸数		人員	
		男	女	計	
大正十二年末		六四三	一、六七二	一、六五二	三、三二四
大正十三年末		六六五	一、七八五	一、七四五	三、五三〇
大正十四年末		七五〇	一、八四〇	一、七九四	三、六三四
昭和元年七月 三十一日		七五〇	一、八五七	一、八二六	三、六八三

（真鶴町役場蔵）

真鶴漁港修築は、その費用・規模の点から真鶴村単独ではとうてい実施できないため、県営事業として実施してもらえよう、神奈川県知事に申請したのが本史料である。その資

料として、当時の真鶴漁港の状況が詳細に記されている。

92 真鶴漁港修築計画書 一九二七年七月十三日

〔表紙〕
〔真鶴漁港修築計画書〕

目次

緒言	一	陸上設備	二四
工事計画概要	四	上屋及市場設備	二四
工事設計概要	四	上屋(特第八号表)	二四
陸上設備	七	魚市場(特第九号表)	二五
工事費予算	七	上水及下水道路設備(特第一〇号)	二六
設計説明	一〇	施工費(特第一一号表)	二七
図面表(自第一図、至第一七図)	一〇	監督及雜費(特第二二号表)	二九
修築費総括	一一	膠泥及混凝土使用箇所	三一
防波堤工事 附灯台	一三	概算見積基本単価	三二
防波堤築造費額(特第一号表)	一六	單 価 表	三三
港内諸工事	一七	膠泥一米当り(第一号表)	三五
港内浚渫工事(特第二号表)	一七	場所詰混凝土(第二号表)	三六
諸岸壁工事(特第三号表)	一七	割栗方塊混凝土一米当り(第四号表)	三七
		袋詰混凝土一米当り(第五号表)	三七

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

割栗混凝土一米当り(第六号表).....	三八	中ノ島北側岸壁一米当り(第二四号表).....	四八
鉄筋混凝土一米当り(第七号表).....	三八	傾斜荷揚場及階段荷揚場用岸壁沈函一個当 り(第二五号表).....	四九
張石一米当り(第八号表).....	三九	傾斜荷揚場岸壁上構部裏込及基礎一米当り (第二六号表).....	四九
裏込用割栗一米当り(第九号表).....	三九	階段荷揚場岸壁上構部裏込及基礎一米当り (第二七号表).....	五〇
防波堤用沈函一個当り 〔第一(第一〇号) 第二(第一二号) 第三(第一二号)〕	四〇	漁船岸壁用沈函一個当り(第二八号表).....	五〇
東防波堤上構部場所詰混凝土(第一三号表).....	四二	漁船岸壁上構部裏込及基礎一米当り(第二 九号表).....	五一
北防波堤上構部場所詰混凝土(第一四号表).....	四二	船曳場一米当り(第三〇号表).....	五一
東防波堤捨石及袋詰混凝土(第一五号表).....	四三	小漁船々渠南岸護岸一米当り(第三一号表).....	五二
灯台一基当り(第一六号表).....	四四	中ノ島西及南側護岸一米当り(第三二号表).....	五二
第一号突堤沈函一個当り(第一七号表).....	四四	繫船鉄柱一本当り(第三三号表).....	五三
第一号突堤上構部及基礎一米当り(第一八 号表).....	四五	繫船石柱一本当り(第三四号表).....	五三
第二号突堤一米当り(第一九号表).....	四五	防波堤電線布設一米当り(第三五号表).....	五四
第三号突堤一米当り(第二〇号表).....	四六		
石材運搬船岸壁沈函一個当り(第二一号表).....	四六		
石材運搬船岸壁上構部基礎及裏込一米当り (第二二号表).....	四七	目次終	
中ノ島東側岸壁一米当り(第二三号表).....	四七		

真鶴漁港修築計画書

緒言

真鶴港ハ相模湾ヲ望ミ南方ニ真鶴崎ヲ擁シ天然ノ港湾ヲ形成スト雖モ港内狭ク水深浅ク且ツ南東ニ港口開クル為秋冬期ニ於テ港内漁船ノ碇泊困難ナル場合多シ然ルニ

本港出入船ノ動靜

本港ノ附近ハ網漁業隆盛其ノ漁獲モ亦巨多ニ達スト雖モ漁港トシテ將タ避難港トシテ設備ナキ為メ一定ノ時季ヲ劃シ漁業船ノ集散移動行ハル、状況ニアルハ已ムヲ得サル趨勢ト言ハサルヲ得ス今本港ニ関係スル漁船及魚獲物搬送等ノ方面ヨリ港勢ノ大要ヲ示セハ左ノ如シ

漁船別	真鶴ニ船籍ヲ有スルモノ	秋冬季節間他港ニ移動避難スルモノ	漁期間一時的真鶴ニ根拠スルモノ	備考
発動機船	一五	一	二〇	他ヨリ当港ヘノ避難船ノ概數ハ小型發動機船共約二〇〇艘、漁船約二〇〇艘ナリ
在來漁船	一五〇	〇	二二	
石材運搬船	三〇	六〇	三〇	
魚類運搬船	一三	一一	九	
計	二〇八	八二	七一	

本港ニ集散スル水産物ノ概數

漁船別	數	量	金	額	摘要
發動機船	九二二	〇〇〇貫	一、三六七	〇〇〇	鮮、塩、干魚当地ノ消費量ハ的確ナル數ヲ得サルヲ以テ之ヲ除算セリ
在來漁船	一〇〇	〇〇〇	一五〇	〇〇〇	
計	一、〇二二	〇〇〇	一、五一七	〇〇〇	

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

塩干魚	一七、〇〇〇	三五、〇〇〇	主トシテ本港附近ノ生産額ニヨル
-----	--------	--------	-----------------

鉄道又ハ船舶ニ依リ地方ニ輸送スル鮮魚ノ概数

種別	鮮魚数量額	塩干数量額	摘要
鉄道	三三七、〇〇〇貫 五一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇貫 三五、〇〇〇円	大部分ハ東京、横浜及東海道方面ニ輸送サル
魚類運搬船	二七〇、〇〇〇貫 四〇五、〇〇〇円		
定期船	四〇五、〇〇〇貫 六〇七、〇〇〇円		
計	一、〇二一、〇〇〇貫 一、五一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇貫 三五、〇〇〇円	

本港ハ前述ノ如ク魚貨及漁獲高アルモ漁船ノ荷役ハ勿論碇繋ニモ困難ヲ感シ石油、氷水等ノ船用必需品モ完全ニ得難キ状況ニアリ現在ハ漁獲物ヲ舁荷役ニテ海岸ヨリ運搬車ニヨリテ鉄道輸送ヲナシ又ハ沖ニ於テ運搬ニ積取ル等ノ方法ニヨリツ、アリ而シテ此レ等鉄道輸送ヲナスモノハ年産額約千三百噸ニ達ス蓋シ本港ニ於ケル陸揚ノ設備ハ安全碇泊ノ設置ト相俟ツテ極メテ緊要ナル施設ト

認メラル

次ニ水産物製造業者、製氷及冷蔵業者、製網漁具業者、倉庫業者、造船業者、石油販売業者及漁船需用品供給者等ハ漁港ノ設備ト共ニ必要ナリ本港ノ如ク巨額ノ漁獲物アルニ拘ラス単ニ港湾設備ノ関係上他ノ港湾ニ於テ之レカ供給ヲ充タン居レル状態ハ甚タ不便ニシテ経済上ニモ不利トスル所ナリ此点ヲ考慮スルモ現行漁業能率増

進及近海業者ノ發展上漁港修築ノ要アル所以ナリ

漁港施設トシテハ現在ノ真鶴港灣ヲ修築シ外方ニ防波堤ヲ設ケ東風ノ激浪ヲ防キ港内ニ繫船荷役設備ヲ行フモノトス蓋シ灣ノ南方ハ丘陵ヲ負ヒ平地ニ乏シキヲ以テ西方及南方ノ海岸ト共ニ之ヲ整理埋立ツルニ於テハ漁港用地ノ造成容易ニシテ背城市街トノ連絡ニ便ナルヘシ

真鶴港カ漁業根拠地トシテ優越ノ地歩ヲ占ムル所以ノモノハ相模灘ノ漁場關係ニ於テ樞要位置ナルニ加ヘ附近ニ漁船ノ碇泊シ得ヘキ利便ナル良港ヲ得サルニ在リ然レハ本港灣修築後ニ於テハ必然ノ結果トシテ産業ノ振興ヲ促シ地方ノ繁榮ヲ庶幾スルハ瞭ナルヲ以テ茲ニ築港施設トシテ本工事ノ計画ヲ樹テ漁船ノ保護ト水産ノ一大發展ヲ期シ以テ國富ノ増進ニ寄与セムトス

一、工事計画概要

真鶴港ハ真鶴崎ヲ擁シ灣内狹シト雖モ天然ノ港灣ヲ形成スルヲ以テ從來漁船及石材運搬機船ノ避難所ナリシト雖モ大正十二年ノ大地震ニ伴フ約一米三ノ隆地ノ為メ水深浅ク且ツ南東方ニ當リ港口開クル為メ晩秋及ヒ

初冬ニ於テ港内ヘ波浪ノ侵入夥シク其ノ碇泊安全ナラサルニ依リ本計画ニテ水尻海岸ヨリ北方ニ向ヒ延長三

二〇米ノ東防波堤及ヒ磯崎ノ東端ヨリ東方ニ向ヒ延長二五米ノ北防波堤ヲ築キ約八五、四〇〇平米ノ海面ヲ抱擁シ波浪ノ侵入ヲ防遏シ錨地ヲ保護スルト共ニ港内ノ一部ヲ浚渫シ海岸ヲ整理埋立テ岸壁設備ヲ施シ魚類ノ陸揚及魚貨積込ノ敏活ヲ計リ港内ノ一部ニ繫船壁ヲ設ケ多數ノ石材運搬船ノ荷役碇泊ニ便シ又港内西南隅ニ船曳場ヲ設備シ漁業上ノ利便ニ供セシメ港口南方東防波堤ノ起点部ノ多數岩礁部分面積約一四、一二七平米ヲ埋立テ工事竣功ノ後ハ一般漁業ト直接關係ヲ有スル事業用地ニ供セシム

二、工事設計概要

(一)防波堤工事

防波堤ハ主トシテ偏東ノ風浪ニ備フルモノニシテ南浜水尻ノ海岸ヨリ起リ真方位三五〇度ノ方位ニ向ヒ延長三二〇米ヲ又磯崎ノ東端ヨリ岩礁ヲ利用シ真方位一〇八度ノ方位ニ二五米ヲ築出シ其ノ構造ハ捨石

基礎混凝土沈函上ノ混成堤ニシテ捨石ヲ基準面下

二・八米迄投入均整シ其ノ上ニ高四・五米長一二、

二米底幅四・八米乃至八、一米上幅二・五米乃至六

米ノ混凝土沈函ヲ据ヘ更ニ厚一・五米ノ場所詰混凝土

土ヲ施シ上端幅四・八米及六米其ノ高基準面上三、

二米（干潮面上二・八米）トシ捨石外側ハ干潮面下

二・五米ニ幅三・三米ノ犬走ヲ附シ法二割五分内側

ハ干潮面下二・五米ニ犬走二・五米ヲ附シ法二割ト

シ内外側共捨石表部ニハ大石ヲ置ク

(二) 港内諸工事

(イ) 港内浚渫工事

港内岸壁附近面積六千平方米ヲ干潮面以下二、四

五米乃至三、六五米（基準面以下一・九五米乃至

二・一五米）ニ浚渫ス

(ロ) 諸岸壁工事

埋立地ノ前面ニ当リ左ノ如ク岸壁ヲ築造ス

(A) 漁船繫船岸壁荷揚場及石材運搬船繫船岸壁

延長三九八米ノ岸壁ヲ築造ス構造ハ混凝土函塊

及同場所詰工トシ基礎面ヲ干潮面上二・八米

（基準面上三・三米）混凝土函塊ハ長一二・二

米上幅三・六五米及三・〇〇米敷幅四・四米及

三・六五米高五米及三・七五米ノ混凝土函塊ヲ

据ヘ干潮面上一米ニ達セシメ其ノ上部ニ場所詰

混凝土工ニ依リ干潮面上三・三米ニ至ラシム岸

壁ニ沿ヒ繫船柱ヲ沿岸ヨリ後方三米乃至五、五

米ニ置ク

(B) 階段荷揚場

港内北西隅ノ海岸ニ沿ヒ延長一一〇米ニ亘リ混

凝土函塊施工干潮面上一・二米ヨリ二割勾配ニ

各段幅、六米蹴上、三米ノ六階段ヲ設ケ干潮面

上二・八米ニ到ル

(C) 傾斜荷揚場

港内西方ノ海岸ニ沿ヒ延長七八米幅一一米ノ傾

斜荷揚場ヲ設ク前面海底ハ干潮面以下二・四五

米トシ干潮面上一・二米以上ハ六割ノ傾斜面ト

シ混凝土上石張トス

(D) 中ノ島東側及北側岸壁

港内中ノ島東側及北側岸壁各三六米ハ東側ハ干潮面以下三・六五米北側ハ二・四五米ニシテ塊及場所詰混凝土トシ地面三・三米及二・七米ヲ石張トス

(三) 小漁船々渠

港内西南隅ニ施設ス延長一〇七米幅二五米前面ノ擁壁ハ石積混凝土トナシ干潮面上・六米（基準面上 一・一米）以下ハ其ノ傾斜三割其ノ以上ハ十割トシ石畳トシ基準面上三・三米ニ至ル

(四) 埋立地及道路護岸工事

埋立地周壁中繫船壁及船曳場以外ノ約四五四米ハ護岸石垣トス

(五) 突堤工事

混凝土函塊ヲ用ヒ上部ヲ場所詰トナシ基準面上第一号三・三米第二号及第三号ヲ三・〇米トナシ三七・五米二ヶ所一ニ米一ヶ所ノ三ヶ所トス

(六) 埋立工事

三、陸上設備

(一) 上屋及市場工事

繫船岸壁ニ沿ヒ長幅ノ上屋三軒ヲ建設シ岩壁ニ近ク魚市場長幅トシ事務所其ノ他施行ヲナスモノトス

(二) 上水及下水並道路工事

真鶴港ハ水ノ供給充分ナラサルニヨリ水道ヲ設ケ繫船岸壁ニ沿ヒ適當ノ位置ニ給水スルモノトス又下水ハ主トシテ雨水ノ為メ土砂港内ヘノ流入ヲ防止スルモノニシテ其ノ設備ハ埋立ニ関係スルヲ以テ之カ費用ハ該工費内ニ含マシム又道路ハ埋立地内ニ之ヲ適當ニ施設ス

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

附 記

真鶴港ハ平坦ナル地籍少ク漁港トシテ諸設備ノ必要
上一部分ヲ埋立テタルモノニシテ本区域内ハ漁業ニ
関スル目的ノ為使用シ船舶ノ利便ヲ主眼トスル諸事
業以外ノ用地ニ充テサルモノトス

四、工事費予算

漁港修築工事費予算

一、金七拾五万円

四ヶ年継続工事

内 訳

一、金貳拾参万五千元

防 波 堤 費

二、金参拾四万六千元

港 内 工 事 費

金参万円

港内浚渫費

金拾九万円

諸岸壁費

金貳万円

小漁船々渠費

金貳万参千元

埋立地及道路護岸費

金貳万参千元

突 堤 費

金六万円

埋 立 費

三、金貳万七千元

陸上設備費

金壹万六千六百円

上屋及市場費

金壹万四百円

上水及下水並道路設備費

四、金拾万五千五百円

施 工 費

金参千五百円

測 量 費

金四千五百円

建 物 費

金六万五千元

船舶及機械器具費

金貳万五千元

工場設備費

金参千五百円

用地買収整理費

五、金四万五百円

監督及雑費

金貳万円

俸 給

金七千五百円

旅 費

金五千六百円

事 務 費

金七千八百円

雜給及雜費

真鶴漁港修築工事費予算年別

種別	一 年	二 年	三 年	四 年	合 計
防波堤費	六八、五〇〇円	八五、〇〇〇円	八一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円
施工費	六〇、〇〇〇	二一、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇一、五〇〇
監督費	一〇、一二五	一〇、一二五	一〇、一二五	一〇、一二五	四〇、五〇〇
港内工事費	四六、〇〇〇	七〇、〇〇〇	九五、〇〇〇	一三五、〇〇〇	三四六、〇〇〇
陸上設備費	一	八、〇〇〇	七、〇〇〇	一二、〇〇〇	二七、〇〇〇
年 計	一八四、六二五	一九四、六二五	二〇三、六二五	一六七、一二五	七五〇、〇〇〇

真鶴漁港修築設計説明書

図 面 表

第一図	真鶴漁港計画平面図	第八図	同 燈 台
第一図ノ一	水深実測図	第九図	石材運搬船岸壁
第二図	面積表示図	第一〇図	漁船繫船岸壁
第三図	防波堤第一号(頭部)	第一図	傾斜荷揚場岸壁
第四図	防波堤第二号	第二図	階段荷揚場岸壁
第五図	同 (袋詰基礎)	第三図	第二号及第三号突堤、中ノ島東側及同北側岸壁
第六図	同 第三号	第四図	小漁船々渠護岸
第七図	同 深淺図	第五図	第一号突堤
		第六図	漁船岸壁上屋
		第七図	魚 市 場

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

真鶴漁港修築費額総括 七五〇、〇〇〇円

名 称	簡 所	金 額	内 訳 金 額	摘 要
防 波 堤 港 内 工 事	東 及 北 防 波 堤 港 内 浚 渫 諸 岸 壁 小 漁 々 渠 護 岸 埋 立 地 及 道 路 護 岸 突 堤 立 陸 上 設 備	二三五、〇〇〇円 三四六、〇〇〇円	三〇、〇〇〇 一九〇、〇〇〇 二二、〇〇〇 二二、〇〇〇 二二、〇〇〇 六〇、〇〇〇	特 第 一 号 表 特 第 二 号 表 特 第 三 号 表 特 第 四 号 表 特 第 五 号 表 特 第 六 号 表 特 第 七 号 表
施 工 費	測 量 建 設 物 具 船 舶 及 機 械 器 具 工 場 設 備 用 地 買 収 整 理	一〇一、五〇〇円	一六、六〇〇 一〇、四〇〇 三、五〇〇 六五、〇〇〇 二五、〇〇〇 三、五〇〇	〔特 第 八 号 表〕 特 第 一 号 表 特 第 二 号 表
監 督 及 雑 費	俸 給 旅 務 費 事 務 費 雑 費	四〇、五〇〇円	二〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 七、六〇〇 七、八〇〇	特 第 二 号 表
			円	一六、〇〇〇円 六〇〇〇円

一、防波堤工事 附灯台

(第三圖乃至第七圖参照)

本工事ハ東防波堤(延長三二〇米、端幅六・米四、八米及二・四米、端高基準面上三・二米及三・三米及起点部護岸)及北防波堤(延長二五米、端幅六・米及四・八米、端高基準面上三・二米)ニシテ、横根礁上基準面以下四米以内ニテ岩底ニ達スル部分ハ函塊下部両側ハ基礎岩盤ヲ袋詰混凝土ニ依リ均整シ之レニ混凝土函塊ヲ積ミ基準面以下四米以上ノ水深アル部分ハ捨石基礎混凝土函塊ト上構ノ混成堤ニシテ捨石ハ基準面以下三米トシ捨石上端幅一〇米平坦トシ混凝土函塊ヲ積ミ之レニ場所詰混凝土ヲ冠シテ潮面上三・二米ニ構築シ堤脚部捨石上端及斜面部表面ハ大形捨石ニヨリテ被覆保護シ外海斜面ハ二割五分内海ハ二割ニ被覆保護スルモノトス、東防波堤起点部ノ埋立地側面護岸ヲ兼用スル部分ハ適宜ノ護岸トナシ埋立地ノ東岸ハ波浪ノ浸入ヲ防遏スル為メ高サ二米幅一米ノ胸壁ヲ設ケ防波堤ノ堤頭ハ四十八分ノ一ノ勾配ヲ附シ北防波堤及東防波堤港口両頭部ニハ各左ノ灯台ヲ設置ス

灯台工事

(第八圖参照)

灯塔ハ鉄筋混凝土ニ依リ築造之ニ無等不動電灯ヲ装置シ東防波堤端ハ緑光灯北防波堤端ハ紅光灯ヲ点ス其ノ構造概要次ノ如シ

灯塔ハ堤頭所定位置ニ場所詰混凝土工ヲ以テ直径三・六五米高三・〇〇米ノ円筒形基礎ヲ設ケ之レニ昇降用足掛金物ヲ設ケ此ノ基礎上ニ下端ヲ外径二・四五米内径一・八五米上端外径一・一一米内径、七一米ノ截頭円錐筒状ト為ス之ノ内筒ヨリ電線ヲ引キテ頂上ニ達セシメ頂上ニハ突縁台ヲ造リ周囲ニ手摺ヲ取り付ケ台ニ無等不動灯籠付灯器ヲ装置シ灯高ヲ平均水面上一二・八米満潮面上一二・三米トナシ光達距離晴天ノ夜十二埋トス

参照ノ為左ニ詳細仕様ヲ掲ク

真鶴港東防波堤灯

同 北防波堤灯台

二 基

位置 真鶴港東防波堤北端及北防波堤東端
構造 コンクリート造円形(北防波堤北端白色塗、北防波堤東端紅色塗)

灯 高

平均水面ヨリ灯火中心迄高一・二・八米
突堤上端ヨリ灯火中心迄一〇・六米

灯塔上ニ三〇〇耗折射玻璃入灯籠ヲ掲ケ折射玻璃焦

点ニ窒素入三百「ワット」電球ヲ装置シ燭光数白色

三、八〇〇紅色一、五〇〇ヲ発輝セシム

「コンクリート」工

仮枠ハ形状寸法図及現場ニ倣ヒ組立テ鉄筋ヲ所要ニ応

シ配列シ「コンクリート」配合一、二、四ヲ搗キ固メ

ツ、築造ス足掛金物、昇降用梯子、振止メ金物及灯籠

取付金物ハ所要ノ位置ニ堅固ニ取付手欄金物ハ適當ノ

穴施工シ置ク

鉄筋ハ径一〇耗一六耗一三耗九耗及六耗両端ヲ彎曲シ

接手ハ杭張材ハ直径ノ四十倍杭圧材ハ二十五倍ノ重子

接キトシ何レモ重鉛引二十四番鉄線ニテ緊結ス

「コンクリート」肌ハ「モルタル」配合一、二ヲ以テ

付直シ表面見エ掛リ同材ヲ以テ鍍ムラナキ様上塗ヲ施

ス

金属工

足掛金物径三〇耗両端ハ方形三三耗トシテ鬼「ボール

ト」型トシ「コンクリート」肌付キ能カラシム昇降用

鉄梯子平鉄厚七・五ヲ兩框金物トシ足踏金物径一九耗

九棒ヲ兩端一六耗ニ旋削シ兩框金物ニ丁寧ニ鉋付ス振

止メモ同材ニテ図面ニ倣ヒ製作ス

手欄用真鍮管径五厘兩銜径七・五厘厚一・〇厘ヲ鑢付

シ其兩端ニ「コンクリート」肌付能キ様約二〇厘三ッ

割リニ之レヲ彎曲シ現場ニ倣ヒ堅固ニ取付ク

灯籠取付用「ボールト」ハ真鍮製径一六耗一方鬼「ボ

ールト」型方形二・五厘トシ一方所要ノ捻切り施シ同

材ニ「ナット」ヲ具備ス

記念額ハ花崗岩製ニシテ竣功年月日灯台名ヲ刻出シ適

当ニ装置ス

塗師工

鉄部ハ総テ錆落シノ上赤鉛ニ返塗ノ上白鉛又ハ光明丹

ニ返塗ヲ施ス

標身外部ハ肌ヲ水洗ヒ乾燥ノ上生石灰塗二回以上ムラ

ナキ様塗装ヲ為ス

本工事費ノ内訳ハ特第一号表ノ如シ

(真鶴町役場蔵)

真鶴漁港の修築運動は、一九二七年(昭和二)五月築港委員会が設置されて本格化する。修築運動をするに際しては、真鶴漁港修築の具体的計画を各方面に提示する必要がある、その計画書が本史料である。この計画書は、当時の真鶴村外二ヶ村組合長であった松本越が農林省灯台局の工務局長石川源二に依頼して作成してもらったものである。この計画は以後諸般の事情で変更されていくが、県営事業とされた防波堤工事と町営事業として実施された港内諸工事という骨格はここでできあがっており、真鶴漁港修築の土台をなすものとして重要な史料である。

93 漁港修築費寄付ニ関スル件 一九二九年七月十日
議第三五号

漁港修築費寄付ニ関スル件

真鶴漁港ヲ神奈川県経営トシテ修築スルニ付其工事費金四拾八万円ノ内国庫補助金拾九万八千円差引残額貳拾八万貳千円ヲ別紙年度別表ノ通り地元負担トシテ神奈川県ニ寄付スルモノトス

昭和四年七月十日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 越
同日原案可決

寄付金額年度別表

一金九万貳千円也	昭和四年度
一金九万五千円也	昭和五年度
一金九万五千円也	昭和六年度
合計金貳拾八万貳千円也	

(真鶴町役場蔵)

真鶴漁港防波堤工事については県営事業とし、総工事費四八万円のうち、農林省からの国庫補助一九万八〇〇〇円に対し、残額二八万二〇〇〇円を三か年間にわたって地元負担によって賄うことを議決したのが本史料である。真鶴町の昭和五年度当初予算額一八万七六六五円と比して、いかに多額かわかる。以後の真鶴町の財政苦難の歴史がここから始まるといえる。しかし、同時に漁港の発展への期待がいかに大きかったかもうかがえる史料である。

94 水面埋立費充用のため資金供給稟請書

一九三二年十月十四日

七真発第三九〇号

資金供給稟請書

神奈川県足柄下郡真鶴町

一、金四万五千円也

右金額水面埋立費ニ充用ノ為地方貸付資金ヨリ御貸付相成度別紙関係書類相添へ此段稟請候也

昭和七年拾月拾四日

神奈川県足柄下郡

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

内務大臣 山本達雄殿

理由書

真鶴町ハ県営真鶴漁港ノ防波堤築造工事ニ伴フ港内諸施設ノ完備ヲ期スヘク海岸埋立事業ノ計画ヲ樹テ別紙写ノ通り総工費拾九万円ノ起債認可ヲ受ケ曩ニ地方貸付資金供給ノ希望申請シタル処今般金四万五千円ノ貸付御内定

ヲ受ケタリ之レガ償還財源トシテハ埋立土地ノ売払代及漁業権償貸料町営魚市場ノ収益等ヲ以テ之レニ充當シ、
ニ償還セラルヘキヲ以テ何卒特別ノ御詮議相成度及稟請候也

昭和七年拾月拾四日

神奈川県足柄下郡

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

内務大臣 山本達雄殿

(真鶴町役場蔵)

真鶴漁港防波堤築造工事は県営で実施されたが、それにもなう港内諸施設の整備は、町営事業として実施された。その費用の一部として、内務省より四万五〇〇〇円の貸付けを受けるために、償還財源として埋め立て土地の売り払い代、漁業権賃貸料、町営魚市場の収益等を示し、内務省に対し資金供給を申請したものである。

95 船曳揚場築造をめぐって

(イ) 船曳揚場築造ニ関スル件

一九三二年十一月五日

議案第四一号

船曳揚場築造ニ関スル件

真鶴町ハ昭和七年度ニ於テ時局匡救農村振興土木事業補助工事トシテ船曳揚場ヲ築造スルモノトス

昭和七年拾壹月五日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赴

『同日原案可決』

(ロ) 昭和九年度船曳揚場築造費補助金下付申請書

一九三四年六月

九真発第三三四号

昭和九年度船曳揚場築造費補助金下付申請書

今般時局匡救漁村救済ノ趣旨ヲ体シ船曳揚場ヲ築造致度候ニ付船曳揚場築造費補助金御下付相成度左記書類相添ヘ此段及申請候也

昭和九年六月 日

神奈川 県足柄下郡真鶴町

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赴

神奈川 県知事 横山 助成殿

記

一、設備ニ関スル工事計画書

二、工事設計総括表

三、工事設計書

四、設計 図

五、設備ニ関スル収支予算書

一、設備ニ関スル工事計画書

(一) 設備ノ種類

船揚設備(船曳揚場築造工事)

(二) 設備ヲ必要トスル理由

真鶴町ハ昭和四年度ヨリ同八年度ニ亘リ継続事業トシテ県営防波堤工事ヲ施行シ之ニ伴フ港内設備トシテ砂地沿岸及海面三二、八五三平米ノ町営埋立工事ヲ施行シタル為殆ト漁船ノ揚場ヲ失ヒタル処昭和七年度ニ於

テ時局匡救土木事業補助ニ依リ南北二ヶ所（南延長六

〇米、幅員三〇米、北延長一二〇米、幅員三〇米）ノ

築造ヲ行ヒタルモ猶船曳揚場ノ狹隘ヲ感ジ充分ナラズ

加之稍々整頓セル漁港設備ニ依リ小漁者ノ数著シク増

加シ斯業ノ發展ヲ示シ益々不利不便ヲ感ジツ、アリ故

ニ茲ニ本計画ヲ樹テ幾分ノ緩和ヲ計ラントスル所以ナ
リ

(三) 施工箇所附近ノ地勢 海況ノ概説

真鶴港ノ東北ニ陸地山脈ヨリ突出シ港ヲ包囲シ湾ヲ形

成スル小半島ニシテ昭和七年度施行セル港内沿岸北船

曳揚場ノ東南延長工事ナリ地先一面磯根ニシテ岩塊点

在シ砂地ナク荒磯地ナリ

(四) 工事計画ノ大要

本港ハ東南方真鶴岬ノ西北根本ニ磯崎ニ擁セラレテ湾

入シ東南ニ向ヒ湾口北、南防波堤ニ依リ開蔽ス 前述

ノ通り埋立工事ニ依リ船曳揚場ノ狹隘ナル為メ先年延

長工事ノ計画ナリシモ予算財源乏シク遂行困難ナリシ

ヲ以テ本年度ニ於テ次項施行工事ヲ急務トス

(五) 工事種目ノ配置規模及構造

船曳揚場

斜面 巾 三〇米
長 六〇米

北船曳揚場東南突端ヲ起点トシ磯崎沿岸突岬ニ延ビ配

置ス其構造ハ海面ノ突端ヲ巾一、五米ノ混凝土方塊ヲ

以テ仕切り斜面陸上ヘ巾二・二米中埋捨石及張石裏込ト

シテ割栗石（重量六〇匁以下）ノ表面ニ雜割石（控四

五匁以上）ヲ以テ張石被覆ス其ノ陸岸上方巾六、三〇

米ハ土砂ヲ以テ埋立テ張石面ト土砂面トノ境界ニ巾二

〇匁ノ粗石混凝土ヲ以テ土砂ノ流出ヲ防グ全面勾配十

分ノ一トシ満潮面上一六米ニ仕上グルモノトス

(六) 完成後ノ利用予想

現在狹隘ナルガ為メ漁船ノ揚卸ニ多大ノ困難ヲ感ジ其

ノ不利不便尠ラサルモ完成後ハ大ニ緩和シ漁業ノ振興

ニ資スル事大ナルヘシ

(七) 設備ノ場所

神奈川県足柄下郡真鶴町字磯崎地先

(八) 工事執行方法

直営又ハ請負トス

(真鶴町役場蔵)

真鶴町は、一九三二年(昭和七)度に時局匡救土木事業の補助を受けて船曳揚場の築造を実施した。これに関する史料が(i)である。しかしながら、その後漁船の増加が著しく、船曳揚場の拡張が必要となり、そのための補助金と起債許可を求めたものが(ii)の史料である。なお(ii)の補助金下付申請は、一九三六年十二月二十日に神奈川県より許可され、金二〇〇〇円の資金を交付された。

96 真鶴漁港築港記念碑 一九三四年四月一日

(碑文表)

真鶴漁港

農林大臣從三位勲二等後藤文夫題額

築港ハ真鶴多年ノ宿望ナリシガ昭和二年田中内閣ノ成ルヤ鐵道大臣小川平吉氏外務政務次官森恪氏農林参与官砂田重政氏等要路者ノ真鶴ニ多少ノ縁故アルヲ以テ宿願成就ノ時近ヅケルヲ感知シ同年五月町會議員ニ町有力者ヲ

併セテ築港委員會ヲ設置シ運動ニ着手シタルガ県知事池田宏氏ハ直チニ快諾激勵セラル小泉策太郎氏松本剛吉氏モ亦我等ヲ支援ス殊ニ松本氏ハ凡テノ運動ニハ指導者ノ必要ナルヲ論シ其ノ適任者トシテ胎中楠右衛門氏ヲ紹介セラル胎中氏ハ一諾重キニ任ジ農相山本悌次郎氏ヲ熱心ニ説キテ遂ニ其内諾ヲ獲ラレタリ同年七月農林政務次官東武氏真鶴港ヲ視察セラレ防波堤工費金四拾八万円内農林省補助金拾九万円地元寄附金貳拾八万円ノ県営事業トシテ農林省予算ハ大藏省ニ廻附セラル然ルニ大藏省ハ真鶴ガ伊東港ニ近ク又余リニ小港ナリトノ故ヲ以テ之ヲ削除シタリ當時内閣囑托トシテ首相官邸ニ勤務セル胎中氏ノ熱血ハ湧立テリ真鶴漁港ノ運命ノ決スル此瞬時ニアリ胎中氏ノ悲壮ナル決意ハ先ヅ内相望月圭介氏ヲ動カシ首相田中義一氏亦動カサル内閣書記官長鳩山一郎氏法制局長官前田米藏氏亦大ニ斡旋スル所アリ藏相三土忠造氏遂ニ首肯シテ真鶴漁港修築ハ遂ニ昭和三年度予算ニ計上セラレタリ然ルニ同年議會ハ解散セラレテ予算成立セズ翌四年漸ク其ノ通過ヲ見タルガ同七月田中内閣倒レテ浜口

内閣成ルヤ緊縮政策ニ依テ所謂実行予算ヲ作成スルニ当
リ真鶴築港ハ延期セラルル懸念アリシガ通相小泉又次郎
氏同参与官平川松太郎氏熱心ニ之レヲ支持シ農林参与官
山田道兄氏内務参与官内ヶ崎作三郎氏等之ヲ応援セシカ
バ農林省補助金貳万円地元寄附金七万円ヲ減シ総工費金
参拾八万円ヲ以テ昭和五年四月着工セラレタリ我等ノ運
動ハ滿三年ヲ経テ茲ニ初メテ實現セル也

漁港設計ハ初メ灯台局技師工学博士石川源二氏ニ依頼シ
タルガ県土木部長三輪周藏田辺良忠両氏監督ノ下ニ真鶴
漁港修築事務所長堤榮左衛門氏ニ依テ設計變更ヲナシ南
北防波堤金参拾八万八千五百円ノ県営工事ト港内設備及
海岸埋立金拾九万円ノ町営工事ニ着手シタルガ尚農村振
興土木事業トシテ昭和七年度南北船揚場金参万参千円同
八年度海岸浚渫金貳万参千円ノ工事ヲ内務省ヨリ許可セ
ラレ凡テ之ヲ竣工シテ同九年三月真鶴漁港ハ全ク完成シ
テ新装ヲ擬ラスニ至レリ海岸埋立地ハ約壹万参千坪ニシ
テ同九年一月町営魚市場ヲ開始シ茲ニ真鶴港繁栄百年ノ
計ヲ樹立ス工工期滿四年間農林省漁港修築主任技師関口

四郎橘英三郎両氏ノ懇篤ナル指導ヲ受ケ県知事池田宏氏
山県治郎氏遠藤柳作氏横山助成氏四代ヲ通ジテ県当局ノ
親切ナル擁護ノ下ニ財政其他有ユル難関ヲ突破セルハ滿
腔ノ感謝ニ堪エザルト共ニ往時ヲ回顧シテ事業完成ノ凡
テ順調ニ進ミタルハ全ク天祐ニ依ル事ヲ惟ハザルヲ得ズ
茲ニ真鶴漁港修築ノ由来ヲ記シテ後代ニ伝フ

昭和九年四月一日

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赴撰

(碑文裏面)

漁港修築ノ主ナル功勞者左ノ如シ

竣工當時ノ町會議員 前町會議員及委員

鈴木定吉	青木仙太郎	青木喜平	熊本勢太郎
佐藤傳一	青木熊五郎	御守市太郎	青木寿郎
青木弥一郎	草柳貞吉	草柳由太郎	立松鎮厩
熊本武治	青木宝作	青木友三郎	青木市三郎
青木秀次郎	青木宗吉	永野長太郎	角田澤次郎
福岡市太郎	平井政吉	檜原正治	露木辨次郎
		富岡彦太郎	

真鶴尋常高等小学校訓導 佐藤孝平書

碑 石 岩村亀川米次郎ノ矢丁場産

礎 石 真鶴港内海中ヨリ採取

築港職工人夫供給並
港内埋立工事請負者

平井政吉建之

(所在地 真鶴六八八番地付近)

真鶴漁港修築完成を記念して建立された石碑の碑文である。真鶴漁港修築が行政サイドでどう実現されてきたのかを知るうえで、本史料の編年の記述はわかりやすい。

97 岩漁港築港記念碑 一九三四年四月

(碑文表)

築港記念

神奈川県知事從四位勲二等横山助成題額

関東大震災ノ後岩村漁業組合ハ築港計画ヲ立テ大正十四年工ヲ起シ金拾万余円ヲ投ジテ百二十米ノ防波堤船揚場及浚渫ノ工ヲ竣工タリ昭和七年政府ガ時局匡救農業土木

事業ヲ起スヤ漁業組合ノ為セル此自力ノ大業ハ県ノ認ムル所トナリ金七万円ノ拡張工事ヲ許可セラレ四分ノ三國庫補助四分ノ一地元負担ヲ以テ七八兩年度ニ於テ捨石ヲ以テ六十米防波堤ヲ延長シ尚西北ニ砂防堤ヲ築キ更ニ浚渫ヲ行ヒテ完全ナル船溜ヲ造ルヲ得タリ岩村ガ漁村トシテ水産方面ニ多大ナル發達ヲ希望セララル今日此築港ノ完成セシハ最モ欣ブベク前途極メ多幸ナリト謂フベシ
岩村漁業組合ガ初メテ築港ニ着手シテヨリ茲ニ滿十年ノ星霜ヲ経タリ其間漁業組合員ノ一致協力ト苦心努力ハ実ニ自力更生ノ好模範ニシテ其ノ結晶タル此築港事業ハ永久ニ赫奕タル光輝ヲ放チ其ノ恩沢ノ子々孫々ニ及ブ所誠ニ偉大ナリト謂ハザルベカラズ茲ニ岩村築港ノ由来ヲ記シテ後代ニ伝フト云爾

昭和九年四月

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 起撰

築港工事請負人 平井政吉建之

(所在地 岩九五三番地付近)

岩漁港は、真鶴漁港と同年に完成し、その後の岩村、とくに漁業組合の発展に大きく寄与することとなった。本史料は岩漁港完成を記念して記された碑文であるが、その歴史的経過を簡潔に伝えている。

第三節 具体化する観光立町の

動き

98 真鶴案内出版届 一九三二年八月二十四日

真鶴案内出版届

一、真鶴

右真鶴宣伝用トシテ別紙パンフレット本月出版発行候間製本相添へ此段御届申上候也

昭和七年八月二十四日

神奈川県足柄下郡

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

内務大臣 山本達雄殿

神奈川県知事 横山助成殿

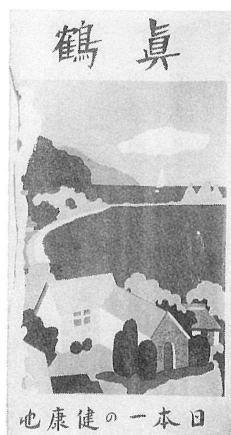
小田原警察署長 吉田珉治殿

東海
絶勝 真鶴遊覧案内

位置 東京駅より熱海線二時間の行程にて汽車賃金
交通 円四拾六銭

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

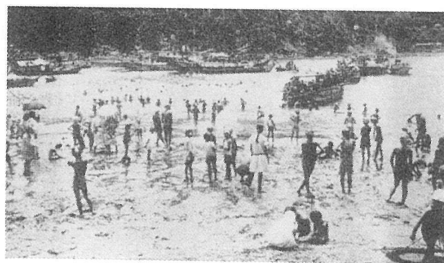
通信	旅館	名料	旧名
電信、電話（真鶴郵便局取扱）	港屋、ウロコ屋、平井屋、アケボノ其他一泊亭	料館 円五拾錢以上、昼食五拾錢以上。	蹟所
		水貝、サメエの壺焼、鰯、鮪の刺身、海老の天ぷら、アジの叩きナマスなど新鮮なる美味に地方色を發揮す。	
			頼朝が石橋山に敗れて箱根山中を遁げ廻はり遂に真鶴に落ち延びて房州に渡れる史実上、頼朝に関する旧蹟多し。
			■鵜窟 真鶴港内にあり頼朝が隠れし穴なり、頼朝を擁護せる旧家五味家には、頼朝の遺物として冑の八幡座に飾れる観音像其他の宝物を伝ふ。▽謡坂 頼朝の



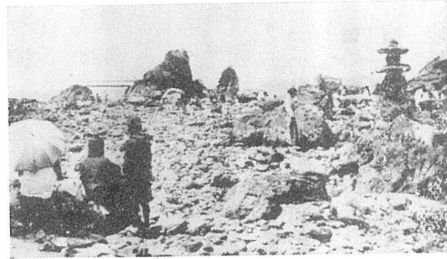
日本一の健康地

前途を祝して土肥実平が乱舞せる所、岩村の入口にあり。▽小道地蔵趾 頼朝の隠れし地藏堂趾にて、真鶴駅より山路を登る沓里の山上にあり。頼朝道として之れより約四里にして箱根湖畔に達す、高原の景色雄大、一日の散歩に好適なり。

■風外蝸室の趾 三百年前穴居して生きながら埋められたる奇僧風外蝸室の趾は真鶴港内北側、水道水源地の隣にて、其の祠れる天神堂石宮は今も尚存す。「落葉翻風前、榮華豈可傳、全身知石塔、堪笑幾隨縁」の銘を刻める寿塔も残存せり。▽貴船神社 真鶴港の南側にして海岸埋立道路を通じて神社境内に至れば神域あらたかにして箱根山南麓の五峰を臨みて眺望絶佳



真鶴の海水浴



新二見浦の汐干狩

なり。▽**真鶴御料林** 岩村

にあり裏には足利時代の僧義堂の詩に有名な大滝ありしが震災にて水を失へり。

■**真鶴岬の風光**は東海の絶勝にして、ベルツ博士が日本一の健康地として激賞せられし処なり。夏涼しく冬暖かく、実に理想的の別荘

地なり。▽**真鶴御料林** 千古斧を入れざる老松二十八町歩の大森林は海中に突出して鬱蒼たる奇観を呈せり。▽**真鶴赤壁** 御料林の海中に突出するや、百尋の蒼潭の上に千丈の断崖絶壁をなす、舟に乗つて仰ぎ観れば想はず嘆賞の声を発せざるをえず。▽**三つ石** 真鶴岬より突出する七丁、天下の絶勝三つ石（笠島）は山の字に屹立して、寄せくる波濤を摧いて壯観言語に

絶す、坪内逍遙先生先年三つ石の巖相を賞して、「初日の出なぞ三つ石に注連はらぬ」の句を作りて、三つ石に注連をはらしむ。

■**真鶴遊覧道路** 真鶴駅より真鶴岬に至る約一里の遊覧道路は岬の脊を通じ、右に相模湾の洋々たる水を臨み、左に伊豆半島を眺め、遠く初島大島を雲煙の間に瞥見する絵も及ばざる絶景なりとす。▽**御茶の水** 昔時北条氏綱公真鶴に遊びて釣魚の楽しみをなし、御茶をいれるに用ひし水今も混々と湧く。遊覧道路の左側にあり。

海水浴
汐干

真鶴の海水浴場は沿岸到る処にあり、波静にして、婦人子供の遊び場所に好適なり、岩の間に小蟹や小魚を捕ふべし。汐干に至りてはサマエ鮑豊富にして、鮑を生捕りにするも妙なり。

舟遊と
釣堀

真鶴舟遊は天下の珍にして、真鶴港より三つ石に至る約一里の海上を、悠々絶勝を賞しながら、乗合四十銭にて往復するをうべし。之れより初島大島に至る舟便も団体客なれば、壱円位

真鶴
水道

にて往復するを得。▽釣堀は貴船神社の前新二見浦の側にあり大魚小魚潑刺として好釣者の餌を待てり。

真鶴海岸の湧水を水源地として三百尺の山上に貯水池を作り、毎日一万石の水を送りて尽くる所を知らず、古来水に苦しめる真鶴は此水道のために最も水に恵まれたる所となれり。

理想的
別荘地的

日本一の健康地たる真鶴は理想的別荘地として都人士に最も喜ばる。現に工學博士吉野又四郎氏、実業家高橋辰雄氏、外交官河相達夫氏、農科大学教授佐藤寛次氏、文理科大学教授友枝高彦氏、同教授綿貫哲雄氏、胎中代議士、波多野通信局長、画家三宅克巳氏等の別荘住宅あり。尚ほ統々建築計画中なり。別荘地は坪七八円乃至十五円位なりとす。

(真鶴町役場蔵)

真鶴町外二ヶ村組合が「真鶴」と題して作成した宣伝用バ

ンフレットの出版局である。パンフレットの中にみえる「新二見浦」「鵜窟」「謡坂の遠望」等は今日と趣を異にしている。観光立町をめざす町当局の姿勢を端的に示す史料といえる。

99 真鶴町外二ヶ村温泉試掘地調査報文

一九三四年九月十七日

神奈川県足柄下郡真鶴町外二箇村温泉

試掘地調査報文

(商工省)

商工技師 石井清彦

神奈川県足柄下郡真鶴町外二箇村ヨリ成ル組合町村ノ申請ニ依リ昭和九年七月十日ヨリ三日間該地域ニ於ケル温泉試掘地ヲ調査セリ依テ茲ニ其結果ヲ報告ス

地形

調査地域ハ真鶴町、岩村及福浦村ニ跨リ東西二軒、南北二軒五ニ亘レル面積約五平方料ノ地ニシテ熱海小田原間ノ伊豆東海岸ニ於テ唯一ノ突出部ヲ形成ス同地域ハ真鶴集落ノ北西方約八軒ニ位セル白銀山(高距八百九十二米

(七) ヨリ同集落ニ向テ漸次斜下セル單調ナル山地ヲ成シ之ヲ蝕刻セル溪谷モ亦同方向ニ展開スルモノ多シ然レトモ總テ小溪谷ニ過キスシテ湯河原、鍛冶屋ニ於ケルカ如キ大ナルモノ無シ、山勢ハ西部ニ稍急ナルモ漸次緩斜地ニ移リ概略鐵道線路附近ヲ境トシテ其東部ハ頓ニ山勢低位トナリ高距百十五米以下ノ丘陵性山地ヲ形成シ茲ニ前述セル突出部ヲ成シ之カ海岸ニ終ル処ハ概ネ高サ数十米ノ断崖ヲ以テセリ、鐵道線路ヲ境トシテ其西部ト東部トニ地勢ノ急変スルハ其間北東ヨリ南西ニ亘レル断層ノ存在ヲ推定セシムヘク更ニ真鶴灣真鶴半島ノ如キ狹長ナル地帶ヲ形成セルハ該断層ト略直角ニ交ハレル断層ノ為メ陥没及残留地塊ヲ生セシカ為ナリ

地質

本地域ハ箱根火山及熱海火山ヨリ流出セル熔岩流ノ夫々末端部力相接触スル箇所ニ近接セルノ地ニシテ主ニ箱根火山ノ熔岩流ト之ニ挟在セル火山砂礫トヨリ成リ熱海火山ニ属スヘキモノハ福浦西方ノ海岸地帶ニ僅カノ地積ヲ占ム、箱根火山ノ熔岩流ハ兩輝石安山岩ニ属シ熱海火山

ノ熔岩流ハ集塊安山岩ニ属セリ、而シテ之等熔岩流ヲ不整合的ニ被覆セル塩母及火山岩屑全地域ニ亘リテ賦存シ溪谷及海岸ノ低平地ニハ現世層僅ニ発達ス以下各岩石ニ就キテ其性質ヲ説明スヘシ

箱根火山ニ属スヘキ熔岩ハ兩輝石安山岩ニシテ岩質並ニ噴出時期ノ相違ニヨリテ之ヲ三種ニ區別スヘシ、即チ(一)緻密兩輝石安山岩、(二)多孔兩輝石安山岩及(三)細粒兩輝石安山岩ナリトス、(一)及(二)ハ同一熔岩流ヲ成シテ(一)ヲ其主体トシ(二)ハ其末端部又ハ外皮部ヲ成スモノナリ、而シテ(三)ハ(一)及(二)熔岩流ヨリモ後期ノ噴出ニ係ルモノナリトシ之等ヲ不整合的ニ被覆ス

(一)ハ灰青色ヲ呈シ部分ニ依リテハ流狀構造ヲ有スル緻密ノ石基中ニ斜長石、紫蘇輝石及普通輝石ノ斑晶ヲ有シ斜長石最モ多量ニシテ斑理頗ル顯著ナリ、石基ハ斜長石、紫蘇輝石、普通輝石及玻璃ヨリ成リ磁鉄鉱粒散在シ玻璃基流晶質構造ヲ呈ス、本岩ハ節理良ク発達シ多角柱狀ナルモノカ或ハ垂直ニ或ハ放射狀ニ配列シ之等角柱ハ更ニ第二ノ節理ニ依リテ横斷細裂セラル

(一)ハ其成分(一)ト同一ナルモ斑晶ハ主トシテ斜長石ヨリ成リ輝石類ニ乏シク石基ニハ玻璃頗ル多ク且ツ多孔隙ニシテ本岩ノ急激ニ固結セルコトヲ示シ熔岩流ノ最外皮ノ部分ハ粗鬆ナル流狀構造顯著ナルモノナリ、(一)及(二)ノ分布狀態ヲ見ルニ(一)ハ西部ノ急斜地ニ(二)ハ概ネ東部ノ低位地帯ニ限ラレテ賦存ス

(三)細粒兩輝石安山岩ハ灰黑色ヲ呈シ細密ナル流狀構造良ク發達シ斑晶ヲ殆ント有セサル均密ノ岩石ナリ、其岩石成分ハ主トシテ斜長石、紫蘇輝石、普通輝石及玻璃ヨリ成リ紫蘇輝石ハ部分ニヨリテ之ヲ認メサルコトアリ、斜長石柢子ノ密ナル並行配列ニヨリテ毛氈狀構造ヲ呈ス、本岩ハ板狀節理顯著ニシテ厚サ一厘乃至二厘ノ薄板ニ剝理シ宛モ瓦ヲ積ミ重ネタルノ觀アリ、本岩ハ岩村集落周圍ノ溪谷ニ露出シ其範圍(一)及(二)ニ比シ遙カニ狭小ナリ

(一)及(二)及(三)熔岩ヲ檢鏡スルニ何レモ新鮮ニシテ温泉作用ニ依ル岩質ノ變化ハ頗ル微々タルモノニシテ僅カニ斜長石ノ曹長石化セルヲ散見スルノミナリ

火山砂礫ハ灰色乃至赤褐色ヲ呈シ兩輝石安山岩礫、安山

岩質玻璃及火山灰ヨリ成リ熔岩流ニ挟在スルヲ普通トスルモ岩村北方ノ海岸ニ於テハ之ニ反シ多孔隙兩輝石安山岩カ「レンズ」狀ヲ成シテ斷続之ニ挟在セルコトアリ、本砂礫ハ熔岩流ト同一時期ニ於ケル箱根火山破裂ノ生成物ニシテ之カ存在ノ多寡ハ破裂作用ノ強弱ヲ物語ルモノナリ

熱海火山ニ屬スヘキ熔岩ハ集塊安山岩ニシテ赤褐色、黑色、紫灰色等ヲ呈スル径數厘乃至十數厘ノ円味アル安山岩礫ノ集合ヨリ成リ之カ間隙ハ亦熔岩質物ヲ以テ膠結セラル、安山岩礫ノ主ナルモノハ普通輝石安山岩ニシテ黑色ヲ呈シ多孔隙ナリ、斑晶ハ斜長石及普通輝石ヨリ成リ石基ハ玻璃ニ富ム細密ナル玻璃基流晶質ヲ呈ス

壩母及火山岩屑ハ箱根火山ヨリノ噴出物多キカ如ク調査地域全域ニ亘リテ熔岩流ヲ不整合的ニ被覆シ基盤ノ起伏ニ從ヒテ隨處走向傾斜ヲ異ニセリ、而シテ火山岩屑ハ壩母ノ下部ヲ占ムルヲ常トス

現世層 海岸地帯又ハ溪谷ニ沿ヒテ平地ヲ形成シ主ニ安山岩礫及火山灰ヨリ成ル

以上ノ如ク本地域ノ地質ハ総テ火山質物ヨリ成リ之カ基底ヲ成スヘキ第三系ハ何処ニモ露出スル処無ク從テ之等熔岩流等ノ火山質物ハ其厚サ幾何ナルヤ推定スルコト能ハス

地質構造 本地域ノ熔岩流ハ福浦西方海岸ニ於ケル集塊安山岩ヲ除キ総テ箱根火山ヨリ流出セルモノニシテ之等ハ南々東ニ向テ斜下シ其流理ハ南方ニ近キ傾斜ヲ以テ基本流理ト成スヘク而シテ本地域ニ於ケル熔岩ハ其末端部ヲ代表スルモノナルカ為メ流理ノ多少乱レタルモノアルハ勿論ナリ、岩村ノ北西約二料五ノ溪谷北東側ニ於テハ熔岩流ノ傾斜南方ニ約十五度、同北西約一料ノ県道ニ沿ヒタル部分ニ於テハ其傾斜南方ニ約三十度、同北東方約一料ノ海岸地帯ニ於テハ其傾斜南方ニ約十度ヲ示シ之等ハ何レモ基本流理ノ一端ヲ現ハスモノナリ然ルニ本地域ニ於テハ図示セルカ如ク元来ノ褶曲ノミニ止マラス地殻變動ノ結果生シタル流理ノ錯乱頗ル多ク岩石ノ分布モ噴出固結後ニ転位セルモノアリ、地殻變動ノ結果ハ図示セルカ如キ新旧数多ノ断層ヲ生シ岩石分布ヲ変セシメタル

ノミナラス真鶴半島ノ如キ特殊ノ地形ヲモ形成スルニ至リタリ以下断層存在ノ状態ヲ説明スヘシ

(一) 本地域カ鉄道線路附近ヲ境トシテ其東部カ低位ナル丘陵性山地ヲ為シテ西部ノ急斜地ト相對スルハ壩母及火山岩屑ノ堆積以前ニ於テ略北東ヨリ南西ニ走レル断層ニ切斷セラレテ其東部カ陥落セルコトヲ示セルモノニシテ本断層ノ確實ナル存在ハ福浦西方海岸ニ於テ集塊安山岩ト多孔兩輝石安山岩トノ接觸部ニ之ヲ認メ得ヘク本断層ハ熱海沿岸ヲ通スル一大断層ノ延長部ニシテ地形ノ相違並ニ(一)及(二)ノ熔岩流カ(一)ハ西部(二)ハ東部ニ其分布ヲ限ラレタルコトヨリ見ルモ本断層カ尚遠ク此処ニマテ延長セルコトヲ示スモノナリ然レトモ地表面ハ全部壩母ニ被覆セラレタル為メ之カ確實ナル位置ハ今直チニ定ムルコト能ハス、以上ノ如キ北東ヨリ南西又ハ之ニ近キ方向ノ断層ハ本地域ニ於テ最モ旧期ニ生シタル断層系統ナリ

(二) 細粒兩輝石安山岩ハ(一)及(二)熔岩流噴出後ノ熔岩流ニシテ後者ヲ不整合的ニ被覆セルモノナルコトハ前述ノ如シ然ルニ岩村四近ノ本岩分布ノ状態ヲ見ルニ總テ同地溪谷

ノ兩側ニ露出シ宛モ(一)及(二)ヨリモ反テ其下部ヲ占ムルノ觀アリ且ツ海岸地域ニ於ケル本岩ハ火山砂礫ヲ挟ミテ其走向西北西ニシテ傾斜北々東ニ十五度ニシテ基本流理トハ正反對ノ傾斜ヲ示シテ多孔輝石安山岩ト接觸ス、更ニ滝門寺附近ニ於テハ或ハ走向北々西ニシテ傾斜東北東七十度ヲ示シ或ハ走向南北ニ近ク傾斜西南西ニ三十度内外ヲ示スモノアリテ本岩カ地殻變動ノ著シキ影響ヲ受ケタルヲ示スト共ニ(一)及(二)熔岩流トハ斷層ヲ以テ相接スルコトヲ示スモノナリ、之等斷層ノ方向ハ概ネ北々西ヨリ南々東ニ走り数条ノ略並行セルモノヲ認メ得ヘシ即チ岩村附近ノ地帯ハ真鶴集落ヲ含ミ幅五百米内外ノ陥没地帯ヲ形成スルニ至レリ、岩村滝門寺附近ニハ之ニ沿ヒテ數箇所ニ湧水シ合計一分約四斗八升ノ湧出量アリ岩村簡易水道ハ之ヲ以テ水源ニ充テタリ、以上ノ斷層ハ第二期ノ地殻變動ノ結果ナリトス

(三)真鶴集落附近ヲ見ルニ磯崎尖端ノ南方海岸ニハ流狀構造顯著ナル多孔輝石安山岩露出シ其走向及傾斜ハ随处錯雜シ磯崎以北ノ海岸ニ於ケルト著シキ相異ヲ示シタ

リ、即チ兩者ノ間ニ斷層ノ存在スルカ為ニシテ之カ延長部ト見ルヘキ磯崎ノ西北西約二百五十米ノ海岸斷崖下ニ於テ分解ノ為メ赤色ニ汚濁セル本岩露出シ且水量豊富ナル湧水箇所アリテ鹹味アリト雖モ真鶴人口數千人ノ水道水源ヲ成ス、磯崎對岸ニ於テモ之ト略並行セル斷層海岸ニ沿ヒテ存在シ斷層ニ沿ヒテハ岩石赤色ニ汚濁シ且斷層ノ兩側ニ於テ岩石ノ流狀構造ヲ著シク異ニセリ即チ真鶴灣ハ之等兩斷層ニ挟マレタル陸地ノ陥没ニ依リテ生ゼンモノナリ

更ニ福浦ノ海岸ニ就キテ見ルニ福浦ノ東方約五百米ノ処ニハ第一図ニ図示セルカ如キ明カナル斷層アリテ真鶴ノ斷層ト略並行シ兩者相俟チテ真鶴半島成立ノ因ヲ成セリ真鶴半島ハ一ノ殘留地塊ナリトス此等西北西ヨリ東南東ニ延ヒタル斷層群ハ本地域ニ於ケル最新ノ斷層系統ヲ構成スルモノナリ

以上ノ如ク本調査区域ハ熱海小田原間ノ伊豆東海岸ニ於テ唯獨リ海中ニ突出セル特殊ノ地域ニシテ數多ノ斷層地塊ノ集合ヨリ成ルモノト認メ得ヘク先ツ北東ヨリ南西ニ

走レル一大断層ニ切斷セラレテ其東部陷落シ以テ丘陵性山地成立ノ因ヲ成シ次テ北々西ヨリ南々東ニ走レル断層ニヨリテ岩村及真鶴兩集落ヲ含メル幅五百米内外ノ陷没地帯ヲ生シ最後ニ真鶴半島ト略並走スル最モ新期ノ断層群ニ切斷セラレ真鶴半島ノ如キ残留地塊及之ニ隣接セシ真鶴灣ノ如キ陷没地帯ヲ生シタリ

真鶴岩村ニ於ケル水量頗ル豊富ナル湧水、福浦村御茶ノ水附近ニ於ケル湧水等ハ何レモ之等地帯構造線ト關係深キモノニシテ更ニ関東地震直後止水セル湧水箇所即チ滝門寺ノ谷ヲ上リタル県道ニ出会セル附近ノ谷間ノ如キハ最モ新期ノ断層ニ關係深キコトヲ示セリ本湧水ハ本地域カ輕便鐵道ヲ通シタル時代ニハ水量豊富ニシテ列車ハ常に之ニヨリテ使用水ヲ補給セルモノナリト云フ

温泉ノ微候

一、県道ノ標高九十二米二六ヲ示セル地点ヨリ北方數百米ニ位セル草地ハ積雪量他ニ比シテ僅少ナリト云フ、同箇所ハ緻密兩輝石安山岩及之ヲ被覆セル墟母ヨリ成リ墟母ハ何等特殊ノ風化作用ヲ示サス、同箇所カ果シテ他ニ

比シ地温ノ高キカ為ナルヤ否ヤハ今直チニ之ヲ斷スルノ資料ナク從テ温泉ノ微候トシテ採用シ難シ

一、滝門寺附近ニ於テ嘗テ湯氣ヲ放出セル箇所アリト云フ、現地ヲ見ルニ其四近ハ細粒兩輝石安山岩ヨリ成リ湯氣ハ本岩ヨリ放出セリト云フ其位置ノ岩石ヲ薄片トシテ檢鏡スルモ殆ント温泉作用ニ依ル岩石分解ヲ認メス是亦温泉ノ微候トハ認メ難シ

一、馭ノ裏真鶴町長住宅ノ堀井戸ハ深サ七間ニシテ水量多ク他ノ井水ニ比シ稍微温ヲ有スト云フ、福浦村御茶ノ水海岸ノ堀井戸モ深サ約七間ニシテ水温前述ノ井戸水ト略同様ナリ之等ハ直チニ温泉ノ微候ト認メ得スト雖モ本地域ノ清水カ一般ニ微温ヲ有スルハ火山地帯ノ特徵ト云ハサルヘカラス

試掘箇所 本地域ニハ温泉ノ微候トシテ認ムヘキモノ無シト雖モ頗ル断層ニ富ミ之ニ沿ヒテ湧水量豊富ナル所二三ニ止マラス而モ清水ハ微温ヲ有スルヲ以テ温泉湧出ノ可能性無シト云フヘカラス然レトモ地下何米ニ於テ温泉ニ遭遇スルヤ否ヤハ不明ナルヲ以テ図示セル試掘箇所ノ

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

何レカヲ選ヒテ試錐シ厳密ニ地下温度ノ上昇率ヲ確メ以テ温泉湧出有無ノ調査ニ資スルハ敢テ徒爾ノ業ニアラサルヘシ

(イ) 真鶴町温泉試掘許可書 一九三五年五月二日

神奈川県指令保第一八五七七号

神奈川県足柄下郡

真鶴町

昭和九年十一月三十日附願温泉試掘ノ件許可ス但シ左ノ通心得ヘシ

昭和十年五月二日

神奈川県知事 石田 馨園

記

一、試掘場所ハ神奈川県足柄下郡真鶴町字海岸八九四番地先町有埋立地内ニシテ願書添付図面ニ朱書セル地点
窆孔トス

二、試掘ノ期間ハ許可ノ日ヨリ向老年間トス

三、試掘ノ方法ハ電動力五馬力使用「ヒューヤー式」「ボーリング」掘トシ口径仕上四吋深長壹百五拾間以内ト

ス

四、許可後六ヶ月以内ニ工事ニ着手セサルトキハ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

五、許可後工事ニ着手セス又ハ未成功ノ儘試掘権ヲ他ニ譲渡スヘカラス

六、試掘中其ノ儘浴用ニ供シ得ル程度ノ温泉湧出シタルトキハ工事ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

七、試掘工事ニ着手シタルトキハ直ニ当庁ニ届出ツヘシ

(ロ) 岩村温泉試掘許可書 一九三五年八月九日

神奈川県指令保庶第六五二一号

神奈川県足柄下郡

岩村

昭和十年五月二十八日附願温泉試掘ノ件許可ス但シ左ノ通心得ヘシ

昭和十年八月九日

神奈川県知事 石田 馨園

記

一、試掘場所ハ神奈川県足柄下郡岩村字滝ノ元六八九番

ノ一地内ニシテ願書添付図面ニ朱書セル地点宍孔トス
 二、試掘ノ期間ハ許可ノ日ヨリ向フ迄ケ年間トス
 三、試掘ノ方法ハ電動力ヲ使用シ「ヒューヤー式」「ボー
 リング」掘トシ口径仕上四吋深長百五拾間以内トス
 四、許可後六ヶ月以内ニ工事ニ着手セサルトキハ許可ハ
 其ノ効力ヲ失フモノトス

五、許可後工事ニ着手セス又ハ未成功ノ儘試掘権ヲ他人
 ニ譲渡スヘカラス

六、試掘中其儘浴用ニ供シ得ル程度ノ温泉湧出シタルト

キハ工事ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ

七、本温泉試掘ニシテ他ノ既存温泉ニ影響ヲ及ホシタル
 場合ハ総テ当庁ノ裁定ニ従ヒ事件ノ解決ヲ図ルヘシ
 八、試掘工事ニ着手シタルトキハ直ニ当庁ニ届出ツヘシ

(真鶴町役場蔵)

一九三三年(昭和八)五月の小林儀一郎の温泉試掘に対す
 る報告書が期待はすれであったところ、翌一九三四年(昭和
 九)初夏、商工省鉱山局の商工技師石井清彦が三日間にわた

って出張調査をしてくれ、その結果できあがったのが本史料
 の調査報文である。この報文をもとに、真鶴海岸埋立地鵞の
 窟付近と岩村小学校裏手の二か所で温泉試掘が行われた。そ
 の史料が(イ)温泉試掘許可書(一九三五年五月二日)と(ロ)同
 (一九三五年八月九日)である。この二つとも温泉は出ず、
 その後、民間においても何度か温泉試掘は行われたが、いま
 だ成功事例は存在しない。

第四節 生活の変化

100 耕地整理組合規約 一九三二年九月二十四日

足柄下郡真鶴町耕地整理組合規約

第老条 本組合ハ設計書及本規約ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ行フ

一、土地ノ交換、分合、開墾、地目変換、区画形質ノ変更、道路、溝渠畦畔ノ変更廃置並ニ排水ニ関スル設備工事及其ノ他ノ設備ノ維持管理

第貳条 本組合ハ足柄下郡真鶴町耕地整理組合ト称ス

第参条 本組合ノ事務所ハ之ヲ足柄下郡真鶴町ニ置ク

第四条 本組合ニ組合長一名組合副長一名評議員六名ヲ置ク

第五条 組合長、組合副長及評議員ノ任期ハ三ケ年トス但シ再選ヲ妨ケズ補欠選挙ニ依リ就任シタル評議員ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

組合長、組合副長及評議員ハ任期満了後ト雖モ後任者

ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第六条 組合設立認可申請者、組合長、組合副長及評議員ニハ予算ノ範圍内ニ於テ給料報酬手当又ハ賞与ヲ支給スルコトヲ得

第七条 組合長ハ耕地整理法第六拾壹条第一号ノ事項ニ付總會ノ表決ヲ經ントスルトキハ予メ評議員会ニ諮詢スヘシ

第八条 總會ノ権限ニ属スルモノ、中左ニ掲クル事項ハ之ヲ評議員会ニ委任ス

耕地整理法第六拾壹条第参号第四号第六号及第八号ノ事項

第九条 組合所在ノ町若クハ其ノ隣接町村ニ住所若クハ居所ヲ有セザル組合員耕地整理ニ関スル通知若クハ書類ノ送付ヲ受クルタメ仮住所ヲ選定シ又ハ耕地整理ニ関スル一切ノ行為ヲ為サシムル為メ代表者ヲ選定シタルトキハ遲滞ナク之ヲ組合ニ届出ヘシ
前項ノ仮住所及代表者ハ地区所在ノ町内ニ於テ選定スヘシ

第拾条 本組合ニ工事、會計、庶務ノ三掛ヲ置ク

各掛ノ事務ハ組合長ノ定ムル所ニ依リ組合副長又ハ評議員之ヲ分掌ス

第拾壹条 工事掛ニ於テハ設計書ニ定メタル工事及設備

並ニ工作物其ノ他ノ設備ノ維持管理ニ関スル事務ヲ掌ル

會計掛ニ於テハ予算、決算、金錢及物品ノ出納保管ニ

関スル事務ヲ掌ル、庶務掛ニ於テハ文書ノ調製往復及

他ノ掛ニ属セサル事務ヲ掌ル

第拾貳条 組合長ハ予算ノ範圍内ニ於テ技術員書記其ノ

他ノ事務員ヲ任用スルコトヲ得

前項技術員ノ任免ハ評議員会ニ諮詢スヘシ

第拾參条 工事ハ直営トス但シ評議員会ノ議決ヲ經テ請

負ニ付スルコトヲ得

組合長、組合副長及評議員ハ工事ノ請負ヲナスコトヲ

得ス

第拾四条 工事ノ請負又ハ物品ノ購入ハ競争入札ノ方法

ニ依ルヘシ但シ評議員会ノ議決ヲ經タルトキハ随意契

約ニ依ルコトヲ得

第拾五条 目前ニ用途ナキ金錢ハ總會ニ於テ定メタル銀

行又ハ郵便局ニ預ケ入ル、モノトス

第拾六条 耕地整理法第八条及第二十七条ニ依ル補償金

ノ額ハ被害者ヨリ損害見積書ヲ提出セシメ評議員会ノ議決ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第拾七条 工事施行中道路溝渠其ノ他ノ工作物ノ敷地ト

ナシタル土地又ハ工事用材料置場ニ充テタル土地ニ対

シテハ其ノ借賃ヲ見積リ評議員会ノ議決ヲ經テ補償ヲ

ナスモノトス但シ第拾八条ノ規定ヲ適用スヘキ時期ニ

至リタルモノハ此ノ限りニアラス

第拾八条 第貳拾貳条ニヨリ使用スル土地カ工事済ノ土

地ニシテ其ノ収益力之ニ対スル土地ノ従前ノ収益ト異

ナル場合ニハ其ノ借賃ノ差額ヲ見積リ評議員会ノ議決

ヲ經テ補償金ヲ徴収又ハ交付ス

第拾九条 組合費ハ予算ノ定ムル所ニ依リ地区内土地ノ

評定価額ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス但シ換地交付後ニ於テハ清算金ヲ徴収セラレタルモノニ在リテハ換地ノ評

定価格ヨリ其ノ交付ヲ受ケタルモノニ在リテハ之ヲ加ヘタル額ヲ標準トス換地交付後整理施行ノ結果生シタル工作物其ノ他ノ設備ノ維持管理ニ要スル費用ハ予算ノ定ムル所ニ依リ地区内土地全部ニ対シ地積割ニ之ヲ分賦ス

第貳拾条 組合費並ニ第拾七条及第貳拾四条ニヨル徴収金納付ノ期日及場所ハ組合長之ヲ定メ拾日以前ニ組合員ニ通知スルモノトス

第貳拾壹条 組合員ニシテ組合費又ハ第拾八条若クハ第ニ拾条ニ依ル徴収金ノ納付ヲ怠リタルトキハ其ノ延滞日数ニ応シ金壹百円ニ付一日金四錢ノ延滞利息ヲ徴収スルノ外督促一回毎ニ金貳拾錢ノ過怠金ヲ徴収ス
耕地整理法第七拾九条ノ規定ニ依リ市町村ニ於テ滞納処分ヲナス場合ニ於テハ其ノ徴収金額ノ百分ノ四ニ相當スル過怠金ヲ徴収ス

第貳拾貳条 耕地整理法第參拾条第四項ノ告示前ニ於テハ工事ニ妨ケナキ限リ組合員ハ其ノ所有地ヲ使用スルコトヲ得但シ従前ノ地域ニ依リ之ヲ使用スルコト能ハ

サルトキハ組合長ハ相當ナル使用区域ヲ指定スルモノトス

第貳拾參条 換地ヲ交付スルニハ地目地積及等位ヲ標準トス但シ各組合員ニ交付スル換地ノ総地積ハ成ルヘク其ノ従前ノ土地地積ニ比例セシムルモノトス

換地ハ其ノ交付ヲ受クルモノニ利益ナリト認ムル位置ニ於テ成ヘク取纏メテ交付スルモノトス

組合員従前ノ土地総地積三畝歩未滿ニシテ適當ノ換地ヲ交付スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ所有者ノ承諾ヲ得テ金錢ヲ以テ清算スルコトヲ得

第貳拾四條 換地交付ニ関シ徴収又ハ交付スヘキ清算金額ハ従前ノ土地ノ評定価額ニ対スル換地ノ評定価額ノ比ヲ従前ノ土地ノ評定価額ニ乗シタル額ト換地ノ評定価額トノ差額トス

第貳拾五條 従前ノ土地各筆ノ価額及等位ハ工事着手前評議員会ニ諮詢シ組合長之ヲ評定シテ耕地整理法第五十條ノ条件ヲ具備スル總會ノ議決ヲ經ヘシ換地トシテ交付スヘキ土地ノ価額ハ工事完了後遲滞ナ

ク評議員会ニ諮詢シテ組合長之ヲ評定シ耕地整理法第三十条第一項第二項ノ規定ニ依ル処分ニ付キ表決ヲナス総会ノ議決ヲ経ヘシ

第貳拾六条 組合長ハ工作物其ノ他ノ設備ノ維持管理ニ付隨時適當ノ処置ヲ為スコトヲ得但シ金壹百円以上ヲ要スル修繕又ハ改良ニ付イテハ評議員会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第貳拾七条 組合員工作物其ノ他ノ設備ニ付キ破損其ノ他修繕ヲ要スル箇所アルコトヲ発見シタルトキハ速ニ組合長ニ報告スヘシ

(真鶴町役場蔵)

真鶴町耕地整理組合は一九三二年(昭和七)九月二十四日設立され、真鶴駅前の窪地から海岸にいたるまでの土地について排水路の整備と道路の改修を主目的として施行された。耕地整理組合はその後、換地処分について昭和十年八月二十日総会を開催したが決議に至らず、昭和十七年九月末には県当局の指導を受け、昭和十七年十月三日に手続きを完了するため組合長等の幹部を選任する総会が、真鶴町外二ヶ村組

合役場二階で開催された。さらにその年の十二月には組合規約が一部改正され、新たな展開をみせるのである。

101 航空灯台敷地寄附願について

(イ) 保安林解除等申請について 一九三三年四月四日

昭和八年四月四日

日本航空輸送株式会社 圖

神奈川県足柄下郡真鶴町代表

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 越殿

拝啓 益御清祥之段奉慶賀候陳者航空灯台建設ニ関シテハ深キ御理解ト御同情ヲ辱フシ敷地寄附願並承諾書接受仕リ奉深謝候扱該敷地ノ南側ニ伐採ヲ要スル松林有之漁業保安林ナルヤノ話モ御座候ニ付其実否拝承致度若又事實保安林ナリトセバ保安林解除若ハ開墾許可ノ願出ヲ要シ候ニ付テハ此場合ハ貴町若ハ所有者ニ於テ地方長官ヘ願出ノ手続相願候儀ハ相叶申ス間敷候哉御手数ノ段誠ニ恐縮ニ御座候得共此儀取急キ御願申上度此段得貴意申候

敬具

(四) 航空灯台敷地寄附願書に関する件

空監第一〇一一号

一九三四年九月二十二日

昭和九年九月廿二日

通信省 航空 局 函

神奈川県足柄下郡

真鶴町外二ヶ村組合役場 御中

航空灯台敷地寄附願書ニ関スル件

真鶴航空灯台敷地当省大臣宛寄附方願出有之候処右寄附受理上必要有之候ニ付テハ左記事項御回報ト共ニ関係書類折返シ御送付相煩度此段及照会候

記

一、寄附土地ノ評価格

二、寄附土地ノ実測図(坪数ヲ測定シ得ラルル様
実測シタル図面)

三、寄附土地ニ通スル通路公道ナルニ於テハ差支無之モ

私道又ハ私有地ニ依ルノ外他ニ通路無之場合ニ於テハ

該通路所有者ノ無償通行承諾書(本通路ニ関スル附近

図面添附ノコト)

四、出願人ハ貴組合並個人ノ連名ト相成居候モ組合所有

ノ分ニ付テハ該組合ノ議決書添附ノ要有之候ニ付右提出相成度

五、寄附土地カ町村制第四百七十七条第二号ニ該当ノモノ

ナル場合ハ監督官庁ノ許可書写

附 記

分筆ヲ要スルモノハ分筆ヲ済マシタル上寄附ノコトニ御取計相成度為念申添候

(真鶴町役場蔵)

日本航空輸送株式会社は、通信省航空局所属の航空灯台を真鶴町字山下に一九三三年(昭和八)に建設することとなつたが、本史料はこれにかかわるものである。対象地は寄附として事実上取り上げられ、保安林指定解除手続きは町および所有者にて実施せよという指示がこの内容である。航空灯台は真鶴岬入口の高台にあったため、船の航海の目印ともなり、真鶴町の新名所として近隣に知られるようになった。

102

自作農創設維持資金貸付規程

一九三三年十二月八日

議案第二五号

自作農創設維持資金貸付規程設定ノ件

岩村自作農創設維持資金貸付規程ヲ別冊ノ通設定スルモノトス

昭和八年十二月八日提出

『同日原案可決』

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

岩村自作農創設維持資金貸付規程

第一条 自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行フ為本規程ニヨリ

毎年度予算ノ範圍内ニ於テ資金ヲ貸付ス

第二条 前条ノ資金ハ左ノ事項ヲ行フ者ニ之ヲ貸付ス

一、自作田畑トナスベキ土地ノ購入

二、組合長ニ於テ適當ト認ムル自作田畑ノ維持（自作

田畑トシテ土地ヲ購入シタルニ因リ生シタル其ノ土

地ノ抵当債務ノ借替）

第三条 資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ前年

度一月二十日迄ニ真鶴町外二ヶ村組合長ニ提出スヘシ

一、借入申込書（様式第一号）

二、借入金用途明細書、所有土地表並簡易生命保険加

入表（様式第二号）

三、創設ノ場合ニ在リテハ購入土地小作人ノ同意書写

及土地所有者ノ売渡シ予約書写（様式第三号）

四、維持ノ場合ニ在リテハ抵当債務関係ヲ証明スヘキ

書類（登記簿謄本又ハ抄本等）

第四条 資金借入ノ申込ヲ為シタル者前条各号ノ事項ヲ

変更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ真鶴町外二ヶ村

組合長ノ承認ヲ受クヘシ

第五条 資金貸付ノ決定通知ヲ受ケタル者ハ様式第四号

ノ借用証書ヲ差出シ資金ヲ受領スヘシ

第六条 借入申込者ニ対スル資金ノ貸付ハ左ノ各号ニ依

ル

一、借受人ハ現ニ耕作ニ従事シ自作田畑ノ經營ヲ持續

シ得ル見込アル者ナルコト

二、借受人ハ購入セムトスル土地カ他人ノ小作地ナル場合ニ於テハ其ノ小作人ノ同意ヲ得タル者ナルコト

三、購入土地ノ価格ハ借受人自作田畑トシテ其ノ土地ノ経営ヲ持續シ得ル為メ附録第一号ノ算式ニ依ル標準価格及当該地方ノ土地ノ普通価格ヲ超エサルモノナルコト

四、維持セムトスル土地ノ抵当債務額ハ前号ノ標準価格及普通価格ヲ超エス其ノ購入価格ハ購入当時ニ於ケル前号ノ標準価格ヲ超エサルモノナルコト

五、購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ其ノ上ニ自作ノ障碍トナルヘキ権利存在セサルモノナルコト、購入セムトスル土地ノ上ニ存在スル抵当権ニ付亦同シ

六、購入シ又ハ維持セントスル土地ノ価格ハ一世帯ニ付四千円ヲ超エサルモノナルコト但シ現ニ田畑ヲ所有スル者ニ対スル貸付ニ在リテハ其ノ田畑（維持セントスル田畑ヲ除ク）ノ価額ト購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ価額トノ合計額四千円ヲ超エサルモノナルコトヲ要ス

七、貸付金額ハ一世帯四千円以内トシ土地ノ購入価額又ハ土地抵当債務額ノ全額トス但シ全額未滿ノ貸付ヲ受ケムトスル者ニ対スル貸付金額ハ其ノ所要額トス

八、貸付金ノ利率ハ年三分五厘以下トス

九、償還方法ハ初年度据置翌年度ヨリ二十四箇年賦元利均等償還トシ毎年三月十日迄ニ償還セシム但シ据置期間ノ利息ハ其ノ年度分ヲ三月十日迄ニ支払ハンム

十、借受人都合ニ依リ前号ニ依ル償還金額ノ外未償還金額ノ償還ヲ為スコトヲ得

十一、購入シ又ハ維持シタル土地ノ收穫高不可抗力ニ因リ著シク減少シ又ハ皆無トナリタルトキハ借受人ノ事情ニ応シ償還方法ヲ適當ニ變更ス

十二、購入シ又ハ維持シタル土地ノ全部ノ上ニ貸付金ノ担保トシテ第一抵当権ヲ設定セシム

十三、借受人ハ償還ヲ了リタルトキト雖モ貸付ノ際決定セラレタル償還期間内及第十一号ニ依リ變更セラ

レタル償還期間内ハ、真鶴町組合長ノ承認ヲ得ルニ
外ニテ村組合長ノ承認ヲ得ルニ
非サレハ自作ヲ為サス又ハ前号ノ抵当権ヲ除ク外其
ノ土地ノ上ニ抵当権ヲ設定スルコトヲ得ス

十四、借受人ハ前号ノ期間内其ノ土地ヲ譲渡スルコト
ヲ得サルモノトス但シ已ムコトヲ得サル事由ニ依リ
自作田畑トシテ其ノ土地ノ経営ヲ持續スルコト能ハ
サル場合附録第二号ノ算式ニ依ル譲渡価格ヲ以テ其
ノ土地ヲ、真鶴町組合長ニ又ハ
外ニテ村組合長ノ選定
シタル第三者ニ譲渡スル場合ハ此ノ限りニ在ラス

十五、前号ノ規定ニ依リ、真鶴町組合長ノ選定シタル
外ニテ村組合長ノ選定シタル
第三者ニ譲渡スル場合ニ於テ其ノ借受人ハ第一号ノ
資格ヲ具備シ且田畑ヲ所有セス又ハ第六号但書ニ該
当スル者ニシテ借受人ノ債務ヲ引受クルモノトス

十六、前号ノ借受人ナキ場合ニ於テ其ノ他ノ者ニ土地
ヲ譲渡シタルトキハ譲渡ノ際借受人ヲシテ未償還金
額ヲ返還セシム

十七、借受人前数号ノ規定ニ違反シタルトキハ違約金
トシテ最初貸付タル総金額ノ十分ノ一ニ相当スル金

額ヲ徴収シ且貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシ
メ又ハ左ノ金額ヲ以テ土地ヲ先買シ得ルモノトス
イ、購入価額ノ全額ニ相当スル金額ノ貸付ヲ為シタ
ル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相当
スル金額

ロ、購入価額ノ一部ニ相当スル金額ノ貸付ヲ為シタ
ル場合又ハ維持ノ為メ貸付ヲ為シタル場合ニ於テ
ハ償還ヲ受ケタル金額元金ニ相当スル金額ニ貸付
當時ニ於ケル其ノ土地ノ価額（購入ノ場合ニ在リ
テハ購入価額）ト貸付金額トノ差額ヲ加算シタル
金額

十八、借受人元利金ノ弁済ヲ遅延シタルトキハ弁済ス
ヘキ金額ニ対シ百円ニ付一日金四銭ノ割合ヲ以テ延
滞利息ヲ徴収ス

第七条 資金ノ貸付ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ土地購
入又ハ維持ノ手續ヲ了シ左ノ書類ヲ真鶴町外ニケ村組
合長ニ提出スヘシ

一、創設ノ為貸付ヲ受ケタル場合

所有権移転ニ関スル登記簿抄本

第一抵当権設定ニ関スル登記簿抄本

二、維持ノ為貸付ヲ受ケタル場合

旧償還ニ伴フ抵当権抹消ニ関スル登記簿抄本

第一抵当権設定ニ関スル登記簿抄本

第八条 左ノ各項ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ、真鶴町外二ヶ村

組合長ハ貸付ヲ取消シ又ハ貸付期間中ト雖元利金ノ全

部又ハ一部ヲ即時ニ返還セシムルコトアルベシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、資金貸付ノ条件ニ違反シタルトキ

第九条 本規程ハ第六条ノ資格ヲ有シ自作田畑トシテ土

地ヲ購入シ又ハ維持スル者ノ為ニ必要ナル宅地ノ創設

又ハ維持ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ宅地トシテ購入

又ハ維持セムトスル土地ノ面積ハ現ニ所有スル宅地

(維持セムトスル宅地ヲ除ク)ノ面積ヲ合セ五畝歩以内

トシ其ノ価額及貸付金額ハ五百円ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 録

第一号

小作料金額一
地租及地租附加税又ハ之ニ準スルヤ
0.06227

備 考

一、小作料ハ平年作ニ於ケル実納小作料ニ依ルコト但
シ小作料ノ定メナキ土地ニ在リテハ其ノ土地ニ類似
スル土地小作料ニ依ルコト

小作料カ平年作ニ於ケル收穫高ノ五割五分以上ナル
場合ニ於テハ其ノ五割五分ニ相当スル額ヲ以テ小作
料ニ代フルコト

小作料カ平年作ニ於ケル收穫高ノ四割以下ナル場合
ニ於テ農業經營費比較的多カラサルトキ其ノ他特殊
ノ事由ナキトキハ收穫高ノ四割迄ノ範圍ニ於テ適宜
ノ程度ニ認定シタル額ヲ以テ小作料ニ代フルコトヲ
得ルコト

二、小作料及收穫高ヲ価額ニ換算スル場合ニ於テハ其
ノ物ノ価格ハ当該地方ニ於ケル最近五年ノ平均価格

ヲ用フルコト

第二号

一、第六条第十四号ノ土地譲渡価格

$\text{譲渡価格} = \text{買付け価格} \times \frac{\text{買付け時ノ標準価格}}{\text{購入価格}}$

備考

一、償還済元金トハ貸付者カ償還ヲ受ケタル金額中元

金ニ相当スル金額

二、標準価格トハ附録ニ定ムル算式ニ依リ算出シタル

価格（其ノ価格時価ヲ超ユル場合ハ時価）トス

三、維持ノ為ニ貸付ヲ受ケタル土地ニ在リテハ購入価

格ノ代リニ貸付当時ニ於ケル標準価格（標準価格カ

其ノ当時ニ於ケル時価ヲ超ユル場合ハ時価）ヲ用フ

ルコト

四、購入価格（維持ノ場合ニ在リテハ前号ノ価格）ノ

一部ニ相当スル金額ノ貸付ヲ為シタル場合ニ於テハ

「償還済元金」ノ代リニ「償還済元金ニ購入価格

（維持ノ場合ニ在リテハ前号ノ価格）ト貸付金額ト

ノ差額ヲ加算シタル金額」ヲ用フルコト

二、第六条第十六号ノ場合

譲受人ノ受クル金額ハ未償還金額ニ前記ノ譲渡価格ヲ

加算シタル金額（其ノ金額時価ヲ超ユル場合ハ時価）

ニ依リ譲受人ノ支払フヘキ金額ハ時価ニ依ルコトトシ

其ノ差額ハ貸付者ノ定ムル所ニヨリ適宜ニ之ヲ処分ス

ルコト

（真鶴町役場蔵）

本規程とまったく同文の規程が、真鶴町にも残されている。真鶴町の場合十二月四日に真鶴町外二ヶ村組合長の松本赴により議会に提出されており、これまた岩村における場合とまったく同一人物の手で議会に提案がなされている。二ヶ村組合規約第三条が「本組合に於て共同処理すべき事務」として「組合各町村の事務執行に関する件」をあげており、自作農創設維持資金の貸付規定もこうした立場から同一規程が設けられたのであろう。なお自作農創設維持事業は大正十五年五月二十一日、自作農創設維持補助規則公布に始まるが、事業の進展に伴ってその資金不足が問題とされるようになってきた。昭和十二年に大規模な制度の変更が行われるが、本

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

史料はその直前に制定された自作農創設維持資金貸付規程である。

103 人口調査

(イ) 昭和十年部落別人口調ノ件

昭和十年十一月十三日

足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合長 西尾 盡吉

臨時国勢調査部長殿

部落別人口調ノ件

記

字 名	世 帯 数	人		
		総 数	男	女
真鶴町	九七〇	四、四三二	二、二〇三	二、二二九
岩 村	二九八	一、五一六	七三一	七八五
計	一、二六八	五、九四八	二、九三四	三、〇一四

(ロ) 戸数報告

昭和十六年十二月九日

足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合長

足柄下郡町村長会長殿

戸数報告

記

十二月一日戸数

真鶴町 九三七戸
岩 村 三〇四戸 } 計 一、二四二戸

(イ) 昭和十八年世帯数調査ニ関スル件

昭和十八年八月十六日

真鶴町外二ヶ村組合長 露 木 茂

足柄下地方事務所長殿

世帯数調査ニ関スル件

記

町内会又ハ部落会別	世帯数	町内会又ハ部落会別	世帯数
真鶴町第一町内会	一二二戸	真鶴町第七町内会	一〇七戸
真鶴町第二町内会	一〇四戸	真鶴町第八町内会	七七戸
真鶴町第三町内会	七九戸	真鶴町第九町内会	一一〇戸
真鶴町第四町内会	一三〇戸	真鶴町第十町内会	八一戸
真鶴町第五町内会	一一六戸	岩 村第一部落会	四一戸
真鶴町第六町内会	一〇四戸	岩 村第二部落会	二〇戸

岩村第三部落会		福浦村第一部落会	
第三部落会	二八	第二部落会	二五
第四部落会	二六	第三部落会	二八
第五部落会	四七	第四部落会	三一
第六部落会	三五	第五部落会	二八
第七部落会	二九	第六部落会	一九
第八部落会	三六	第七部落会	二〇
第九部落会	四八	第八部落会	二九
第十部落会	一四	第九部落会	三二
第十一部落会	一三		
第十二部落会	一一		

(二) 昭和十八年世帯別人口調査ニ関スル件

昭和十八年十月十一日

真鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂
足柄下地方事務所長殿
世帯別人口調査ニ関スル件

記

第一表

人員別	世帯数	人	口	備考
一人	七〇	七〇	七〇	
二人	二〇七	四一四	四一四	

計	一、六、一六戸	七、九、九七人	備考
十一人以上	三三	三六五	コノウチ十三人 ノ家一戸アリ
十人	三三	三三〇	
九人	七二	六四八	
八人	一三四	一〇六二	
七人	一四八	一〇三六	
六人	二〇〇	一、二〇〇	
五人	二三七	一、一八五	
四人	二三一	九二四	
三人	二五一	七五三	

第二表(準世帯)

人員別	世帯数	人	口	備考
九人	二	一八	一八	
十人	一	一〇	一〇	
十三人	一	一三	一三	
十七人	二	三三	三三	
十九人	二	三八	三八	
二十一人	一	二二	二二	
二十二	一	二二	二二	
四十人	一	四〇	四〇	
四十四人	一	四四	四四	
計	一二戸	二四〇人	二四〇人	

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

記

備

飯場 十二戸
合宿所 三
三八三人ヲ含ム

戸数及人口									
世帯			普通世帯		世帯ノ種別		世帯數		
下宿屋	合宿所	寄宿舎	一、九六七		現		住		
女 男	女 男	女 男	計	女 男	體性	五歳以下	六―一〇歳	一一―一五歳	一六―二〇歳
	四								
	一		一、二二九	六五七					
	二		一、一七四	五九七					
	一		一、一六八	五九六					
	三		一、四二三	七〇五					
	二〇		三、九八二	一、八〇〇					
	一		六七四	二八六					
	二八		九、六六〇	四、六四三					
	六			五、〇一七					
				六六〇					

町村別	戸数	人口	備考
真鶴町	一、〇〇元	五、四九	飯場 十二戸 三八三人ヲ含ム
岩村	三、四三	一、六五五	
計	一、三三三	六、七四四	

右之通及報告候也

昭和二十一年一月三十日

足柄下郡真鶴町外二ヶ村組合長 高橋仙太郎

神奈川県知事 内山岩太郎殿

(真鶴町役場蔵)

(イ)は昭和十年十月一日全国一斉に実施された国勢調査結果を県庁に報告したもののうち、真鶴町外二ヶ村組合の一員であった福浦村の部分を除き、現在の真鶴町の母体となる真

鶴町と岩村についてのせたものである。

(ロ)は戸数だけを足柄下郡町村長会長に報告したものであるが、(イ)と比較してこの六年間ほとんど町村の規模に変化がなかったことがわかる。

(ハ)は昭和十八年の真鶴町の町内会別、岩村・福浦村の部落会別の世帯数を示したものである。

(ニ)は(ハ)と同年の真鶴町・岩村・福浦村をあわせた世帯規模別の人口統計である。一般世帯において一世帯一〇人以上が六六世帯もあり、今日との相違が注目される。準世帯と称さ

備 考	本 籍	合 計	帯					
			計				其ノ他	
			男		女		計	
調査方法 配給台帳ヲ基礎資料トシ調査ス	人 口	男	計		計		計	
			男		女		男	
			計		計		計	
	一、九七一	一、二四〇	六五八		一		一	
			五八二		一		一	
			一、一七七		三		一	
	三、九二八	一、一七二	六〇一		三		一	
			五七六		一		二	
			一、一七一		三		二	
	四、二六六	一、一七二	五九七		三		二	
			五七四		一		三	
			一、四二九		六		三	
	計	一、一八二	七〇八		一		二	
			二、一八二		一		一	
			四、〇〇二		一		一	
	八、一九四	六七五	二八七		一		一	
			三八八		一		一	
			五、〇二三		三		四	

れる世帯は飯場等で、外部人口と考えられるが、約八〇〇〇人の町村において二四〇人というのは相当な規模で、その実態の解明は今後の課題といえる。

(甲)は史料(乙)から三か月後の戸数人口報告である。真鶴町における備考の飯場一二戸・合宿所一戸三八三人を含む、の意味は、(乙)の準世帯数一二戸が一戸増え、その人口(外部からの流入人口)が一挙に一四三人も増えたことを意味する。昭和十八年十月から十二月にかけての人口の動きが注目される。

104 船長記録帳より

(イ) 第一大成丸除名 一九三八年三月

第一大成丸除名

昭和拾三年三月□日運賃二割増額ノタメ在港各船舶ニ出帆不可繋留セシ事

船主組合ヨリ通達アリシヲ以テ直チニ在港各船長宅マデ使ヒセシモ翌朝ニ至タリ第一大成丸船長〇〇一言ノことわりモ無ク出港セリ直チニ臨時総会ヲ開催ス

本組合ヲ無シセシ行為甚シキヲ認メ各会員決議ノ結果本

会ノ規約ニヨリ第拾六条履行シテ一ケ年半ノ除名処分トス

昭和拾三年三月□日

船長親睦会 会

各会諸氏告グ

昭和拾四年一月誠意ヲ認テ赦免ス。

船長親睦会 会

(ロ) 船長親睦会・機関士会・海員会の賃上げ要求

一九三九年四月二十八日

一 十月以来より四月末日に至たる現在迄石材運輸売行宜敷ために船長親睦会機関士会海員会決議の上一割賃金値上げ船主組合長迄右様決議を申し願上候も一割賃金値上げをせず現在身賃の五分増しなれば五月より値上すとの答により船長始め乗組員は一割増は現在の景気にては至当なる願ひとして一割賃金値上断行を決議し当を得ぬ場合は停船休業迄と成りても仕方なしと強行に談合決議し船主側に對し何回となく我等の決議を談合を繰返し一割増せいりつは不可と相成り五月始

めより五分増し六月迄の景氣を見てから残り五分を増す事に親睦会機関士会海員会はやむ得ず不承ながら妥諾し翌朝より就業す

昭和拾四年四月二十八日残り五分増し船主組合より賃金値上有りたるも余りにも現在の景氣と物価の値上に対し船主側の誠意なきを各皆なげけり

昭和拾四年五月三十日

(ハ) 正身賃上げ経費経路 一九四〇年一月十日

正身賃上げ経費経路

昭和十五年正月船主側ニ対シ二割ヲ願入レセシモ聞キ入レズ従業員一同協議結果一割上ゲニ結束シ代表者種々接談セシモ定約不可ノタメ三日間自給戦ニ入りシモ此処ニ船舶業者の爭議的休業ハ町ニ於テ不利ナリ現時局ニ対シテモアルマジキ爭議トシテ仲介者入りテ互ヒニ面談スル所アリシモ議定マラズ此処ニ再ビ合議分離スル所トナリタリ

記入仲介者 富岡彦太郎

産業組合役員

青木勇作

従業員側

現一割トス

別ニ機関士会ハ分合一分ヲ値上ス

互ヒニ譲ラズ自給戦ニ入りイヨ／＼警察ノ知ル所トナリ小田原署ニ出頭シ合議シ海員側六分船長機関士ハ五分値上ゲトシテ和会シ其ノ他待遇の件事項ニヨツテ船主側乗組員一同青年会館ニ集リ手打トス

昭和拾五年正月拾日

船主側ヨリ手打トシテ

乗組員側ニ金貳拾五円酒代トシテ

〔會員拾円機関士七円五十錢船長七円五拾錢〕

(ニ) 真鶴海運産業報国会創立 一九四一年一月

昭和拾六年正月調書

訳

慶応年間に石船組合始リ明治四年ヨリ現在マデノ記録ニヨリ船長組合ト名附年代ノ船長(船頭)ハ総テ嚴格

青木政市
橋本徳次

ナル規約ノ下ニ加入セリ

昭和二年ニ至タリ時代ノ変化ニ応ジテ影響ヲ受ケ規約ヲ総員談合ノ上^{（イ）}変^{（イ）}交^{（イ）}シ相互親睦ノ意義ヲ旨トシ名称ヲ船長親睦会ト改ム各船ノ船長船頭之ヲ維持ス

規約ヲ守リ現在ニ至タルモ昭和拾五年八月大政^{（イ）}盟^{（イ）}賛^{（イ）}会創立ニ際シ産業人ハ各自ノ組合ヲ廃シテ全国ニ渡^{（イ）}リ資本家ト使用人ト一丸トナリ産業報国会ノ創立セヨトノ政府ヨリノ告示ニヨリ止ナク組合総員ハ永キ歴史アル親睦会ヲ解散シ真鶴海運産業報国会創立ニアタリ組合員トナル

昭和拾六年正月吉日

三号	高砂丸	亀	吉
	正徳丸	喜久治	
一号	改運丸	俊雄	
	高砂丸	重市	

（真鶴 平井敏正氏蔵）

真鶴港に在籍する船舶の船頭仲間の運営記録のうち、一九

一一年（明治四十四）から一九六二年（昭和三十）までの記録をまとめたものが「船長記録帳」である。船頭仲間の呼称は一八九五年（明治二十八）から一九二六年（大正十五）までは「船長組合」、一九二七年（昭和二）から一九四〇年（昭和十五）までは「船長親睦会」、一九四一年（昭和十六）からは大日本産業報国会設立にともない船長親睦会が解散し、「真鶴海運産業報国会」と改称させられた。船頭組合では、信仰の中心として大山講が組織されており、その運営や経理の記録が「船長記録帳」の元来の目的といわれる。この記録帳により、①大山阿夫利神社の信仰・参拝の状況 ②各年次の組合加入船および船長名 ③村内若者組との関係 ④貴船神社への祈願奉納・社祭の奉仕作業 ⑤海難事例および救助活動の状況 ⑥賃金値上げ交渉および同盟休業 ⑦組合規定と違反者（船）に対する処分、等を具体的に知ることができる。本史料（イ）は⑥⑦にかかわる史料であり、（二）は「船長親睦会」を解散し、「真鶴海運産業報国会」創立に関する史料である。

第五節 十五年戦争の影

105 海岸転石採取ニ関スル件 一九三五年四月八日

十経第一、六三号

昭和十年四月八日

神奈川県 木土部長 関

真鶴町外二ヶ町村組合長 殿

海岸転石採取ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ横須賀海軍建築部長ヨリノ照会ニ対シ本日別紙写ノ通回答相成候処採取ニ当リテハ該条件ヲ厳守シ苟モ之ヲ違背シタル場合ハ直ニ作業ヲ禁止スルノ不已得ニ至ルヘク延ヒテハ海軍当局ニ累ヲ及ホスノ虞アルヤモ不計ヲ以テ周到ノ意ヲ以テ之ニ当リ万遺漏ナキヲ期ラレ度為念

十経第一、 六三号

昭和十年四月八日

神奈川県知事

横須賀海軍建築部長 殿

海岸転石採取ニ関スル件

本年二月一日附横建第八号ノ六四ノ三ヲ以テ標記ノ件ニ付御照会ノ趣了承右ハ左記条件御履行相成ルニ於テハ支障無之右回答候也

追テ片浦村赤沢地内赤沢隧道直下ノ海岸崩落土中ヨリ貴部ノ小旗揭示シ掘鑿採取セルモノアルモ右ハ鉄道保護上甚タ遺憾ナル次第ニ付速ニ中止方御厳達相成度

記

一、採取区域

(イ) 足柄下郡片浦村^{下寒根}ノ内延長百五十間ノ区域

(ロ) 同郡同村江ノ浦字松崎^{屋戸}(陸軍用地直下) 延長三百間ノ区域

(ハ) 同郡岩村(陸軍用地直下) 延長八十間ノ区域

二、採取数量及方法

満潮面上ニ露出スル転石ノミニ限り之ヲ採取スルコトトシ地盤ニ固着セルモノハ海岸保護上重要ナル作用ヲ為スモノニシテ海中ニ散在セルモノハ海草附着並ニ魚

介ノ棲息上ニ最モ必要ナルモノニ付之ヲ採取セサルコト

三、採取期間中ハ常時貴部職員ヲシテ之ヲ監督セシメ公安、風致其ノ他生活權ヲ害スルノ慮アリト認メタル場合ハ適宜採取中止セシムルコト

四、採取着手及終了予定期日ヲ当庁ニ明示シ其ノ指揮検査ヲ受クルコト

(真鶴町役場蔵)

横須賀海軍建築部が小田原から真鶴の海岸にかけて転石採取をするについて、神奈川県が条件を提示し、その履行によつて採取することを承認したものである。真鶴地域と横須賀海軍建築部が石材を通して関係が深かったことを示す一例である。また神奈川県知事の軍に対する毅然たる対応も注目される。

106 鮮魚介卸売価格改訂陳情書 一九四二年九月一日

陳情書

鮮魚介出荷統制規則施行セラレ当真鶴町モ神奈川県下ニ

於ケル指定陸揚地ニ編入致サレ居候処昭和十六年十二月二十四日県公報ノ告示ニヨルト陸揚地トシテノ卸売価格が隣接セル小田原市トノ間ニ一割強ノ下位ニ有之、其当時当真鶴町トシテハ遠隔ニアル三崎浦賀両陸揚地トノ関係ハ免モアレ目睫ノ間ニアル小田原市ト差異アルニ於テハ勢ヒ小田原市ニ集荷サル、虞有之且其ノ結果トシテ自然的ニ当地鮮魚介出荷統制組合ノ出荷計画ニモ大影響ヲ生ズルヲ以テ其ノ由陳情致置候茲ニ昭和十六年度ニ於ケル卸売公定価格ノ相違セル種類ノ重大ナル物ヲ挙クレバ			
一、鯖	二五、〇〇〇円	一九、〇〇〇貫	
一、烏賊	二〇、〇〇〇円	九、二〇〇貫	
一、魷	八八、〇〇〇円	九二、〇〇〇貫	
一、鰯	六一、五〇〇円	一〇三、〇〇〇貫	
一、鮪	三〇、〇〇〇円	七、三〇〇貫	
一、鯖	二〇、〇〇〇円	三、七〇〇貫	
一、其他	二七、〇〇〇円	八、三〇〇貫	
計	二七一、五〇〇円	二四二、五〇〇貫	

以上ノ如キ扱高ヲ示シ居リ小田原市トノ間ニ一割以上ノ

差違アリトセバ当眞鶴町ニ陸揚スル生産者ノ之ガ為ニ蒙
ル打撃ハ約三万円ニ達スル事ニ相成可申候

従ツテ打算上地元小漁者ハ勿論当陸揚地域内唯一ノ定置
漁場ニ於テスラ当町ニ陸揚スル者日ヲ逐ツテ激減シツ、
アルヲ以テ当町トシテハ之レガ引止策トシテ現在迄町営
魚市場手数料二分五厘ノモノヲ暫定の一分トシテ一分五
厘ノ輕減ヲ行ヒ之ガ陸揚ヲ求メツ、有之候

御承知ノ通当町ハ漁港修築ヲ以テ百年ノ大計ヲ樹ツベク
県營ノ下修築費ノ中金貳拾壹万円ヲ寄附シ之レガ完成ヲ
計ルト共ニ併テ之レガ附帶事業トシテ町營魚市場ノ施設
ヲナセリ爾來茲ニ九年而モ大正十二年ノ大震災ニ於テ多
大ナル災害ヲ被リタル当町ハ其後ニ於テ斯ノ如キ施設等
ノ為莫大ナル起債ヲ為シ現在年々五万五千余円ノ償還ヲ
辛フジテ為シツ、アル現状ニ有之候

然ルニ斯ノ如キ莫大ナル公債ノ中生産の事業トシテハ如
上ノ魚市場經營ノミニ有之而モ此事業ニヨル年收益金
七、八千円ハ町歳入トシテ前記公債ノ償還ニ充テツ、ア
ル財源ニ有之候

当市場ハ遠洋漁業ニヨル漁獲物ハ期待シ得ズ只当地域内
ニ於ケル沿岸漁業ニヨル前記漁獲物ヲ主要トセルヲ以テ
若シ一現在ノ状態ヲ以テ推移センカ畜ニ町營魚市場維持
不能タルノミナラズ之レガ為ニ生ズル町ノ歳入絶減シ町
財政ノ運用上重大問題ヲ惹起スル事ニ相成申候

而モ前記漁獲物ノ種類ハ一般家庭ノ惣菜物トシテ日常欠
クベカラザル種類ニ属シ当眞鶴町鮮魚介出荷統制組合ノ
地元消費トシテ今日迄供給ヲ要シタル人口約四万人ノ配
給ニモ支障ヲ来ス事ニナリ之レニ伴ヒ同組合ノ出荷計画
ニモ大変更ヲ生スル事は又当然ノ事ニ候

甚ダ勝手ケ間敷御願ニ候へ共以上ノ理由ニヨリ特別ノ御
詮議ヲ以テ御改訂方御願申上度此段及御願候也

神奈川県足柄下郡

眞鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂

同 県同 郡

眞鶴町鮮魚介出荷統制組合長

昭和十七年九月 日 露木 茂

農林大臣 井野碩哉殿

(眞鶴町役場蔵)

出荷統制令（一九三八年七月八日）、価格等統制令（一九三九年十月十八日）の施行が、地域経済にあたえた影響を知ることのできる史料といえる。

一九四一年（昭和十六）十二月の県の告示によると、鮮魚介出荷統制規則による指定陸揚地である小田原市と真鶴町では鮮魚介の卸売価格が真鶴町では小田原市よりも一割以上も安く、それゆえ陸揚げ量が減少し、町営魚市場の手数料を減額せざるをえなくなった。それはとりもなおさず町財政収入の減少につながっており、鮮魚介卸売価格の改訂を農林大臣に陳情したものである。

107 トロ軌条布設承認方ノ件照会

一九四二年十二月三日

昭和十七年十二月三日

横須賀海軍建築部真鶴工事場

海軍技手 鈴木 鶴吉[㊦]

真鶴町長 露 木 茂殿

トロ軌条布設承認方ノ件照会

当採石場ニ於テ石材搬出ノ為メ別紙図面ノ通りトロ軌条

布設致度候条御承認相成度此段及照会候也

記

- 一、布設位置 真鶴町字鴉一、〇二五番地先
- 一、延長 単線 三〇米
- 一、期間 昭和十七年十二月五日ヨリ一ヶ年間

以上

（真鶴町役場蔵）

一九四二年（昭和十七）十月、鴉の窟が横須賀海軍建築部の命によって取り壊され、すぐ前の岩壁から船積みして、周辺の石材とともに追浜飛行場の基礎工事に搬出された。これによって旧来の鴉の窟は姿を失ったが、以後もこの付近の石材搬出は続けられた。本史料はそうした石材運搬のためにトロ軌条を布設することを軍が町に通告したものである。

108 昭和十九年事務報告より 一九四五年三月三十一日

昭和十九年事務報告

本年中処理シタル事務ニ於テ戦局ノ推移ニ伴フ配給諸物資ノ需給調整対策、主要食糧生産増強施策、防空罹災者

救助計画ノ樹立、国民貯蓄ノ飛躍の増額ニ対スル目標額ノ達成、戦力増強資源ノ回収及法令改正ニ伴フ服役延長ニヨル兵籍ノ調製並ニ災害復旧港湾工事等ノ為全般のニ頗ル繁雜ヲ極メタリ

本年中取扱ヒタル文書ノ数ハ收受三千五百八十九件發送四百七十七件ニシテ前年ニ比シ激增セリ

左ニ事務ノ種類ニ付其ノ概況ヲ掲記ス

四、庶務

戦局ノ進展ニ伴フ国民貯蓄目標ノ飛躍の増額ニ対シ、地域、職域其ノ他組合ヲ通ジ凡ユル方途ヲ購^(イ)ジ之ガ目標達成ニ努力シタル結果成績良好ニシテ、目標額ヲ達成シタリ

家庭金屬類、火薬用座布団綿、金、銀、白金、ダイヤモンド、アルミ貨、家庭廃品回収ハ町村民ノ協力ニヨリ良好ナル成果ヲ挙げタリ、地方転出ニ伴フ都市疎開者ノ受入ニ関シテハ町村民ノ協力ニ依リ、縁故疎開其他疎開者九十五世帯、世帯人員二百二十九名ノ受入ヲ為シタリ

八、配給

(イ) 緊迫セル戦局ノ情勢ニ鑑ミ、主要食糧需給調整対策ニ最善ヲ尽スノ要極メテ緊要ナリ

而シテ配給上ノ基底ヲ為スベキ配給人口ノ把握ニ関シテハ克ク町内会及警察方面トノ連絡ヲ密ニシ的確ナル調査ヲ実施シ配給ノ万全ヲ期シツ、アリ

(ロ) 空襲其ノ他非常事態ニ際シテハ非常用食糧薪炭配給要綱ニ基キ準備方策ニ遺憾ナシ

(ハ) 秋ノ農繁期中米麦生産者ニ対シテハ重勞トシテノ特配ヲ為シ生産増強ニ寄与セリ

(ニ) 家庭用必需衣料品及青果物ハ本年度ヨリ隣組配給ヲ実施シ町内会配給事務益々繁劇ヲ極メツ、アルモ町内会ノ円滑ナル運営ニヨリ需給情況極メヲ良好ナリ

一、勸業

農業 主要食糧増産ニ凡ユル施策ヲ断行シ略其ノ目的ヲ達成ス米、麦、甘藷、蔬菜類、軍用干草、家兔供出並空闲地利用自給肥料増産運動ヲ実施ス薪炭自給生産並艦船用材、漁業用竹材ノ供出ヲ

実施ス

水産業 鮮魚介及塩干魚介藻類出荷統制ヲ施行シ各種水産物増産施策ヲ実施ス

商工業 繊維製品、青果物、荒物雜貨、売薬、紙文房具、履物商ノ小売業整備ヲ実施ス

畜産業 軍用保護馬鍛練及購買牛馬炭疽病、結核病検査ヲ施行シ畜力動員ニ関スル諸方策ヲ実施ス

一五、警 防

本年ニ入り米機ノ空襲漸次頻繁トナリタル為特ニ防空実施ニ就テハ役場内ニ防空本部ヲ設置シ灯火管制ノ強化防空壕ノ鑿掘ノ奨励等防空体制ノ完璧ヲ期シ又罹災者救助ニ就テモ万全ノ計画ヲ樹立セリ

防火実施ニ就テハ十一月以降各町内会毎ニ夜警番ヲ設置シ防火思想ヲ普及シ資源ノ燬滅ノ防止ニ万全ノ措置ヲ構シタリ。

(真鶴町役場蔵)

十五年戦争下における真鶴町外二ヶ村組合の役場事務の様子を知る史料として、昭和十九年事務報告中戦時色を端的に示す部分を採録した。これによって疎開の受け入れ、配給の

実施、防空体制の整備等についての具体的動きを知ることができる。

109 清水海軍航空隊甲14期生真鶴駐屯日記より

一九四五年六月～八月

まなづる

◆六月十一日(月) 晴れ ○二三〇総員起こし。衣のう袋・毛布をトラックに積む。外はまだ暗い。号令台前に整列、司令の最後の訓示と激励、そして「ごきげんよう」の言葉が忘れられない。

神明社に敬礼、上官・練習生が歌う「若鷺の歌」に送られ、隊門前で「帽振れ」で清水航空隊に別れる。

三保駅より汽車で清水に行く。○八〇〇発の列車で清水を出る。熱海を過ぎるあたりから土浦組と固く手を握りあい別れを惜しむ。涙がさきだち声がでない。

真鶴駅に着く。手早く荷物を降ろす。ホームのあちこちで抱きあいながら泣いている者、手を握りあっている者、「これが最後」という思いがつのる。無情にも

汽笛が鳴り発車、手を握ったまま列車とともに走る者もいる。土浦組を帽を振って見送った。涙でボーッとするまもなく、列車は山の中に入っていくってしまった。

氣をとり直して衣のう袋を駅前広場に出し、手荷物を持って真鶴国民学校に向かう。駅から学校まではあまり遠くない。眼下に太平洋を見下ろせる見晴らしのよい高台に学校がある。校庭で食事をする。終わったころ空襲警報発令、小型機数十機が関東方面に向かう。

午後は宿泊所の整理、駅から荷物の運搬をする。大きな荷物はトラックで運ぶ。二、三日続いた寝不足でねむい。空中特攻隊員も土浦に着いて張り切っていることだろう。今日のすべてが夢のような気がする。

◆六月十二日（火）曇り ○六〇〇総員起こし、学校のグラウンドで朝礼。朝食後大掃除。午後、防波堤まで散歩に行き子供達とフグ釣りをする。その後身の回り整理、書き出しを別れた友のことを思う。

長谷川大尉が土浦からの帰りに寄られた。土浦は六月十日に爆撃され、適正検査場を残しほとんど焼失

し、いままでの面影がなくなったという。三百名入っていた防空壕に直撃弾を受け全員死亡したという。土浦に行った者達は思うような訓練ができないだろう。ますます戦局は重大さを増してきた。

夜、町の風呂屋に行く。一年数カ月ぶりである。しかし、航空隊のバスの方がよかった。校舎の窓をあけ海を見ながら氏原君に教えてもらった「琵琶湖哀歌」を口ずさんで思い出す。

◆六月十七日（日）晴れ 十五期練習生が到着する。編成替えが行われ、福浦国民学校に移る。

◆六月二十二日（金）晴れ 朝食後江の浦行きの練習生が退隊する。一一〇〇の下り列車で沼津に向かうのを見送る。土浦組とはちがい、再びどこかで会えるだろうと寂しがない。午後大掃除。

◆七月三日（火）晴れ ○九〇〇地鎮祭。チブスの注射で頭痛の者が多く休業となる。

◆七月十一日（水）晴れ 昼頃空襲警報が発せられた。まもなく敵戦闘機数機が編隊を組んで来る。上空で

戦闘隊形となり三方面に別れていく。その中の一隊が小田原方面の雲の中から急降下してきたと思った途端、地上にパッパッと煙が上がる。一機また一機と急降下を繰り返し投弾する。急上昇して再び急降下攻撃をしてきた。このような攻撃を初めて見る。宣伝ビラが撒かれた。なかなかうまくことが書いてある。

◆七月十三日（金）雨 雨天休業。昼頃敵機来襲。雲上から宣伝ビラが落とされた。「日本軍部首脳諸氏に告ぐ」という見出しであった。

◆七月十七日（火）晴れ 昼食後十五期生が退隊、網代に向かうので見送りにいく。その後兵舎移転、元の一中隊二小隊に移る。龍王隊で映画があった。

◆七月十八日（水）晴れ 福浦国民学校の兵舎に移転する（佐藤）龍王隊の兵舎で演芸会があり見に行く。

（宝井馬琴ほか）

◆七月二十日（金）晴れ 沼津の工作隊が基地建設作業に当り横穴を専門に掘削しているが遅々として進まない。私達は手持ち無沙汰の毎日である。

◆七月二十二日（月）晴れ 真鶴魚市場で昼食をしていると、沖の方に二機の飛行機が超低空で飛んでいる。敵か味方かわからない。まもなく大きな船に引かれた小さな船が入ってきた。その中に敵機に銃撃され死者三名、負傷者四、五名が乗っていた。二機で旋回しながら銃撃されたという。

◆七月三十日（月）晴れ 朝から再三警報が発せられ一〇〇〇空襲警報となる。九死に一生を得たほど激しい銃撃を受けた。

◆八月三日（金）晴れ 「敵機動部隊、本土近海に接近しつつあり」の報あり、朝から空襲警報が発令された。山道を通って作業場へ向かう途中、敵艦載機P五一が私達の上空を通過した。湯河原熱海に急降下銃撃をするのを目撃した。午前中空襲、昼食時間魚市場で休息していると、また、数機のP五一が真鶴港の木造船を攻撃した。被害はなかった。

その夜、十四期の一部が下田に向かった。知らぬ間に別れ別れになっていく。

◆八月七日（火）晴れ 十五期全員網代へ派遣されるこ

とになる。この夜、橋本軍曹宅（地元出身で防衛招集で真鶴小学校に駐在）で十五期の羽根田他二名の送別会をしてもらう。残ったのは十四期ばかりである。

（岩田）

◆八月十五日（水）快晴 早朝より敵艦載機が来襲する。わが軍の戦闘機も出撃し攻撃を加える。

正午、重大放送があると聞き、昼食を早くし、陸軍龍王隊の兵舎に行きラジオを聞く。天皇陛下の玉音を拝聴する。音声が不鮮明で聞きとりにくい。「各員一層奮励せよ」とばかり思っていたのが、「時局を收拾せんとす」という言葉に動揺する。「戦争を止める、降伏したんだ」の声に張り詰めていた気持ちが一気に崩れ、涙で言葉がでなかった。（岩田）

船主宅の広い庭に集合した。ラジオが用意されていた。雑音が入り要領が得なかったが、「戦いに負けた」ということだと気がついた。「命令あるまで待機せよ」というので宿舎の民家に戻った。

『松濤』清空会北海道支部編 平成元年一月

太平洋戦争末期になると、米軍の本土上陸が湘南海岸から行われる可能性があるとして、真鶴町・岩村地域には次々と軍隊が送りこまれてきた。そうした中の一員として清水海軍航空隊もあった。本史料は、清水海軍航空隊甲14期生の集まりである清空会北海道支部が編集した「松濤」からの引用である。甲14期生が真鶴町に駐屯した終戦直前の一九四五年（昭和二十）六月十一日から八月十五日の終戦の日までを、佐藤武・岩田忠の日記を中心にとめたものである。七月二十日（金）の記事から、現在の貴船神社下の洞窟が防空壕として沼津の工作隊によって掘られたことが明らかになる。真鶴小学校学校日誌等の他史料とつきあわせると、終戦直前の真鶴町の様子はかなり鮮明になる。

第六節 戦時下の学校教育

110 女子技芸補習学校設置ニ関スル件

一九三三年九月二十五日

議案第四二二号

女子技芸補習学校設置ニ関スル件

真鶴町ハ昭和八年度ヨリ町立女子技芸補習学校ヲ設置スルモノトス

昭和八年九月二十五日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

(真鶴町役場蔵)

一九三二年(昭和七)度に私立神静女学院が廃校になると、真鶴町は翌一九三三年(昭和八)度より神静女学院の校具を引き取り、さらに校具等を新たに付け加えて町立女子技芸補習学校を設置した。本史料はその承認をもらうために、真鶴町外二ヶ村組合の議会に提出されたものである。

111 青年学校に関する件

(イ) 青年学校名称変更ニ関スル件

一九三五年六月十四日

議案第二七号

青年学校名称変更ニ関スル件

真鶴町ハ昭和十年三月三十日勅令第四十一号青年学校令ニ依リ真鶴町立実業補習学校ノ名称ヲ真鶴町立青年学校ニ変更スルモノトス

昭和十年六月十四日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 松本 赳

(ロ) 真鶴町外二ヶ村組合立青年学校設置ノ件

一九四三年九月十六日

議案第九号

真鶴町外二ヶ村組合立青年学校設置ノ件

真鶴町、岩村、福浦村立青年学校ニ関スル教育事務ヲ共同処理スル為真鶴町外二ヶ村組合ニ青年学校ヲ設置スル

モノトス

昭和十八年九月十六日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂
理由書

大東亜戦争ヲ完遂シ世界新秩序ノ建設ニ邁進シツ、アルノ秋皇国青年ノ国民的鍊成コソハ寔ニ喫緊ノ要務ニシテ青年教育ノ重要性タルヤ誠ニ切ナリ

然ルニ従来真鶴町、岩村、福浦村ニ於ケル其ノ町村立青年学校ニ就学スヘキ生徒ノ出席率極メテ悪ク從ッテ専任教員ノ設置並ニ其ノ指導力ニ遺憾ノ点不尠且ツ設備ノ点等モ未ダ充分ト言フヲ得ザル実情ニ有之此際三ヶ町村立青年学校ヲ廃止シ本組合立青年学校ヲ設ケ以テ青年教育ノ充実振興ヲ図リ国家ノ要請ニ添ハントスル所以ナリ

議案第一〇号

真鶴町外二ヶ村組合規約中改正ノ件

昭和三年十月改正真鶴町外二ヶ村組合規約中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年九月十六日提出

真鶴町外二ヶ村組合長 露木 茂

第三条ニ左ノ一項ヲ加フ

五 青年学校ニ関スル件

(参照) 第三条 本組合ニ於テ共同処理スベキ事務ハ左ノ如シ

- 一、組合内各町村ノ事務執行ニ関スル件
- 二、伝染病予防ニ関スル件
- 三、隔離病舎ニ関スル件
- 四、社会事業ニ関スル件

十八教第二、九八〇号

真鶴町外二ヶ村組合

青年学校令第二十五条ニ依リ昭和十五年五月二十四日附神奈川県告示第四四三号指定ノ真鶴町立、岩村立、福浦村立青年学校ヲ廃止シ真鶴町外二ヶ村組合立青年学校ヲ設置セシメントス

右速ニ意見答申スベシ

昭和十八年十二月二十七日

神奈川県知事 近藤壤太郎 閣

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

記

一、廃止セントスル校数 三

一、廃止セントスル青年学校名及位置

真鶴町立青年学校 真鶴町五四三

岩村立青年学校 岩村七〇六

福浦村立 〃 福浦村三九三

一、新ニ設置セントスル組合立青年学校校数及位置

校数 一

位置 真鶴町五四三

議案第二号

諮問答申ノ件

昭和十八年十二月二十七日十八教第二、九八〇号ヲ以テ
諮問相成候青年学校令第二十五条ニ依リ昭和十五年五月
二十四日附神奈川県告示第四四三号指定ノ真鶴町立 岩
村立 福浦村立青年学校ヲ廃止シ真鶴町外二ヶ村組合立
青年学校ヲ設置ノ件ニ対シ真鶴町外二ヶ村組合会ハ異議
無之旨答申スルモノトス

昭和十九年一月十日提出

真鶴町外二ヶ村組合長代理 助役 柳井忠治

(真鶴町役場蔵)

(イ)は一九三五年(昭和十)の青年学校令により従来真鶴町立実業補習学校を真鶴町立青年学校と名称変更したことを示す史料である。この時期岩村・福浦村も同様に実業補習学校を青年学校と改めている。

(ロ)は真鶴町・岩村・福浦村の各々に置かれていた青年学校を一括して真鶴町外二ヶ村組合の共同事務処理下に置くことに組合規約を改正し、名称を真鶴町外二ヶ村組合立青年学校と変更したことを示す史料である。

112 岩村小学校焼失ニ関スル応急施設ノ顛末報告書

一九三七年三月三日

(表紙)

「本村小学校焼失ニ関スル
応急施設ノ顛末報告」

昭和十二年三月三日

岩村漁業組合理事組合長 青木兵太郎

殿

今回ノ本村小学校ノ焼失ハ誠ニ悲ムベキ出来事デアリ
マシタ御承知ノ通り教育ノ事ハ一日モ忽ニ出来マセン
依ツテ本組合ニ於キマシテハ余燼ノ未ダオサマラザル早
晩急施設員会ヲ開キマシテ急遽開校ニ協力致シタイ旨ヲ
学校側ニ申込ミマシタ其ノ成果ハ別紙学校長ノ報告書ニ
アリマス通りデス
何レ最モ近ク組合総会ニ於キマシテ右事項ノ御追認ヲ
御願ヒスル心算デハアリマスガ取敢ヘズ文書デ御報告申
上マス何卒御諒承ヲ御願ヒ申上マス

報告書

二月十五日午前零時参拾分本校正面階段下物置ノ辺ヨ
リ発火校舍全焼シ 御真影及教育勅語謄本ヲ御奉遷申シ
上ケタリ、誠ニ恐懼ニ不堪、取不敢十五日 一日間臨時
休校ノ手続ヲ監督官庁ニ致シ善後処置対策ヲ講スル事ト
セリ。

緊急職員会ヲ開催シ決定協議シタル要項左ノ如シ。

一、仮校舍設置ノ件

第一校舍ヲ岩村青年会館ニ定ム

第二校舍ヲ龍門寺本堂ニ定ム

一、二部教授実施ノ件 当分二部教授トス

一、教授用具学校事務用具児童学用品ノ整備ニ関スル
件

本日中午ニ徹宵シテモ一切ノ準備ヲ完了スル事

折柄岩村漁業組合ハ早朝急施設員会ヲ小学校々庭一隅露
天ノ下 未ダ黒煙揚ル焼跡ヲ背ニシテ開カレ学校長ノ列
席ヲ求メラレタリ 学校長ハ質問ニ応ジ予メ決定シタル
前記ノ要旨ヲ陳ベタリ

役員会ハ青木組合長ヲ通ジ先ヅ深甚ナル今晩ノ災禍ニ対
スル見舞ト慰問ノ辞ヲ冒頭ニ更ニ児童教育ノ事タルヤ寸
時モ之ヲ忽ニスベカラザル聖業ナリ善後処置対策等ハ各
関係理事者各位及ビ各当該機関ノ善処ト配意ニ依リ着々
進捗復旧ノ事ト確信スレドモ差当リ明日ヨリ開始サルベ
キ授業ニ要スル応急ノ教授用具学校事務用具児童学用品
施設等ノ一切ハ本組合ニヨリ寄贈スベシ本村教育ノ復旧
復興ノ為メニ一層ノ自重ト精進ヲ望ム云々

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

此ノ時 此ノ場合 此ノ言 学校長ハ感激シテ言葉ナシ
辞シテ学校仮事務所ニ至リ全職員ニ対シ此ノ旨ヲ告グ一
同亦感激シテ唯黙念タリ先ヅ職員ヲ分担シテ

仮校舎ノ設備 教授用具 応急学校事務

児童学用品 急救設備

等ノ調査購入配給施設ノ完成ヲ謀ル事トシテ活動ヲ開始
ス 村当局議員一同ハ既ニ校舎復興ノ計画ヲ樹立実現ノ
一步ヲ履ミ出セリ今ヤ組合ノ此ノ激励ト後援ノ力強キ申
出ノアルアリ学校長以下職員一同百万ノ味方千万ノ支持
ヲ受クノ意氣ニ燃エ各部署ニ向ツテ徹宵シテ従事セリ翌
十六日午前九時全校児童職員一同校庭ニ会ス

昨日迄ノ懐シキ学ビ舎ヨ 敢テ輪奐ノ美ヲ誇ルニハナラ
ザリシモ春風秋雨西十有七年ノ歴史ト名譽ヲ秘メテ我等
ヲ孚クミテ在リシヲ

一瞬ノ後既ニ一片ノ灰燼ト化シテ其ノ残骸眼前ニ在リ三
百児童ノ傷ケル童心ヲ抱イテ今立リ祝融子ノ禍ノ情ナキ
ヲ如何セム

学校長ヨリ昨暁ノ災禍ノ顛末ヲ語り一同ト共ニ黙礼シテ

今ハ空シキ校舎ニ最後ノ告別ヲナス 更ニ本日ヨリ仮校
舎ニ於テ授業開始ノ運ヒニ至リシ迄ノ各方面ノ配慮ヲ語
ツテ感謝シ殊ニ岩村漁業組合ガ昨朝急施設役員会ヲ開キ本
日ノ授業開始ニ必要ナル応急施設準備ノ負担寄贈方申シ
出デラレタル御厚情ヲ詳細ニ告ゲ諸子ヨク銘記シテ勉学
奮励報恩ノ実ヲ尽セト訓話シテ各学年所定ノ授業ヲ開始
セリ

災禍ヲ悔ムモ詮ナン得難キ此ノ非常ノ体験ヲシテ如何ニ
シテ活教訓タラシムルカ傷メル童心ヲ如何ニ癒サンカ
燃ユル教育愛ニ満タサレタル郷土岩村ノ理想実現ヘノ一
段ノ精進等ノ着眼ニ依リ教育方針ヲ確立シテ日々児童ト
共ニ教育行ノ生活ニ浸リツ、アリ

顧ミテ育英ノ大業僅カ一日ノ休校ノミニテ支障ナク遂行
セラレツ、アルハ当ニ災禍直後岩村漁業組合ガ臨機応変
機宜ニ適フ御後援ノ賜ニ外ナラズ

茲ニ謹ンデ職員一同協力一致感恩報謝ノ微意ヲ披瀝シテ
概況ヲ報告スルコト如斯

昭和十二年三月一日

113 学校日誌から

(イ) 岩村国民学校 一九四〇年

岩村漁業組合長 青木兵太郎殿
 岩尋常高等小学校長 露木虎治
 (真鶴町役場蔵)

岩村小学校の校舎焼失について、小学校再建の財政援助を行ふことになった岩村漁業組合の組合長が、組合総会の開催に先立って、岩村小学校校長の火災およびその後のてんまつ報告を組合員に提示して、その理解を求めたものである。

晴 日曜日 日九 月六						長校	
児童	職員	来校者	文書 処理	巡視 状況	奉安所	⑩	日直者
						⑩	宿直者
全児童奉送迎	全職員公務出勤	女子青年会員十数名 函嶺校江島訓導 学校長：遺跡巡リノ件ニテ 花ノ実習	受一、公報号外 一、青年学校修身公民科講習会開催ニ関スル件 一、久保谷信作 一、教育勅語渙発関係資料集	午前 八時〇〇分 午後 六時三〇分 異状ナシ	平安		
		聴取者参拾七名		午前 後一〇時〇〇分 午後 五時三〇分 異状ナシ	平安		

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

晴 日曜日 三十 月六					長校
事 記	来校者	文 書 処 理	巡 視 状 況	奉安所	⑧
一、天皇陛下午後三時十一分真鶴駅御通過還幸アラセラレ全校児童御奉送迎申上グ。 一、授業第四校時ニテ終り掃除ヲナス。	遠藤学務委員	一、受一、公報一四一七号及五月分目録 一、母性指導委員人選ニ関スル件 一、保険組合事業開始打合件 一、発一、中等学校以上ニ子弟ヲ通学セシムル者及得ザル者ノ調査回答（県共済会へ）	午 前 七時三〇分 後 五時三〇分 異状ナシ	平安	日直者
					⑧
	宿直異状ナシ	一、母性指導委員人選ノ件	午 前 九時四〇分 後 五時三〇分 異状ナシ	平安	宿直者
					⑧

事 記
一、午前十時五十分聖上陛下閣西行幸御召列車ヲ真鶴駅前ニテ御奉迎申上グ（尋五以上）尋四以下新道路ニテ 一、午後一時ヨリ女子青年会員ノ生花練習アリ（裁縫室ニテ） 一、神保校長指導ノ下ニ、友田訓導、辻田図書戸棚ノ整理ヲナス
宿直異状ナシ 県議候補泰理三郎氏政見発表演説会開催十時十分前閉会ス

奉安所		晴後曇 日曜日 八月三十一日						長校
奉安所		事 記	児 童	職 員	文 書	巡 視	奉安所	印
平安		一、午前八時ヨリ高等科男女児童一同ニテ各教室内ノ整理ヲナス。(第一校舎) 一、午前九時ニ終了ス。 一、出征兵、土屋太郎氏帰還ニ付尋五以上駅マデ出迎フ。(午後五時四十六分着列車)	一、高一、二男女来校 一、尋五以上児童午後五時集合、土屋太郎氏ヲ駅マデ出迎ヒニ行ク。(川久保、遠藤両訓導引率)	勝俣、小沢、川久保、辻田、三木各訓導	受一、神奈川県公報(号外)八月二十九日(木曜)分 一、全国ラヂオ体操の会(会長永田秀次郎) 一、婦人会宛	午 前 八時〇〇分 後 五時〇〇分 異状ナシ	平安	日直者
平安		宿直異状ナシ		小沢、川久保訓導		午 前 八時〇〇分 後 六時〇〇分 異状ナシ	平安	宿直者

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

		長校	晴 日 曜 金 日 四 月 十				
巡視	奉安所	⑩	事 記	児 童	来校者	文 書 処 理	巡視
午 前 後 五時〇〇分	平安	日 直 者	一、朝会ノ際、防空ニ関スル話並ビニ国防献金ニツキ話アリ 一、第四時警報解除ト同時ニ、本校内ノ避難訓練及ビ高男女ノ防火訓練ヲ実施ス、動作ニ進歩向上ヲ認ム 一、朝ノ伝達、鉄道割引一時停止ノ件（学校長ヨリ）	一、避難訓練及防火訓練ヲ施行ス 一、女児童遊戯練習 一、高二児童校風改善自治会（放課後）	露木組合長、役場吏員柳井氏（学校長ニ面談ス）	受一、児童数調査ノ件 一、公報一四四九号 発一、池田市三郎肝油ニ関スル件 一、更正予算ノ件	午 前 後 七時三〇分 四時三〇分 異状ナシ
午 前 後 五時〇〇分	平安	宿 直 者	宿直ス異状ナシ 防空演習第四夜			受一、写真週報百三十六号 一、週報二〇七号 一、神保民蔵宛ニ通日立製作所及ビ堀口英子ヨリ 一、岩青年学校宛日本放送協会ヨリ 一、尋五 六男生徒有志宛陸軍省ヨリ 一、真鶴青校ヨリ教練査閲計画表ヲ受入	午 後 前 七時 〇分 七時 〇分 異状ナシ

日十	月一十			長校
来校者	処 理	文 書	巡 視 状 況	奉 安 所
遠藤学務委員	受一、神奈川県教育会 二、大日本雄弁会講談会 三、全日本学童興亜作品神奈川県選奨会 一、戦地ヨリ渡辺晴次氏ヨリ 一、国防婦人会宛一 大日本国防婦人会神奈川本部		午 後 五時〇〇分 異状ナシ	平 安
				日直者
				宿直者
〇〇氏徴兵再検査ニ関スル件		発一、俸給ニ関スル一切ノ書類 一、教員異動報告 一、赴任旅費請求書二三通	午 後 五時三〇分 異状ナシ	平 安
				宿直者

十月三十日	曜日	曇二時小雨
来校者	職員	児童
小石川峯太郎氏（表彰式発立ニツキ）	小沢、川久保両訓導早朝ヨリ執務 校長、富田、勝俣、後藤各訓導	一、大政翼賛会及三国同盟記念祝賀大会アリ。尋四以上ノ児童集合参加ス。
		一、丸見屋商店ヨリ荷物到着 一、午後二時ヨリ真鶴駅前ニテ大政翼賛会及三国同盟記念祝賀大会アリ。尋四以上ノ学年参加ス。 一、午後女子青年会員裁縫室ニ於テ生花練習ヲナス。
		青年学校教練実施 宿直異状ナシ

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

曇 日曜木 日八十二月一十				長校
職 員	処 文 理 書	状 巡 況 視	奉 安 所	⑨
学校長、川久保教諭平塚青校研究会出張。 川村訓導小田原第二校。勝俣訓導小田原町役場へ。 配給品連絡会議へ。	受二、足柄上郡福沢校ヨリ一研究発表期日 一、入営兵出發通知（鈴木光夫、和田、鈴木広雄、高橋常夫）	午 前 八時〇〇分 後 四時三〇分 異状ナシ	平 安	日 直 者
				⑨
	一、学童養護 学校新聞 各一 一、初年教育研究会ヨリ一、（講習案内）	午 後 九時〇〇分 前 七時〇〇分 異状ナシ	平 安	宿 直 者
				⑨

晴 日曜日		
事 記	児 童	職 員
一、兒子神社ニオケル紀元二千六百年記念式ニ職員児童参列ス（午前八時） 一、同ジク真鶴駅頭ニオケル三ヶ町記念式ニ参列ス（午前十時）	一、浦安ノ舞奉納 一、神社参拝 一、紀元二千六百年記念式ノ為駅前ニ参列	川村訓導浦安ノ舞ニ附添フルル 式典ノ為全職員駅前ニ出張
宿直異状ナシ		

曇 日曜金 日九十二月一十							長校
事 記	児 童	職 員	来 校 者	処 文 理 書	巡 視 状 況	奉 安 所	㊦
一、打合会ニテ校長先生三島慰問ノ件 一、朝礼ノ際明日朝五時五十二分発ニテ入営兵、鈴木光夫、鈴木広雄、和田繁雄氏ヲ送ル話ヲナス	一、高一、尋六児童開墾地ニ甘藷掘リ川久保訓導指導	一、富田訓導第二(小田原)小学校へ来観 一、後藤訓導病欠	一、遠藤学務委員及青木ペンキ屋 一、朝倉常吉氏 一、和田繁雄		午 前 八時〇〇分 後 四時三十分 異状ナシ	平 安	日 直 者
							㊦
夕刻ヨリ少雨アリタルモ特別異状ナシ 一、三十日四時半頃ヨリ入営兵及見送リノ区民村民 参集五時集会出発神社へ駅へ 一、入営兵見送後藤、勝俣ヲ除ク全職員 学校長同宿ス	一、三十日朝五時 高学年児童入営兵見送ノタメ参集		入営兵見送リ村民多数校庭ニ参集ス	受一、青年団令旨奉答宣誓式案内	午 後一〇時 〇分 前 七時一〇分 異状ナシ	平 安	宿 直 者
							㊦

事 記
故西園寺公爵遺骸真鶴駅通過ニツキ午後零時四十六分長坂隧道入口ニテ尋四以上謹シミテ見送ヲナス
宿直異状ナシ 入営兵ノクラス会ヲ裁縫室ニテ開催九時閉会

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

晴後曇 日曜日 日十三月一十							長校
事記	児童	職員	来校者	文書処理	巡視状況	奉安所	⑩
一、入営兵和田繁雄、鈴木光雄、原田広雄三君歓送ヲス (校庭午前五時集合) 上リ五・五二各種団体集合見送 ヲナス、	一、富田訓導午后、尋六男女引率ニテ小田原東宝へ(民族ノ祭典) 一、高二男、甘藷販売ヲナス、(午前十一時半―午后四時迄)	勝保訓導小田原第二校図画参観	村内外各種団体	一、受公報号外 一、公報一四六六号 一、〃小学校宛 桔梗屋吉田薬局 一、〃勝保高二年宛 久保谷信作君ヨリ 一、〃小学校宛 ヒラギ屋製作所ヨリ	午後 八時〇〇分 六時〇〇分 異状ナシ	平安	日直者
宿直異状ナシ				受一、学訓ニ関スル件 一、教員転退調査 一、教育機関資源需要調査件	午後 八時三〇分 六時〇〇分 異状ナシ	平安	宿直者
							⑩

(真鶴町立岩小学校蔵)

一九四〇年（昭和十五）の岩村国民学校の学校日誌からの抜粋である。奉安所の「平安」が最初に記載されることになっているが、戦後になってもこの記載は消えず、一九四六年（昭和二十一年）四月末になつてようやく消えている。一九四〇年（昭和十五）の学校日誌で目につくのは、天皇や高官の真鶴駅通過の出迎え、また出征兵士や帰還兵士の出迎えに多数の生徒が動員要員として駆り出されていく姿である。こうした状況は終戦まで連綿として続いている。

(四) 真鶴国民学校 一九四四年度

(昭和十九年)

五月二日（火）晴

- 一、地方事務所ヨリ疎開児童及さつまいも作付及別ノ件ニ付キ電話アリ直チニ回答ス

十五日（月）

- 一、相模原通信部隊約二十名学校へ宿泊ス

十七日（水）曇

- 一、警備隊演習召集アリ、校舎使用

六月二日（金）晴

- 一、午後二時四柱の公葬アリ、講堂使用、職員児童葬

儀ニ参列

七月十九日（水）晴

- 一、鎮守貴船神社大祭全校児童学級別参拝
- 一、海軍施設部員、明日ノ準備作業ヲナス
- 一、東部第六二部隊将兵十八名宿泊明早朝出發ス

二十日（木）晴

- 一、貴船神社大祭休業

- 一、海軍技術中尉引率ノ下ニ施設部員一二〇名午後来

校

二十八日（金）雨時々

- 一、野菜供出ニ関シ児童ノ協力方ニ付キ訓話ス
- 一、疎開児童一名入学（初四男）

八月四日（金）晴

- 一、防衛隊演習午前中校庭使用
- 一、十九時二十分警戒警報発令

十五日（火）晴

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

一、疎開入学児童一年二名、六男一名アリ

十六日(水) 晴

一、疎開入学初五初二各一名

八月十七日(木) 晴

一、第二学期始業式挙行

一、疎開児童荷物運搬ノ為メ高男百名、尾森、大泉付

添午前七時半湯河原へ出向、午後一時帰校 疎開

児童待遇ノ為メ馬鈴薯三十三貫ヲ湯河原校ニ送ル

一、縁故疎開児童入学受付、五十二名

一、午後八時ヨリ警防団ニテ講堂使用十時五分解散

九月十四日(木) 曇

一、放課後臨時職員常会開催、次ノ事項ニ付研究協議

ヲナス

1、真鶴町国民学校少年科学隊組織ノ件

2、決戦教育ヲ推進スベキ教育刷新方途ニ付キ

十八日(月) 晴

一、第六校時 初六雑刀実地授業

一、午前八時ヨリ女子挺身隊選考ノ為動員所長以下係

員数名役場吏員来校ス

二十日(水) 晴

一、航空記念日ニ付キ朗読、音楽ヲナシ訓話ヲ行フ

一、少年科学研究隊ノ組織ヲ終リ第一回指導会ヲ催ス

一、軍事普及ノ為メ司令部ヨリ映画班来校 午後六時

ヨリ講堂ニ於テ映画講演会開催、初六以上児童参

加、岩、福浦校モ

二十七日(水) 晴

一、通信隊演習ノ為メ校庭及講堂使用

十月三日(火) 曇

一、軍人援護週間第一日付キ次ノ実施ヲナス、勅語ノ

奉読式・黙禱

一、放課後臨時職員会議 学徒勤労令ニ関スル学校教

育ノ措置ニ付キ県通牒ノ研究ヲナス

七日(土) 暴風雨

一、本日ヨリ九日マデ郡分会主催軍隊宿泊訓練ノ為メ

講堂及運動場及教室使用ス

一、英霊一柱(鳥海氏) 午後四時三十七分帰郷 暴風

雨ノ為メ生徒一部職員ニテ駅頭ニ迎フ

十三日(金) 晴

一、戊申詔書奉読式挙行

一、引続キ体力錬成会実施(中略)決戦下錬成ノ為メ半

日トシ種目モ団体競技及時局訓練ヲ主トス(略)

一、午後一時ヨリ翼賛会主催麦ノ広巾栽培法ニ関スル

講習会ノ為講堂使用

二十三日(月) 曇

一、靖国神社臨時大祭ニ付キ左記行事ヲ行フ 朝礼ノ

際訓話、初四ノ朗読ト音楽、高一女音楽 午前九

時十五分ヨリ国民遥拝ノ時間五時ニ遙拝

一、第四校時国民登録ニ関シ高等科児童ヘ其ノ記入法

ニ付キ役場吏員ノ講話アリ

二十八日(土) 曇

一、曉部隊ヨリ將校三名來校 明二十九日駐屯ノコト

ニ付打合セニ來校

一、地方事務所ヨリ金銀製品供出ノ件ニ付キ電話ア

リ直チニ岩、福浦ニ連絡ス

二十九日(日) 晴

一、曉部隊一ケ小隊駐屯ノ為メ來校講堂使用

三十日(月) 雨

一、各學級ニテ教育勅語奉読式挙行

一、曉部隊全部駐屯ノ為メ來校

十一月三日(金) 雨

一、午前八時ヨリ明治節祝賀式挙行(中略)式後奉祝汁

粉ヲ各児ニ一杯宛給与ヲナス児童大ニ悦ブ 本日

ノ式場ハ曉部隊駐屯ノ為講堂使用出來ズ 又雨天

ノ為運動場使用モ不可能故高一生徒教室ニ於テ各

學級總代四名宛ヲ集メテ拝賀式ヲ行フ其ノ式後各

學級ニテ訓話ヲ行ヒ解散

四日(土) 晴

一、午後海軍構作講習員約百四十名着校宿泊ス 第一

校舍階下東端ノ二教室及中便所、応接室北半分理

科室一部貸与ス

二十四日(金) 晴

一、警戒警報十一時五十三分 空襲警報十二時十分

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

敵機伊豆半島上空ヨリ波状侵入ス 空襲警報解除

三時零分

十二月四日(月) 晴

一、初五以上薄穂採取ノ為メ大平山へ赴ク 午後二時

半全員無事帰校

一、海軍技術少尉天雲 正氏来校隧道講習員宿舍トシ

テ八日ヨリ十七日マデ教室使用ノ件協議ス

五日(火) 晴

一、陸軍志願兵試験付添

一、女子体力章検査ノ為午前中校庭使用

一、通年動員ニ関シ視学室ヨリ電話アリ

六日(水) 晴

一、[㊦]十二時十三分 同解除一時二十七分

一、地方事務所長ヨリ教育課長通牒ノ電話アリ、明十

二月七日ヨリ九日マデ臨時休業ノコト

七日(木) 曇

一、[㊦]午前一時三十五分[㊦]同一時四十四分 同解除三

時八分 [㊦]四時二十五分

一、出張 校長学徒動員令書受領

一、臨時休業

一、職員作業防空壕作製

一、真鶴郵便局長来校 動員事項ニ関シ打合ヲナス

一、軍ヨリ防空上ノ打合ニ付キ連絡アリ

一、[㊦]十七時五十一分 [㊦]十八時十六分 同解除十八

時五十六分 [㊦]解除十九時十九分

八日(金) 晴

一、[㊦]午前二時十分 [㊦]二時二十三分 同解除三時十

四分 [㊦]解除三時四十五分

一、臨時休業

一、全職員出勤防空壕作業実施(一ヶ所完成ス)

一、[㊦]十二時五分 同解除午後二時四十四分

一、海軍構作講習員百五十名来校 宿所トシテ二教室

貸与ス 応接室ハ事務所トシテ

一、職員朝礼ノ際大東亜戦争三周年ヲ迎ヘタル教育者

トシテノ覚悟ヲ全職員ニ訓示ス

十日(日) 晴

一、通年勤労学徒二名ヲ真鶴郵便局ニ出勤セシム

一、●一九三三二二〇 二〇時十四分 同解除二〇

時五十一分 ●解除二十一時九分

十六日(土)曇

一、晝部隊ニ対スル会計ニ付キ次ノ通り小川兵長ト話

合フ

水道料 部隊ト役場ト話合ハレタシ

電気料 学校使用料ヲ控除シタル残額ヲ軍ニテ

支払(学校分ハ従前ノ分ニテ推定ス)

電話料 軍ニテ記帳サレタルモノノ計算ニヨリ

学校ニ支払フコト

(昭和二十年)

一月十六日(水)晴

一、高二、一男沖網作業出勤 午後三時終ル

一、晝部隊午前中校庭ヲ使用ス

一、●午前十時十分 同解除十時二十三分

二十六日(金)

一、満州義勇軍選考応募児童付添トシテ足上松田地方

事務所へ

一、高二男、堆肥ノ始末及蜜柑皮ノ荷作りヲナス

三月十六日(金)曇

一、朝ノ打合会ニ於テ次ノ事項ヲ決定シ実施ス

。警報発令下ニ於ケル児童自習及之ガ指導ニ関ス

ル件 各学級ニ於テハ常ニ児童ノ自習方法ヲ指

導シ 自習態度ヲ涵養スルコト 常ニ自習教材

ヲ与ヘ置キ之ヲ利用セシムルコト 自習教材ハ

簡易ニシテ如何ナル児童ニモナシ得ル基礎的ナ

モノ練習的ナモノトシテ其ノ量ト深度トニ重点

ヲ置カザルコト 次ニ登校シタル時ハ必ズ其ノ

成績ヲ検査スルコト

(真鶴町立真鶴小学校蔵)

戦時体制がさまざまに学校のあり方を変えていった様子が明確にわかる史料である。終戦直前、真鶴地域は湘南海岸から伊豆半島にかけての決戦場の一角として、軍隊が駐留することとなるが、その宿舎として利用されたのが学校で、本史料からそのことが知れる。八月からは疎開児童の受け入れ

も始まり、軍人たちの宿営と相まって、学校における人の顔ぶれも大きく変わっていくのである。

(イ) 真鶴国民学校 一九四五年度

昭和二十年四月一日(日) 晴

一、入学式挙行 初入学児童百二十三名

二日(月) 曇

一、[●]八時五〇分 同解除九時一五分 [●]十一時四一

分 同解除十二時二十分

一、姫路突第一〇一三三部隊竹口隊増井大尉来校

四日(水) 雨

一、第一学期始業式挙行

一、[●]九時六分 同解除九時四六分 [●]十一時三十一

分 同解除十二時五分

六日(金) 曇

一、[●]十時二十分 同解除十時四十分

一、英霊一柱駅頭ニ迎フ午後一時三十分

八日(日) 晴

一、青年学校始業式

一、[●]十一時十分 同解除十一時二十七分 [●]十一時

四十二分 同解除十一時五十二分

十一日(水) 晴

一、[●]十一時三十五分 同解除十二時二十五分

一、突第一〇一三三部隊黒田中尉来校 学校使用ノ件

ニ付打合ヲナス

十二日(木) 晴

一、二部教授ノ件ニ付打合ヲナス

一、突部隊先鋒隊来校宿営準備ヲナス

一、曉部隊長、〇〇〇〇氏案内ニテ校舎使用申込ニ来

ル軍同志打合セスル様ナス

十三日(金) 晴

一、向笠教頭ノ告別式ヲ挙行シ駅頭ニ見送ル

一、突部隊約二百五十名来校滞在 小阪大尉(隊長)

来校挨拶アリ

一、[●]午前一回、午後一回アリ

一、本日ヨリ二部教授ヲ実施ス 講堂及第二校舎五教

室ヲ突部隊ニ貸与ス

十五日(日)晴

一、午前中突部隊引揚グ 部隊へ貸与シタル物置ニ返却ス

却ス

一、[㊦]九時一八分 同解除九時五十七分

一、夜空襲警報発令敵機多数頭上ヲ通過ス

十六日(月)晴

一、午後一時ヨリ薪運搬実施 初五以上動員

一、午後四時二六分着英霊四柱帰郷初三以上駅頭ニ迎

へ午後五時四十分解散

十七日(火)晴

一、[㊦]午前一回

一、曉部隊ヨリ講堂及教室八使用希望申込来ル

十九日(木)曇

一、[㊦]十時五分 同解除一〇時四十二分 [㊦]解除十一

時二十分

一、午後二時九分英霊一柱駅前ニ迎フ

一、陸軍士官学校生徒通信本日ヨリ一部教室使用

二十日(金)雨後曇

一、曉部隊本日ヨリ駐屯(先発約五十名)第二校舎五

教室使用

一、疎開記念植樹 櫛九十本到着、直チニ高二男動員

校地周囲ノ場ニ植樹ス

一、[㊦]零時二十五分 同解除四八分

一、陸軍通信学校生徒演習ノ為午後七時ヨリ十時マデ

廊下使用

二十四日(火)晴

一、[㊦]七時三十三分 [㊦]八時二十六分 同解除九時三

十分 [㊦]解除十二時五分

一、高二午後薪運搬

一、曉部隊本日ヨリ第二校舎全部使用

一、校舎擬装作業着手

二十五日(水)晴

一、曉部隊後続隊到着

五月三日(木)曇

一、高男開墾、高女草履作製

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

一、●午後三時十六分

四日(金) 晴

一、初六以上県植林苗木運搬ノ為メ星ヶ山へ出動

一、●午前九時二十三分 同解除十時十分 ●十二時

六分 同解除十二時二十六分

一、英霊一柱帰還以前帰還セル四柱ト合同シ運動場ニ

於テ告別式ヲ挙行ス、今後英霊ハ駅頭ニ於テ迎へ

直チニ告別式ヲ行ヒ解散ト決定ス

一、軍人分会教練実施ノ為メ本日ヨリ四日間校庭ヲ使

用ス

一、突部隊將校一名学徒動員ニ関シ来校ス

八日(火) 晴

一、田広訓導応召出発 午前六時四初五以上児童ニ

テ駅頭ニ送ル

一、山菜採集実施初三以上 収穫約五十貫

一、高二男本日ヨリ向フ一ヶ月軍作業ニ協力始ム

一、●十一時二十分 ●十一時三十四分 同解除十二

時二十八分 ●解除十二時四十四分

十一日(金) 曇

一、突第一〇二三部隊陸軍大尉小阪仁一氏来校

一、警防団集会ノ為午後三時ヨリ高男教室使用

一、吉浜町ヨリ供出布団届ク 一時廊下ニ預ル

一、●午前中二回

一、甘藷苗^(サトウ)輸入ノタメ農業会ノ依頼ニヨリ高一男一〇

名午後一時ヨリ出動ス

十三日(日) 晴

一、科学隊児童岩海岸ニ海藻採集ヲナス

一、●十一時五十分 同解除十二時五分

一、●夜間一回アリ

十六日(水) 曇

一、本タヲ以テ晩部隊引揚グ

十八日(金) 曇

一、●二回アリ

一、本日ヨリ全校舎使用通常授業ニ復ス

一、高一男女開墾、高二女野菜耕作

二十一日(月) 曇

一、被災児童慰問品ヲ送付ス

一、からむし採集表彰式参加ノ為メ澤訓導小田原へ出張

一、龍王部隊(海軍)校舎転用ノ件ニ付キ先発隊来校 講堂使用ノ件地方事務所へ学校ヨリ連絡ス

一、曉部隊二十四日一泊ノ為メ校舎使用方交渉アリ

一、●十二時九分 同解除十二時四十五分

二十二日(火)曇

一、臨時アルミ貨回収貯金ヲ実施

一、龍王部隊本日ヨリ講堂ニ駐屯ス部隊長挨拶ノ為メ

来校ス

二十四日(木)晴

一、初六以上松根運搬ノ為メ出勤午前中終ル

一、午後一時半ヨリ真鶴町義勇隊結成式ヲ講堂ニ挙行

一、●十二時三十五分 同解除十三時八分

一、曉部隊宿泊(一泊ノ予定)第二校舎使用

二十五日(金)晴

一、高一男女 高二女 県檜苗運搬作業全日

一、正午空襲警報P五一数十機来襲ス児童ヲ各家庭ニ

帰シ待避セシム

一、高二女生五名役場ノ仕事補助

一、初五六松根運搬作業出勤午前中ニテ終ル三百名

一、●午後十時二十分 同解除午前一時二十分

二十六日(土)曇

一、午前九時ヨリ甘藷栽培ニ関スル講演ヲ校庭ニ開催

高二女参加ス

一、●午前七時十五分 同解除七時四十分 ●午後一

時五十分 同解除一時二十分

一、昨空襲遭難海兵昨夜学校ニ一泊ス

一、明二十七日海軍記念日ニ関シ前日訓話各学級ニテ

行フ

二十七日(日)晴

一、●十一時十三分 同解除十一時三十五分

一、曉部隊第二校舎一泊

二十八日(月)晴

一、●十一時五十二分 ●十二時二十五分 同解除一

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

時二十五分 ㊦解除二時一分

一、夜間一回㊦アリ

一、西昇降口ノ一部ヲ龍王部隊ニ暫ク貸与

二十九日(火)晴

一、㊦六時二十八分 ㊦八時十三分 同解除十一時十分

一分 ㊦解除十二時四十分

一、本日ノ空襲横浜中心ナリ来襲機約五百損害甚大ト

思ハル

六月二日(土)晴

一、東部第三〇七四部隊長 校舎使用ニ関シ打合ニ来

校

三日(日)晴

一、東部第三〇七四部隊ノ兵二名来校、校舎使用準備

ヲナス

一、㊦一二・一一 同解除一二・五一

四日(月)晴

一、初六以上松根運搬

一、東部第三〇七四部隊教育召集ノ為メ校庭及教室ヲ

使用ス

一、初一ヨリ初三マデ出席ヲトリタル後放課 初四五

一時間授業ニテ放課

五日(火)晴後曇

一、一五時九分英霊一柱帰還駅頭ニテ告別式挙行初三

以上参列ス

一、初三以上第三校時ヨリ草刈実施

十一日(月)晴

一、海軍予科練習生ニ対シ教室九ヶ貸与ス

一、㊦九・三〇 同解除一〇・一〇 ㊦一一・四〇

同解除一・三二

十四日(木)雨後曇

一、欠勤鳥居(軍勤労)澤

一、真鶴町外二ヶ村簡閲点呼第一日、教室二ヶ所使

用、児童ハ廊下ニ於テ授業ス

一、㊦一二時三十分 同解除一時〇七分

十五日(金)曇後雨

一、在郷軍人簡閲点呼予習ノ為メ校庭及校舎使用

一、●○時二十分 ○○時二十八分 同解除一時二十

二分 ●解除一時三十分

十六日(土) 曇

一、在郷軍人予習前日ニ同ジ

一、●十一時五十二分 同解除一二時一九分

一、予科練習生約二百名新ニ来校宿泊

一、高二児童軍動員半月延期ノ旨隊ヨリ通知アリ

二十二日(金) 晴

一、農業会ヨリ諸苗一千本譲受ク

一、高二、一女開墾地蒔地ヲ作ル

二十五日(月) 曇

一、高女甘藷苗植付ヲナス

一、英霊謹迎十六時五十二分 駅前告別式初五以上参

加ス

二十七日(水) 晴

一、●十一時四十四分 同解除零時一分

一、真向部隊ト次ノ件決定ス 水道ヲ新シク引クコ

ト、浴舎ヲ作ルコト 東便所ノ北側二間×四間

大便捨場指定、防空壕位置ノ決定 運動場東部塀

ノ周囲

二十九日(金) 曇

一、学徒隊結成ニ関シ役場ト打合ヲナス

三十日(土)

一、海軍部隊ト電灯料支払ニ関シ打合ヲナス 大体灯

数ニヨリ支払額ヲ定ムルコトトス 学校六海軍四

七月三日(火) 晴

一、初四本日ヨリ二部教授実施 高等科勤勞動員六月

三十日ヲ以テ解除セラレタル為メ教室一ヲ必要ト

スル故

一、●一時二十六分 同解除一時四十一分

一、学校長役場ニ出張左記事項打合ヲナス、製塩ノ

件・カラムシ・藤蔓・筍 採集ノ件其他雜件

一、池田順一郎氏母堂来校 銀銅アルミ貨計金五〇円

献金ノ件及金一五円銃後奉公会寄付ノ件申出ア

リ 直チニ受理役場ニ送達ス

六日(金) 晴

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

一、作業 砂運搬 第一、二中隊 ヨモギ採集 第三

中隊第、一・二・三小隊

一、[㊦]十時 同解除 十一時二十二分 [㊦]十一時四十分

五分 [㊦]十二時九分 同解除十三時二十分 [㊦]解除

除十三時二十九分

一、夜十一時半ヨリ[㊦]直チニ[㊦]敵機頭上ヲ多數通過、西湘酒匂方面ニ一部火災ヲ見ルモ近傍一帯異

状ナシ [㊦]解除午前三時頃

九日(月) 晴

一、砂運搬作業実施

一、福岡氏来校かじめ採集ニ付協議ス

一、地方事務所ヨリ電話アリ十一日ヨリ小野部隊ノ勤

労協力ノ指令アル旨通知アリ

十日(火) 晴

一、早朝ヨリ夕刻マデ敵艦載機来襲アリ

十二日(木) 雨

一、警備隊長来校 開墾地問題ニ付協議ス 同隊開墾

畑ヨリモ甘藷ノ供出ヲナスコト 残ノ不開墾地ハ

学校ト共同開墾ヲナスコト

十四日(土) 曇

一、高男、軍協力ノタメ本日ヨリ小阪部隊へ

一、初三以上塩田用砂運搬

一、[㊦]八時五十五分 同解除九時五十分 [㊦]十一時五

十八分 同解除十二時二十分

十六日(月) 曇

一、代用畳作業開始

一、林務課ヨリ松脂ニ関スル件ニ付来校

一、馬鈴薯蔓収穫六〇貫、供出二〇貫

十八日(水) 晴

一、空襲十二時三十七分小型大編隊来襲セルモ被害ナ

シ

一、水戸方面ニ艦砲射撃アリ

十九日(木) 晴

一、貴船神社例祭 小隊毎ニ参拝ヲナサシム

一、海軍工作学校大隊長及中隊長来校 宿泊ニ関スル

打合ヲナス

一、松脂採取用竹ノ運搬ヲナス

一、職員作業 代用疊 高等科女兒ヲ加フ

二十日(金)曇

一、貴船神社祭典ニ付キ臨時休業

一、●二回

二十四日(火)曇

一、●二回

一、六男 松油採取用竹運搬ヲナス

二十七日(金)晴

一、初四以上児童松脂採集開始

一、初四以上塩田用砂利運搬作業実施

一、●正午一回アリ

二十八日(土)晴

一、代用疊 百参拾四枚仕上リ午後全職員ニテ大掃除
ヲ行フ

一、砂利運搬空襲警報ノ為中途ニテ終ル

三十日(月)晴

一、早朝ヨリ警戒発令 引続キ空襲トナリ艦上機次々

ニ来襲本町モ四回ニ涉リ機銃掃射及爆弾投下ヲ受
ク港内ノ舟一艘破損民家三戸焼失セル外人畜ニ被
害ナシ 学校庭ニ十三ミリ葉莢多数散乱セルモ被
害ナシ、東海道線不通トナリ小田原方面職員ハ徒
歩帰ル

三十一日(火)晴

一、府川、鳥居、伊藤、澤地、汽車ノ都合ニヨリ正午

出勤ス、全児童授業ハ停止ス

一、突部隊長、児童ノ出席状況ニ関シ連絡ノ為メ来校

ス

一、午後一時ヨリ女子挺身隊員選考ノ為メ一教室使用

ス

一、罹災者四名宿泊ノ件役場ヨリ承諾ノ旨通知ス

八月一日(水)晴

一、第一中隊 第二中隊 第三中隊砂運搬

一、夜間敵機多数来襲 鶴見川崎方面被害アリ

三日(金)晴

一、十一時頃P五一来襲 真鶴駅根府川駅ニ爆弾投

下 学校ニ異状ナシ

四日(土) 晴

一、初三以上砂運搬作業実施 初二午後授業ヲ午前

ニ回ス

一、㊦午前拾一時三十分 ㊦午後一時三十五分

五日(日) 晴

一、正午、午後空襲アリP五一来襲 小田原方面ニ機

銃音聞ユ 学校異状ナシ夜モ亦空襲警報アリシモ

無事

一、板垣隊三九名 交通機関故障ノタメ一泊ス

六日(月) 晴

一、岩立(訓導)熱海へ出張 出動児童米加配ノ為メ

一、午前七時三十分頃空襲 P五一来襲小田原方面機

銃音アリシモ当地ハ無事

七日(火) 晴

一、午前十時半空襲警報発令 敵小型機P五一来襲機

銃射撃ヲ加へ来り、第一校舎二階初六教室ニ一

発、初四教室ニ六発被弾アリシモ人員ニ損傷ナシ

一、海軍伊東部隊トノ懇談ノタメ校長ヲ代理シテ教頭

出席ス(午後六時ヨリ鱗屋ニ於テ)

八日(水) 晴

一、本日ヨリ隔日授業実施 甲組 初一・初三・初

五・高女

一、㊦午後二時五十三分〜五時二十五分 ㊦数回アリ

一、午前学校長 義勇隊分隊会議ニ出席 分散教育実

施ニ関シ各町内会長ノ協力方ヲ懇請、教育場ノ御

心配ヲ依頼ス

九日(木) 晴

一、隔日授業 乙組 初二・初四・初六

一、㊦数回アリ

十日(金) 晴

一、時局緊迫ノ為メ 御真影ノ御安泰ヲ計ル為メ郡内

各校相談ノ上 本日ヨリ温泉村国民学校へ奉遷申

上グルコトナリ 学校長、教頭之ヲ奉持シ無事

御奉遷ヲ了ス

一、空襲・警戒警報殆ド終日発令サレタリ

一、森本軍曹来校 運動場使用ノ件申込ム

十二日(日) 晴

一、十町内第三、第四隣組ハ「分散教場」正源山石門

付近ニ決定ノコト通知アリタリ

十三日(月) 晴後雨

一、[㊤]五時二十七分 [㊤]五時三十分 同解十時三分

[㊤]十一時十三分

一、爆弾二ヶ真鶴地方ニ投下サレタルモ校舍内外ニ異

状ヲ認メズ

十四日(火) 曇

一、滑空訓練生訓練修了ノ報告ニ来校

一、六町内五町内、学習所決定通知アリ

一、夜一時頃空襲警報発令小田原方面火勢見エ学校及

真鶴ニハ異状ナシ

十五日(水) 晴

一、早朝ヨリ空襲警報アリ艦載機来襲スルモ被害ナシ

一、正午 天皇陛下御自ララデオヲ通ジテ詔勅ヲ渙発

セラレ、国体護持、民族^(ヤマト)養護ノ為メ戦争ヲ終結ス

ル旨ノ御下命アリタリ

十六日(木) 晴

一、[㊤]十時 同解十一時三十分

十八日(土) 晴

一、全職員全児童召集鳥居教頭ヨリ訓話ス

二十日(月) 晴

一、全職員全児童召集 学校長ヨリ時局下心得ニツキ

児童ニ訓話

一、午前十時ヨリ臨時職員会開催、時局下教育実施ニ

関シ指示打合ヲナス

二十一日(火) 晴

一、第一班登校午前中授業ヲ行フ

二十二日(水) 曇

一、第二班登校午前中授業ヲ行フ

一、午後英靈帰郷駅頭ニ之ヲ迎フ午後三時九分

一、米兵平和的進駐ノラデオ放送アリタリ

二十三日(木) 曇

一、対空望遠鏡ヲ監視所ヨリ寄贈セラル

二十五日(土) 曇時々雨

一、小田原方面職員汽車ノ都合ニヨリ一時間ノ延着

一、放課後職員打合せニテ来週ヨリノ授業ニ付キ協議ス

九月八日(土) 晴

一、本日ヨリ初六以上女児童分散教育実施

九日(日) 晴

一、本日ヨリ日直員ヲ男女一名宛トス

十四日(金) 曇

一、米兵二名来校銃器有無ヲ問フ

一、人夫二人校舎屋根塗り作業ヲナス

十七日(月) 晴

一、校舎屋根塗装終ル

二十四日(月) 晴

一、マックアーサー司令部ニ提出スベキ職員名簿四部

学務課ニ提出ス

二十八日(金) 雨後晴

一、戦争終熄並新日本建設奉告祭貴船神社ニテ行ハ

ル、鳥居教頭職員児童ヲ代表シテ参列ス

三十日(日) 晴

一、米兵六名来校 校舎一巡ノ後帰ル

十月一日(月) 晴

一、助役来校 活動写真ノ件打合ス

一、午後六時ヨリ講堂ニ於テ映画会開催 役場主催

十四日(日) 晴

一、進駐軍兵士四名来校 校舎内ヲ一巡ノ後退去セリ

(午後一時)

十五日(月) 晴

一、進駐軍兵士四名来校 銃器弾薬ノ有無ヲ調査ス

十七日(水) 晴

一、午前八時ヨリ校庭使用町民運動会アリ町民多数来

校ス、米兵十数名来観ス

二十四日(水) 曇

一、新日本教育方針講習会アリ 第一時限ニテ放課全

職員小田原本町国民学校ニ出張ス

一、午前一〇時三〇分進駐軍ニヨル潜水艦爆破作業ア

リ 突如大爆音ト共ニ爆風襲来 タメニ校舎二階
側窓ガラス破損セルモノアリ

二十五日(木) 曇後晴

一、午前八時半ヨリ終戦後第一回運動会開催 午後三
時盛大裡ニ終ル

二十六日(金) 曇

一、午前九時始業トシ午前中ニテ放課 運動会後整理
実施

一、放課後職員菜園ノ手入、施肥実施

二十八日(日) 晴

一、午前一一時頃進駐軍人三名来校校庭ヨリ直チニ帰
ル

十一月一日(木) 晴

一、本日ヨリ時報トシテサイレン吹鳴ヲナスコトナ
ル 当分正午一回実施

八日(木) 晴

一、全校児童秋季遠足実施

十四日(水) 曇後雨

一、新教育ニ関スル懇談会開催

一、第二町内会母ノ会出張

一、旅人、学校ニ一泊ス(宿ナキ為)

十九日(月) 晴

一、初五・初六 高一男女自家勤労

一、第六町内会婦人学習会へ学校長出張

二十一日(水) 曇

一、初五・初六 高二自家勤労

一、英霊謹迎 代表初六男

二十四日(土) 晴

一、講堂ニ於テ二柱ノ公葬施行 全校児童参列ス

十二月五日(水) 晴

一、高等科男生、駅裏実習地作業

一、高二女、防寒用ムシロ製作開始

八日(土) 曇

一、漁業組合映画及講演会 講堂使用

十八日(火) 晴

一、午後一時ヨリ講堂ニ於テ町公葬アリ 児童及職員

参列

昭和二十一年一月八日(火) 晴

一、第三学期始業式挙行

九日(水) 晴風強シ

一、午後一時頃、進駐軍人二名通訳一名来校 教育状況及校舎内施設状況ヲ視察シ午後二時半帰ル 別段注意指示セラレタルコトナシ

十一日(金) 晴

一、第一回麦踏実施 分団別ニ午前一〇時ヨリ町内全部ニ渉リ行フ

十四日(月) 曇

一、道祖神祭ニ付キ授業一時間ニテ放課ス

一、西道祖神世話人二名来校 道祖神祭ノ件ニ付キ協議ヲナス

十五日(火) 晴

一、十五日正月ニ付キ授業一時間ニテ放課ス

十八日(金) 晴

一、午後一時ヨリ第七町内会母ノ学習会 鳥居教頭出

席

一、午後六時ヨリ講堂ニ於テ真鶴町青年団発会式挙行、教頭臨席

二月九日(土) 曇

一、府川校長鳥居教頭奉持ニテ、天皇陛下、皇后陛下、大正天皇、皇太后后、明治天皇、照憲皇后以上ノ御真影ヲ奉還ス 足柄地方事務所へ

十三日(水) 晴

一、小田原動員署長外一名来校残業指導ニ付個人面接ヲナス

十四日(木) 晴

一、朝礼ノ際 御真影ヲ奉還セシコトヲ児童ニ公表ス

二十五日(月) 晴

一、日本放送局協会教養部員鈴木 博氏来校

一、後援会ヨリ職員ニ対シ鯰一尾無料配給ス

二十七日(水) 曇

一、新校舎工事着手 水盛ヲナス

一、職員菜園ノ大根菜ヲ職員ニ配給ス

三月四日(月) 雨

一、学会会実施 来観父兄母姉多数盛会ナリ 午前九

時開会一二時三〇分終ル

五日(火) 晴

一、エーデロー配給ス

六日(水)

一、進駐軍将校一名通訳同伴来校調査

1、天皇制ニ対スル考へ

2、校長及〇〇訓導ノ住所氏名職員名簿提出方

3、現政府ニ対スル所見

七日(木) 晴

一、旧廃棄教科書ヲ小田原萩原方ニ届ク 小田原方面

職員ニテ運搬ス

一、郵便局長貯金通帳整理ニ付キ来校

十一日(月) 曇

一、国民政治関心調査ノ為メ初六女教室使用 岩 福

浦 真鶴三校長及役場立会実施 被調査者約五〇

名

十三日(水) 曇後晴

一、進駐軍人一名青年学校調査ノ為メ来校

十五日(金) 晴

一、午後三時英霊二柱ヲ駅ニ迎フ 初五学年

二十日(水)

一、午後三時英霊公葬講堂ニ行ハル 職員児童参列ス

二十三日(土) 雨

一、終了式挙行

(真鶴町立真鶴小学校蔵)

終戦をはさんだ一九四五年(昭和二十)四月一日から一九四六年三月三十一日までの一九四五年度真鶴国民学校学校日誌から抜粋したものである。終戦まで学校は完全に軍隊の宿舎になっていた。一九四五年度は四月二日の「姫路々突」第一〇一三三部隊」の宿営に始まり、「曙部隊」「陸軍士官学校通信演習生」「龍王部隊(海軍)」「清水海軍航空隊」と続々と軍が学校を占拠した様子が教員の目を通して記録されている。戦後になると教育制度が激変するわけだが、一九四六年三月になっても戦死者の公葬は学校の講堂を使用して、授業

114 郷土地誌研究 一九三九年度

〔表紙〕
「郷土地誌研究」

真鶴尋常高等小学校」

。郷土地誌研究（目次）

第一章 位置	第八章 地名沿革
第二章 郷土の叢生史	第九章 名勝、旧蹟、伝説
第三章 地勢	第十章 政治、経済
第四章 気候	第十一章 住民、広袤
第五章 産業	第十二章 其の他
第六章 交通	以上
第七章 通信	

を打ち切り職員生徒が参列して行われており、学校という公共施設の役割は依然として変化していない様子がうかがえる。終戦間際の混乱の中でも、七月十九・二十日と貴船祭が行われ、学校は臨時休業となった。町の人々の祭りへの思いの一端を知ることができる。

第三章 地 勢

山形

鶴の首の首に当る所は関東山脈の余派が箱根に延び更にその山脚の一枝に相当する。其の起部に聖ヶ岳、大平台、城本山を起し南東に伸びて正源山、灯明台等を起し遂に御崎野を経て笠島となり真鶴岬を形成してゐる。而して其の走向は東北から南西に互る丘陵約四料である。此の脊梁をなす山系の枝とも見るべきものに僅かに小丘が北東に起伏し日和山となり続いて磯崎となり海に入つてゐる。この日和山と本梁の正源山との間の階段的南東傾斜地が郷土の主要部をなし伸びて港となつてゐるのである。

丘陵の高度及び各部の状況

本町の過半は崎状をなしてゐるが、其の長さは基部より約三料、巾の広き所で八百五十米、狭き所で三百米位である。東西南の三面は何れも海を以てめぐられ唯北の一方が他町村と接続してゐるのである。而して殆んど全部が丘陵性の山地をなしてゐるから概して高い山はな

い。聖ヶ嶽が二六〇米、大平台山が一一五米、正源山が八九米、灯明台九〇米、御崎野の海に面した高台で五六米である。

是等各部の山地の状況は聖ヶ嶽を除く外大平台山、正源山、灯明台等は何れも植林の結果松樹繁茂して水源に資し風光を美ならしめてゐる。殊に灯明台を中心とした御料林正源山の間は松樹林打ち続きて昼尚暗く漁撈の上に一大好響を及してゐる。又諸々に柑橘畑拓けて秋の山を飾ってゐる。

河流と平野

分水界の主なるは聖ヶ嶽、大平台山等であるが、其の山背が真鶴半島をなす故に西南部及北東方面に排除されて一は川堀に一は岩村に注いでゐる故に真鶴方面に流れるのは至って僅少である。唯凹地丸山に来るものが少しあるに過ぎない。こんな風であるから水源の涵養とも利づくる森林は諸所にあるが川流と名のつくものは一つもない。殊に地中には火山岩の極めて粗なものがある故に、貯水することなく降雨の時は洪水となり、其の他は断水

して用水なく井水の如きは断水を免るものは極めて少き状態である。又丘陵が近く海に迫ってゐるから平野と称するものもない。強いて平野とか盆地とか名付けるものを求むれば城口から平磯に通ずる丸山の凹地があるばかりである。

海岸地形

海岸は地理的要極めて多く、小なりと雖も湾あり崎あり又平磯あり。巨石の並ぶあり、怪石のそばだつあり、水は雌波雄波と化して、其の間を浸し幾多の海藻の中に魚群の遊ぶは風景美と相俟って一大長所なり。地形学的に見れば概して壮年期も次第に老いたり、の感がする。海蝕による断崖絶壁は汀線より遙かに後退し崖下には延々たる平磯あり円礫小石によって浜を形成してゐる。特に真鶴崎の尖端たる笠島（三ツ石）の礫州は延々として五〇〇米も延びて遂に笠島に終つてゐる。今真鶴崎の原地形を想う時、太古に於ては笠島の所まではふつくりと土を被つた岬が延びてゐたもので、それが長期に互る海蝕の結果現在の様な地形となつたものである。岬の基部を

なす母岩は円礫の下に点々と現れ岩質堅硬なる部分が真鶴名勝の一つ笠島となつてゐるのである。

地質

全部第三紀層である。その成因はつまびらかにするは甚だ困難であるが、箱根火山の噴火の際の大変動の時に成立したものと考へて大差はないだろう。その岩石は第三紀層をなす安山岩である。その他には特殊のものはない。唯含有物の多少によつて、少しくその質を異にしその名を異にするだけである。即ち堅石熔岩と根府川岩との二種である。何れも安山岩である。

郷土を北西より南東に線を以て区分すれば東北側は根府川岩で、南西側は堅石熔岩である。この堅石熔岩は伸びて真鶴岬となつて海中に入つてゐる。此の脈は鞍掛山を中心として東北から南西に跨つて中央部が真鶴岬を堅固に組織したのである。北は石垣山を越へて早川に及び南は岩戸山中を被つて熱海火山に闖入し、相洋沿岸に亘り崖々として露出してゐるのである。その蔽う所は方十料に余る実に箱根熔岩中の白眉である。

小松石、新小松石又は伊豆石としてその名が夙に著はれてゐる。岩質が緻密で堅硬な為に建築材として用ひられる。岩質は長石の外紫蘇輝石を含む所謂複輝石安山岩である。両者の班晶は明かに、節理も亦よく発達してゐる。上部は厚板曲面状をなして居り、下部は板状又は柱状を呈してゐる。根府川熔岩は高倉熔岩と対称的位置を占めて、合分も外観も頗る似てゐる。熔岩は東方に流れて著名な根府川石となつてゐるのである。石理は緻密で、岩質は堅硬で、孤面状の節理があるから採掘には容易である。堅石熔岩は真鶴岬に至つて海に突入して相洋の荒波に噛まれて絶壁をなす所に笠島の奇石をなす。琴ヶ浜、道無、白磯、水尻、口開の五ヶ所の石切場で新小松と称する石材を採掘している。岩質は堅石岩を母岩としてゐて、含有成分は前者と大差はない。

表面土は主に火山灰土と粘土質壤土の二種である。粘土質壤土は地味肥えて居る故に蔬菜類の栽培には適してゐる。而して是は堅石熔を母岩とする所である。火山灰土は主に根府川石を母岩としてゐる。そして少しく硅酸質を

含んでゐる。又諸所に白亜土の層厚く存する所もある。

第四章 気 候

(気温)		(雨量)		(最近十二年間の平均)	
一月	五・五度	六月	六三・ミリ	九六	
二月	六・〇	七月	一三六		
三月	八・五	八月	一五五		
四月	一三・九	九月	一九九		
五月	一七・六	十月	一九〇		
六月	二一・一	十一月	一九五		
七月	二五・五	十二月	二八九		
八月	二六・三	一月	一五九		
九月	二三・七	二月	一〇〇		
十月	一七・九	三月	九〇		
十一月	一二・九	四月			
十二月	八・一	五月			

西北に箱根連山を背負ひ東南は斜面状に相模湾に突出してゐる。故に本町一帯の気候は南日本気候帯に準ずべきタイプを示してゐる。先づ気温に於ては最寒月一月に於ける平均温度も五・五度であり、最暖月八月に於ける平均温度も二六・三度を示すに過ぎない。即ち最寒暖両月

の気温較差は二〇・八度にして近隣の箱根(二二度)小田原(二三度)に比べると多分に海洋性である。更に雨量は年一八〇〇耗を示すのでこの点から見ても南日本式気候の型に近い。要するに本町は夏涼冬暖なる休養地的気候であり近年は京浜人の別荘が次第に多くなつたのも気候良好と風光明媚に原因する。

第五章 産 業

水産業

箱根連山の余波として相模灘の西隅に突出したる真鶴岬 大島附近から三浦半島をついて東に流れる黒潮はその岸を洗ひ四時緑濃き御料林の蔭を投ずるところ多くの魚類よろこびて集ひよる故にそこに釣を垂れ網を張る時遠くの外海に船を乗り出さずとも容易く海の富を獲得するを得べし

現 住 戸 数		職 業 別 戸 数	
漁 業	二一九	漁 業	二一九
農 業	三七	農 業	三七
工 業	一五五	工 業	一五五
商 業	一四〇	商 業	一四〇
其 他	一八	其 他	一八
給料生活者	六五	給料生活者	六五
船員廻漕業	一二五	船員廻漕業	一二五
雇 員	七〇	雇 員	七〇

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

(1) 水産物

名 称	魚 類	貝 類	藻 類	水産物製造物	合 計	価 格
鮎、鮎、鮎	一、二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	ワカメ、天草等	スルメ、鯖節、鮓節、鰯煮干	四三五、五〇〇	円
鯿、鯿、鯿	六四、〇〇〇	一七、〇〇〇	ワカメ、天草等	スルメ、鯖節、鮓節、鰯煮干	四三五、五〇〇	円
鯿、黒鯿、ヒラメ等	三五、〇〇〇	一七、〇〇〇	ワカメ、天草等	スルメ、鯖節、鮓節、鰯煮干	四三五、五〇〇	円
烏賊、タコ、イセエビ、ナマコ	五四、〇〇〇	一七、〇〇〇	ワカメ、天草等	スルメ、鯖節、鮓節、鰯煮干	四三五、五〇〇	円
其の他	七二、〇〇〇	一七、〇〇〇	ワカメ、天草等	スルメ、鯖節、鮓節、鰯煮干	四三五、五〇〇	円
小 計	三四五、〇〇〇	一七、〇〇〇	ワカメ、天草等	スルメ、鯖節、鮓節、鰯煮干	四三五、五〇〇	円

(3) 販路東京方面 二〇〇〇〇円

横浜方面	五〇、	〇〇	〇〇
小田原方面	五〇、	〇〇	〇〇
静岡方面	一〇〇、	〇〇	〇〇
清水方面			
大阪方面			

石材業、
石材廻漕業

石材採掘場所所有者二十五戸、石材職工百三十人

真鶴石は往昔より近郷に知られ、近來は千葉県、東京府、静岡県地方に迄進出せり。石材業者は別に相州堅石販売組合を組織し委託販売をなす。

販売する石材は土木建築用の角石、間知石、割栗石及び墓石等の半加工品なり。これら石材の搬出は六、七十噸位の機帆船により海路によるものと真鶴駅より貨車によるものとありて（貨車送りは主として墓石なり）何れも年々隆盛を極めてゐる。

昭和十一年中の産額左の如し、

安山岩（角石、間知石、割栗石、墓石）——三二〇、〇〇〇円

農業

土地の利用状況は総反別三二九町歩の中畑地は九一・六町歩にして左の如し、

種 類	作付反別	価 格	耕 作 物			果 樹	其 他	合 計
			陸 稲	麦	大豆、小豆、馬鈴薯、甘藷、茄子、南瓜、西瓜、胡瓜、粟、人蔘、大根、菜花、花生、牛蒡、ソバ等落	蜜 柑	梅、枇杷	
	一二〇反	二、八〇〇円	八三		三五〇	一五〇		
		一、五〇〇			一六、〇〇〇	三七、〇〇〇	二、〇〇〇	五九、七五〇

。森林 八七・〇二町歩
。草地 二五・一九〇〇〃
。宅地 二五・一九〇〃

商業

(1) 商店の分類

菓子店	五	魚店	八
駄菓子屋	四五	煙草店	二〇
雜貨店(米、酒、其他)	一二	八百屋	八
薪炭商	五	玩具・文房	一
時計店	二	呉服屋	一
醬油店	三	古衣屋	一
藥種店	三	材木屋	一
食肉店	一	硝子屋	一
豆腐店	二	火藥商	一
洋品店	二	綿屋	一
金物店	二	牛乳屋	一
石油商	一	水販売店	一
漬物屋	二	雜	二
文房具店	一	履物商	四
商品の搬入地は			

小田原から
洋品、米、菓子、酒、雜貨等

名古屋から
京都から 呉服

横浜から

菓子

東京から

洋品、呉服、酒等

沼津から 陶器

静岡から 酒

真鶴港概要（昭和十一年中）

足利 桐生 伊勢崎 秩父
から 呉服

内 訳	入港船 総数	機関を有するもの 機関を有せざるもの	移出噸数	移出価格
	貨物船（有機関） 魚船——有キカン 避難船——無			
	二、九六〇	四、一一五隻	七三、七五〇噸	二六〇、〇〇〇円
	一、一〇〇	一、八五〇隻	一、四五〇〃	二九〇、〇〇〇〃
	一、八五〇			
	五五			

真鶴港の水深は最深約六米港内面積は十万六千平方
米なり。

◎現在産業の特異性と将来の動向

以上要するに真鶴町の現産業活動の特異性を察するに、職業別戸数より見るも、収益の点より見るも、真鶴港に依存する漁業及び石材廻漕業が断然主要的地位を占めてゐて、九百二十九戸の内約半数以上の戸数は直接間接に真鶴港の恩恵に浴してゐるのである。

さればこそ漁業の不振、石材搬出の不振は本町の経済活動に全面的大打撃を及ぼすものである。

近年築港工事完成し、石材運搬船は港内岸壁に直ちに横づけし、石材搬出には大いに好都合となり、石材移出も逐年増加の傾向をたどつてゐる。然し漁業方面は冬季群集する鰯の大量的収獲少く、為に定置漁場たる大謀網に一まつの暗影を投じてゐる。これを如何に打開すべきかは、町民ひとしく頭を悩ます所にして、遠洋漁業に転換すべしとの案も生れてゐる。尚他面に於ては土地に依存する産業も従来より一層と着眼され開発されねばならぬ。要するに本町の将来の経済活動の動向は、現在の主産業たる長所を益々研究助長すると

共に、産業の単一性より進化したる産業の多角性にと進まねばならぬと思ふ。

国家に於ても町村に於ても産業の単一性は不振時の打撃極めて大きく、又致命的のものである。

第六章 交通

道路

本町に通ずる道路は分つて二とす。県道・里道である。

県道は二条あり、一は小田原より熱海方面に至るもので、町の北部をよぎり、北岩村より来り大平山の南麓を迂回して、西南吉浜村に入る。一は城口に於て此の県道より分岐して、町を南に貫き東部落の中央を縦に港に達す。車馬並に自動車の便あり。

里道は町を縦貫するものと横貫するものと四通し、主なるものは左の如し。

(1) 城口より新県道に沿つて山腹を南下するもの、これは新県道開通前、本町に入る唯一の道路にして、字天井にて水なき橋を架して県道を渡る。橋の名を真鶴と冠す。それより進んで県道を横切り横宿を過ぎて宿中

に達す。

(2) 港の沿岸線に殆んど平行して町中を東西に横走するものあり。東上山より西の端に至る。行人の往来甚だ繁く町内重要道路の一なり。

(3) 尚之に並行して横宿より賽の神に通ずる一線あり。

(4) 他に小学校前より南下して西部落の中央を貫き海岸に達するものあり。これは坂多く車馬の交通はなし。

然れども往来は甚だ繁し。

この道路は更に学校の西を北に走り丸山を経て岩村に至る。

(5) 磯崎より起り築港埋たて地の新道路は宮の前を経て琴ヶ浜に通ず。

(6) 真鶴橋附近より尻掛、福浦村に通ずる道路あり。

水運

本町は西部相模方面の唯一の漁港にして、此の地方物貨の集散場として、船舶の出入繁く、小型機帆船多く碇泊し帆柱林立の盛観呈することあり。その多くは石材運搬船にして、岩村真鶴町等より産出する石材を積み遠く三

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

浦、横浜、東京方面に搬出輸送す。本町所有の船舶左の如し。

発動機付石材運搬船	二三
発動機付魚類運搬船	五五
漁船	一三八
舢舨其他	二八

各地への航海所要時間

(小田原へ 一時間) (三崎へ 四時間半)
(横浜へ 七時間) (東京へ 十時間乃至十一時間)

運輸

(1) 汽車 大正十一年十二月二十一日に熱海線は本町まで開通し当時真鶴駅は終点駅として頗る繁栄を極めた。大正十二年大震災の為大破せしが鋭意工事に力めた結果同十三年十月一日再び開通することとなり、更に湯河原に延長し、翌十四年三月廿五日熱海まで開通した。

現真鶴駅は東海道本線の一駅として、真鶴町、岩村、福浦村、吉浜村方面への旅客貨物の集散駅として昇降

頗る多く、駅前に真鶴合同運送、丸神運送の二公認運送店ありて荷物の運送に便す。

(当駅より附近各駅に至る賃金及び哩数)

熱海	十五銭	五・五哩	八・八 (料数)
湯河原	七銭	二・一哩	三・三
根府川	十銭	三・三哩	五・四
早川	十六銭	六・〇哩	九・八
小田原	十九銭	九・三哩	一一・九
横浜	一円七銭	四一・二哩	六七・〇
東京	一円四十八銭	五九・四哩	九五・八

(2) 自動車 町内に至るもの、湯河原、熱海、小田原に至るものあり(乗合)、尚貨物用自動車は小田原真鶴を連絡し貨物取引に便す。

(3) 便利屋 小田原真鶴間を毎日連絡し商品等を迅速に伝達す。

第七章 通信

通信事業

郵便

(1) 配達局 真鶴郵便局

(2) 沿革 明治三十五年二月一日三等無集配局として

設立、昭和六年二月一日集配事務開始（それまでは吉

浜局にて集配事業を行ふ）

(3) 配達 町内、町外共に二回（午前八時四十分、午

後は五時十分の二回（局出発時刻）

(4) 郵便受函設置数 六個（局前、風穴、東宿中、駅

前、岩（清水沢）福浦（海岸）

(5) 郵便物数量——（引受年平均）

普通郵便 三三二、一一五

特殊郵便 四、七二八

小包 普通 一、六二三

書留 一、一〇七

配達

普通郵便 三六七、五二二

特殊〃〃 七、四九四

小包 普通 四、〇二七

書留 一、四五五

電信

(1) 発受数（一年取扱）

発信 四、六八二 着信 六、二九九

電話

(1) 加入者数 大正十年八月廿六日 四一名

〃〃十一年十月十三日 五一一名

〃〃十五年二月一日 六三三名

昭和二年一月 七〇名

〃〃四年三月 八三三名

〃〃八年一月 八九名

〃〃十三年一月 一一一名

(2) 特殊電話 警察電話2（位置、城口、城山）

鉄道電話（真鶴駅）

長距離電話（真鶴局）

第九章 名所、旧蹟、伝説

真鶴八景

一笠島

真鶴岬の突端、約五百米の海中に巨岩が笠の様に並ぶ

所より此名が生れたものである。

二 岬野

真鶴岬尖端の高台で美しい野原である。

三 磯崎

真鶴港の東壁をなしてゐる。此の突端に鳩ヶ崎がある。頼朝主従七騎嶋窟に潜んだ時、敵大庭景親の捕手来り、此窟を探らんとした時頼朝は観音経を念し一策を案じて紙にて鳩をたゞみ之を飛ばせた所、忽羽音高く磯崎の突端の松に止ったので不審がとけて危難を免れたといふ。

四 嶋窟

真鶴港内の南西岸。魚市場附近の岩屋で、昔は窟の深さ二十余間、高さ一丈余、入口約一間四方で中が広く匿れるには好適の場所であつたであらう。治承四年八月、頼朝が石橋山の合戦に敗れて大庭景親に逼られ、主従七騎潜んだ所である。（源平盛衰記にもあらはれてゐる）

其後幾度かの崩れと大正十二年の大震災のため窟は段

々浅くなり現在は深さ十間位となり。枝振美事な老松も崩れをちて、風致を損つたのは残念である。（註、伝説に頼朝が鳩をたゞんで飛ばせたところがあるが、之は嶋と称する鳥であつたとも言はれる。）

五 猿猴岩

真鶴赤壁と言はれる所である。

真鶴岬恵比須ヶ鼻に続き、御料林の崖下にある断壁五丈の岩腹に猿猴の形が刻まれてあつた、之は巨匠金岡の筆といはれ、或は狩野元信の筆蹟なりとも伝へられてゐる。今微かに偲ぶ事が出来るが明かでない。

附近の伝説

弘法大師抛筆の岩は猿猴岩の南に続く。一僧の座像で、之は弘法の抛筆に依るものであると言はれてゐる。

六 風外堂

菅原堂又は天神堂と称し、東海岸水道水源地の上にあつて、奇僧風外が庵を結んだ所である。

七 琴ヶ浜

貴船神社と真鶴岬の中間にある磯浜である。字道無と共に新小松石の採掘場で汐干狩の好適地である。

八 貴船神社

郷社貴船神社は大巳貴命、事代主命、少彦名命の三神を祀り、人皇五十九代宇多天皇の寛平元年の創建で、爾来屢々火災にあって、社殿の造営社地の変更があったが年代は詳かでない。

元治元年本殿を新築し、尚八大龍宮、十二船玉の神（現船玉龍神社）を境内に勧請した。更に二回の造営あり、嘉永元年拝殿を造営した。

明治元年貴宮大明神を貴船神社と改称し、同六年郷及村社に定められ明治十年一倉社（祭神事代主命）を合祀し、明治十八年粟島神社（祭神少彦名命）を合祀、明治四十二年弊饌料供進神社に指定された。

大正十二年大震災の為本殿を残し全部崩壊し、仮建築したが現に本建築の準備中である。例祭は旧暦六月十四日十五日、日本三船祭の一と言はれ、古式の小早船屋形船壮麗を極め神輿が海上を渡御するので有名であ

る。

真鶴新名所

九 航空灯台

航空輸送会社が航空局所属として、昭和八年に建設したものである。真鶴岬入口の高台にあって、伊豆半島三浦半島を一眸の収める所にある。

一〇 新二見ヶ浦

貴船神社前方にある夫婦岩である。伊勢の新二見ヶ浦に酷似する所より里人新二見と称し、その名が出た。大磯三浦半島を遠望し、景勝の地である。

一一 飽ヶ浦（尻掛）

航空灯台の裏にあたり、渚近く老松生ひ茂り、海水清澄で、海水浴、避暑に好適地である。

一二 釈迦堂の桜

桜の名所である。数多い老樹は数町に至り陽春の満開時は放歌乱舞脚下に真鶴港を望む景勝地である。

（旧蹟荒井城趾）

真鶴駅より南約九町、字釈迦堂にあり。豆相一円を一

眸の裡に収め眺望佳き所である。

荒井刑部実継の事蹟は詳かでないが、後三年の役に義家に従い先鋒となって戦ひ三十四歳で戦死した。其時実継に八歳の子あり、後土肥郷を得て土肥太郎実正と称し、其後裔が鴉窟に縁故ある土肥次郎実平である。

荒井城は此実正累代の居城だったと言はれている。

此の附近の字を城口、城の本といひ福浦村を元荒井村と称した所より肯ける所である。

(砲台跡)

徳川時代の末期築造された砲台の跡で、真鶴岬の突端にある。

第十章 政治経済

町長一人 助役一人 収入役一人 吏員十二人、町会議員十二人に依り町役場の事務を司り、区長二十二名を置いて町民と町役場との連絡を円満ならしむ。外に土木委員一名をおき町内あまねく道路修理の全きを期し衛生委員二名を置いて衛生設備の完全を計る。町民自治の根幹をなす町村税の徴収に留意し兼ねて住民負担の平均を計

らんとため納税組合を設けて、国税県税町税及び水道料の月掛貯金をなさしむ。

水道は昭和三年町費により敷設し住民の水の涸渴を防ぐ。本町は一ヶ年約五万五千円の賃貸料を収益する漁場(五ヶ所)を所有するを以って町民の町税負担は他市町村に比して割合に僅少なり。

昭和十三年度の本町歳入歳出予算は十万四千三百二十円にして大正十五年度の歳入歳出予算に比して倍加せるは本町膨張発展を如実に示すもので、昭和九年一月真鶴築港の完成と共に町営魚市場を開き町発展の基礎を樹立した。

昭和十三年度歳入歳出予算

歳入

一金拾万四千参百貳拾壹円 歳入予算高

歳出

一金五万壹千百参拾貳円 經常部予算高

一金五万参千百八拾九円 臨時部予算高

公費の収入（昭和十三年度）

時 臨		費 常 經 出 歳										入 歳	
県費寄附	補助費	公債費	雑支出	史蹟名勝保存費	水道費	汚物掃除費	学事諸費	青年学校費	小學校費	土木費	役場費	社会議費	財産収入
三八九	二、六二	四、五四	三、二〇	八	七、六三	二、〇四	三、五	一、八七	一、八六	六、六	三、九	七、三	五、六二
計		防務費	軍事関係費	計	予備費	雑支費	警備費	地方改良費	公金取扱費	諸税及負擔	造船場費	基本財産造成費	寄附金
五、八		二〇〇	五	五、一五	四〇〇	二、〇三	二、〇〇	二、〇〇	二、五五	七、九	三、六	一、三三	三

第十一章 住民広袤

現住人口		四、六〇四人	
女	男	二、三三五人	二、二六九人

総面積		東西		南北	
二百二十九町歩	一里四町四十四間	一里二十六町五十六間	北		

社 寺

第十二章 雑

寺	神
院	社
真曹浄	郷
言洞土	社
宗宗宗	
一 二 二	一

公益団体

名	称	組合員数
真鶴町外二ヶ村組合農会		三六五
真鶴町農事実行組合		二八
真鶴町在郷軍人分会		二九六
真鶴町消費防団		一〇〇
真鶴町青年団		三四六

第4章 十五年戦争のなかの町づくり

名	称
真鶴町女子青年団	三〇
真鶴町漁業組合	二四六
真鶴信用組合	一二八
相州堅石販売組合	六九
住宅組	五組合
官公署、会社、工場	
名	称
真鶴町外二ヶ村組合役場	
真鶴郵便便局	
真鶴郵鶴	
小田原警察署真鶴巡查派出所駐在所	
日本水産株式会社真鶴出張所	
日本水産株式會社真鶴冷凍工場	
真鶴鐵工場	
真鶴造船工場	
真鶴魚市場	
諸税	
国税	
宅地租	

五三五・一五

[illegible]

家屋税	六三四・七六
營業收益税	七九六・〇九
營業收益税附加税	五六四・六〇
雜種税	二、六九八・一三
特別税	七、三〇二・〇〇
合計	一二、四二六・九〇

水道

配水管延長	七、三二〇米
給水戸数	專用栓 二三八戸 共同栓 三三九戸
消火栓	四六個

(真鶴町役場蔵)

真鶴尋常高等小学校が一九三九年(昭和十四)度に作成した郷土地誌研究で、当時の真鶴町の概況がコンパクトにまとめられている。こうした地誌研究については、ほかに真鶴尋常高等小学校が一九二八年(昭和三)に作成した「真鶴町郷土誌」が役場に残されている。本史料では第一章位置、第二章郷土の叢生史、第八章地名・沿革を割愛した。また、本史

料は真鶴町役場において残された写本から採録した。

115 岩尋常高等小学校日当直心得 一九四〇年

日当直心得 (岩尋常高等小学校)

一、日宿直ニ関スル規程

日直宿直は法規の定むる所に随ふべきも本校は左記の通り定む

1、日直当番規程

イ、日直ハ全校職員輪番之ニ当ル 但シ日曜祭日ノ

日直ハ女教員輪番ニ之ニ当ル 但シ休暇日直ハ全

職員輪番ニ行フコト

ロ、日直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

(1) 始業前三十分ニ登校

(2) 宿直当番ヨリ事務引継ギヲナシ 校舎内外ヲ巡

視スルコト

(3) 交替前校舎内外巡視シ、日直任務終了シタルト

キハ、日誌ニ記入捺印ノ上宿直当番ニ引継グ

(4) 文書郵便物ノ收受(校長不在ノトキハ処理ス

ルコト)

(5) 小使ヲ督励シテ時刻ノ正確ヲ計リ、火ノ元用心
(6) 来客ノ応接待

(7) 御影ノ奉護

(8) 正午ノ時報

(9) 其他校外ノ一切ノ保安

ハ、風紀当番ヲ督励シテ 窓ノ開閉 幕ノ開閉 戸

締 清掃 整頓ニ対シテ配意処理スルコト

ニ、使丁ノ監督ヲナスコト

2、宿直当番規程

イ、宿直ハ男教員輪番之レニ当ル

ロ、宿直ノ勤務ハ日直ヨリ引継ギ後翌日交代時迄ト

ス

ハ、宿直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

(1) 夜間ニ於ケル 御影ノ奉護ヲ始メ校舎内外ノ戸

締リ、火ノ元等ニ注意ヲ払ヒ、非常事件ニ際シ

テハ適當ノ処置ヲ講ズルコト

(2) 午後六時、午後十時、及び翌朝午前五時ノ時

報

(3) 宿直中事件ハナルベク詳細ニ日誌ニ記載シ翌朝

学校長ニ提出スベシ

ニ、宿直ハ小使ヲ監督シ 之ト協力夜ノ保安ニ遺憾

ナカラシムベシ

3、交替時刻

當時ノ始業時刻三十分前及日没時ヲ以テ交替ヲナス

二、使丁服務規程

1、使丁ハ常ニ校長、職員ノ命令ニ従ヒ、忠実機敏ニ

用務ヲ弁ズベシ

2、使丁ハ児童並ニ来客ニ対シ諸事親切丁寧ヲ旨トス

ベシ

三、御真影並勅語謄本奉護規程

一、御真影並勅語謄本ハ奉安殿ニ奉安ス

二、御真影並勅語謄本奉護ニ関シテハ学校長以下万全

ヲ尽シテ之ニ当ルベシ

三、即チ学校長ハ登校下校ニ際シ奉安殿付近ノ巡視ヲ

ナスベク 当直教員又ヨク巡視シテ奉護スベシ

四、奉安殿鍵ハ一ハ当直員一ハ学校長保管ス

五、学校長ハ毎月始ノ快晴ノ日及隨時御奉見シ御異状ノ有無ヲ奉護簿ニ記録スベシ

六、非常災害ノ際ハ直ニ左ノ場所ニ奉遷スベシ

第一奉遷所 岩村青年会館

第二 〃 村社兒子神社

第三 〃 真鶴町外二ヶ村組合役場

七、奉遷ハ学校長之ガ任ニ当リ上席訓導警護ニ任ズ、

学校長不在ナルトキハ上席訓導若クハ当直員其ノ任

ニ当ル

八、御真影御奉遷ニ関シ堵列スル場合ノ行動ハ皇族奉

送迎ニ準ジテ行フ

九、職員児童ハ奉安殿内外ノ清掃ニ任ズベシ

十、誠明心コレ奉護者ノ心得ナリ

四、非常災害規程

イ、本校職員ハ火災其他非常事変ニ備フル為メ平素各

自保管ニ係ル物品ハ之ヲ整理シ置クベシ、特ニ重要

書類ハ所定ノ場所ニ収メ搬出ニ便ナル処置ヲナシ置

クベシ

ロ、非常災害ニ際シ学校長ハ直チニ全校ニ非常信号ヲ

発ス 非常信号ヲ定ムルコト左ノ如シ

(1) 事変急速ナル場合……時鐘急速度乱打

(2) 事変稍緩ナル場合……三点打数回

ハ、学校災害時ニ当リテハ職員ハ次ノ精神ヲ遵奉シ得^(守)

ルヤウ不断ノ修養ニ努ムベシ

(1) 事ニ当ルニ常ニ沈着冷静ナルベシ

(2) 臨機応変ノ処置ヲ誤ルナカレ

(3) 敏速ニシテ然モ統制アルベシ

ニ、事変急速ニシテ非常信号ノ徹底セザル時ハ各自適

応ノ処置ヲトルベシ 然ラザル場合ハ学校長又ハ上

席訓導ノ命ニ従フベシ

ホ、放課後事変ノ発生シタル場合ハ職員ハ急遽登校シ

必要ナル処置ヲ執ルベシ

ヘ、学校災害ニ当リ執ルベキ応急着手ノ順序大要左ノ

如シ

(1) 御真影並勅語謄本ノ守護奉遷

(2) 重要書類ノ搬出

(3) 児童ノ帰宅避難保護

(4) 参集者ノ指揮

ト、各種災害時ノ応急処置ノ大要左ノ如シ

(1) 台風ノ場合

(イ) 窓特ニ風向ニ面セル窓ハ嚴重ニ戸締シ警戒ヲ怠ルベカラズ

(ロ) 学校長ヨリ非常警戒ノ命令伝達セラレタル時ハ、直チニ避難準備ヲ完了スベシ

(ハ) 帰宅ノ命令ト同時ニ避難規程ニ基キ避難セシムベシ

(ニ) 当直員ハ特ニ使丁ヲ督励シ校舎内外ノ巡視ヲ厳ニスベシ

(ホ) 職員ニシテ万一倒潰等ノ危険ヲ察知セバ直チニ急テ全校ニ伝ヘ同時ニ学校長ニ急報スベシ

(2) 地震ノ場合

地震襲来セバ職員ハ直チニ冷静ナル判断沈着ナル動作ニ依リ其ノ性質強弱余震ノ有無等ヲ考慮シ

即時児童ニ対シ善処スベシ

訓話(落着カセル 安心サセル)

避難(其場
屋外ヘ)

(3) 火災ノ場合

(イ) 火災発見者ハ発見ト同時ニ可及的速カニ其ノ旨ヲ全校ニ周知セシメル方法ヲ執ルベシ

(ロ) 発見者ハ発見ト同時ニ防(消)火ノ処置手配ニ着手シ 同時ニ児童ノ救護避難ノ処置手配ヲ完了 万全ヲ期スベシ 場合ニ依リ児童消防班(報国隊)ノ出動ノコト

(ハ) 近火ノ際昼間ハ校名ヲ記セル標識夜間ハ同ジク高張提灯ヲ出シ受付ヲ玄関前ニ開設スベシ

(ニ) 児童避難場ヲ左ノ通り定ム

第一避難場 運動場

第二 〃 兒子神社境内

第三 〃 長坂橋付近空地

第四 〃 トンネル(排水路)

(4) 水害津浪ノ場合

出水激浪等ノ危険ヲ感ジタル時ハ（風害ヲ伴フベキナレバ）避難規程ニヨリ応急ノ処置ヲ実施スベシ

(5) 伝染病ノ場合

学校法定伝染病発生シタル場合ハ村県当局ト協力遺憾ナキ処置ヲ執ルベシ

(6) 空襲ノ場合

沈着ヨク適応ノ処置ヲ執リ、被害ヲ最小限度ニ留メルヤウスベシ

空襲警報

鐘・・・・・・

サイレン 三秒間毎ニ六秒（一〇回）

同 解除

鐘・・・・・・

サイレン 一分間吹鳴

チ、職員ハ常ニ児童ヲシテ非常時災害避難訓練ノ徹底ニ留意スベシ

リ、非常災害時ニ於ケル職員ノ分担ハ別ニ之ヲ定ム

ヌ、要ハ身ヲ以テ災害ニ善処シ其ノ被害影響ヲ最小限度ニ留メントスルアリ

五、非常時災害避難訓練規程

イ、本訓練ノ要領ハ非常災害ニ際シ全校児童ガ混乱スルコトナク迅速安全ニ秩序正シク校舎ヨリ避難シ得ルヤウ計画ヲ定メ予メ之ヲ児童ニ徹底セシメ置キ不時ノ合図ニヨリ全校挙ツテ統制アル行動ニ出シムルニアリ

ロ、職員ハ此ノ計画ニツキソノ趣旨ヲ訓話シ 避難ノ方法順序等ヲ不断ニ訓練徹底シ置クベシ

ハ、非常信号ハ学校長其ノ指揮ニ当ル

ニ、風水地火空等ノ災害ニヨリ 避難方法 処置ハ異ルベキモノナレバ災害規程ヲ十分職員ハ予メ了知判断ヲ誤ラザルコト

ホ、ソノ具体案ハ年度始ニ於テ学校長之ヲ指示スルモノトス

へ、本演習ハ大体毎学期一回之レヲ行フ

(真鶴町立岩小學校蔵)

日当直心得となっているが、単なる精神的心構えを定めたものでなく、日直・宿直の具体的方法を定めた服務規程である。あわせて使丁服務規定、御真影並勅語謄本奉護規程・非常災害規程の諸規程が定められている。